

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

平成 1 7 年 9 月 2 1 日開会
平成 1 7 年 1 0 月 7 日閉会

山梨県北杜市議会

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 1 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会定例会（1日目）

平成17年9月21日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 市長施政方針・議案説明
（常任委員会付託）

日程第4 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議員の選挙

日程第5 同意第6号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求める件

日程第6 承認第18号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及び承認を求めることについて

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松 一雄
3番	篠原 眞清	4番	千野 秀一
5番	五味 良一	6番	利根川 昇
7番	渡邊 陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川 哲男	10番	秋山 九一
11番	小尾 直知	13番	風間 利子
14番	田中 勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林 元久	17番	小澤 寛
18番	篠原 珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田 俊彦	21番	鈴木 孝男
22番	細田 哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本 治年	25番	中村 隆一
26番	中村 勝一	27番	岡野 淳
28番	小林 忠雄	29番	小澤 宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山 俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊 英子
34番	中嶋 新	35番	小林 保壽
36番	古屋 富藏	37番	清水 壽昌

3.欠席議員 (なし)

4.会議録署名議員

19番	保坂多枝子	20番	内田 俊彦
21番	鈴木 孝男		

5 . 地方自治法第 1 2 1 条の規定により説明のため出席した者の職氏名 (2 2 名)

市 長	白 倉 政 司	助 役	曾 雌 源 興
収 入 役	小 澤 壯 一	企 画 部 長	坂 本 等
総 務 部 長	小 林 奎 吾	保 健 福 祉 部 長	古 屋 克 巳
生 活 環 境 部 長	坂 本 伴 和	教 育 長	小 清 水 淳 三
教 育 次 長	小 池 光 和	産 業 観 光 部 長	植 松 好 義
建 設 部 長	真 壁 一 永	明 野 総 合 支 所 長	萩 原 武 一
須 玉 総 合 支 所 長	長 坂 治 男	高 根 総 合 支 所 長	深 沢 袈 裟 雄
長 坂 総 合 支 所 長	小 沢 孝 文	大 泉 総 合 支 所 長	藤 原 宝
白 州 総 合 支 所 長	植 松 治 雄	武 川 総 合 支 所 長	福 井 俊 克
秘 書 室 参 事	藤 卷 正 一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 川 清 朗
監 査 事 務 局 長	小 澤 功 宜	行 革 調 整 室 長	小 松 正 寿

6 . 職務のため議場に参加した者の職氏名 (3 名)

議 会 事 務 局 長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和
議 会 書 記	伊 藤 勝 美

開会 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

平成17年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

本日ここに、平成17年第3回北杜市議会定例会が招集されましたところ、議員各位にはご壮健にてご出席をいただき、ご同慶に存じます。

円滑な議会運営によって、精力的かつ慎重に審議し、市民の負託に応えたいと思っております。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

報告事項を申し上げます。

本定例会に提出する議案につき、市長から通知がありました提出議案は同意2案件、承認1案件、認定24案件、議案83案件の110案件であります。

次に今定例会において受理しました陳情は、お手元に配布のとおりであります。

次に今定例会において受理した要請書は、お手元に配布のとおりであります。

次に今定例会において受理した意見書の提出については、お手元に配布のとおりであります。

次に平成17年5月、6月、7月分の月例出納検査、工事監査および行政監査について、監査委員から報告がありました。

今定例会におきまして、報道関係者等から撮影の申し入れがありました。これを許可したいと思っておりますので、ご了承をいただきたいと思います。

以上で、報告事項を終わります。

これより、本日の日程に入ります。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、本日から10月5日までの15日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は本日から10月5日までの15日間に決しました。

なお、定例会でありますので、追加案件もあろうかと思いますが、ご承知お祈ります。

○議長（清水壽昌君）

日程第2 会議録署名議員の指名ですが、会議規則第79条の規定により、議長により指名いたします。

19番議員 保坂多枝子君

20番議員 内田俊彦君

21番議員 鈴木孝男君

以上3名を、本定例会の会議録署名議員に指名いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第3 市長から施政一般に対する説明および、提出案件に対する説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

議員各位には、ご健勝にてご参集を賜り、ありがとうございます。

平成17年第3回北杜市議会定例会の開会にあたり、私の市政運営に対する所信の一端を申し述べるとともに、提出いたしました案件につきまして、その概要をご説明申し上げ、議員各位ならびに市民の皆さまのご理解とご協力を賜りたいと存じます。

天皇・皇后両陛下には、清子内親王殿下をご同伴の上、8月29日から31日のご日程で、本県および長野県を行幸啓なされました。29日には、長坂インターチェンジから高根町清里を経て長野県へ、31日には清里のポールラッシュ記念センターおよび清泉寮を訪問され、自然景観に優れた北杜市、また晩夏の清里を満喫していただいたものと思っております。北杜市に対し、ありがたいお言葉をたくさん頂戴いたしました。

また、沿道では予想をはるかに超える、おおぜいの市民の皆さまに歓迎や見送りをいただいたところであり、市民の皆さまや行幸啓にご苦労いただいた、多くの関係者の皆さまに心から感謝とお礼を申し上げます。

9月11日には衆議院議員総選挙が執行されましたが、本県では選挙前の3議席が7議席となり、特に北杜市の属する小選挙区第3区で立候補した候補者3人すべてが当選されるという、この上ない選挙結果となりましたことは、市政を預かる者として、大変心強く思っております。当選された議員の皆さんには、心からご祝福申し上げますとともに、地方にとっては大変厳しい時代でありますので、市政全般にわたる絶大なご指導、ご支援を念願しているところであります。

次に市制の状況について、申し上げます。

まず、市制施行1周年関係事業についてであります。

昨年11月に北杜市が誕生し、早1周年を迎えようとしています。合併1周年を迎えるにあたり、11月1日に高根ふれあい交流ホールにおいて、記念式典を挙行したいと考えております。この式典においては、各分野において市政の進展に貢献された方々を表彰してまいりたいと考えております。

また1周年記念事業として、日本を代表する芸術家 平山郁夫先生の講演会をはじめ、サントリー・サンバースと筑波大学のバレーボールの試合、堀米ゆず子さんと仲間たちによるクラシックコンサート、童謡歌手 川田正子さんのふれあいコンサートなどを計画しており、一部の事業は企業やNHKの協力もいただくこととしております。

地方は、高いレベルの文化に接触することは少なかったと思います。一流のものに触れること、本物に接することは非常に大切なことであり、市民の自信や生きがい、人材育成、結果として文化振興に役立ってほしいと考えます。

次に、行政改革についてであります。

いまや地方自治体は、市場経済にも似た行政の経営能力や行政サービスの質を競う時代を迎えております。将来のあるべき姿をしっかりと見据え、そして、それを実現していくための施

策を着実に実行していくことが強く求められております。

改革というものは、時として痛みを伴うものであり、多くのエネルギーが必要になるわけですが、北杜市発展のために、しっかりした基盤を築くためには、市民も行政も一体となり、行政改革に取り組む必要があります。

そのためには、市民の皆さまに北杜市の現状を理解していただき、そして、その情報を共有するとともに、意識改革や価値観の転換を図ることが不可欠であると考えております。

「市民の目線で考え、将来が見える計画」を基本姿勢として、新しい時代を築いていきたいと考えます。このような考えのもと、社会経済行政の変化に対応した簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、去る8月3日、委員10名で構成する行政改革推進委員会を設置し、第1回委員会を開催したところであります。

委員会においては、北杜市の現状・財政状況・組織機構・職員数・改革の基本的な考え・公共施設の状況等の説明を行うとともに、委員の皆さまからは「行政改革とは、一言で言えばスリム化であるが、住民自治の確立、人材育成、あるいは行政の透明化など行政の仕組みの改革が必要である」、「職員の意識改革も大事であるが、市民の価値観の転換も必要となる」など、多くのご意見をいただいたところであります。

年内に、あと3回の委員会を開催する予定であり、委員会の答申を受け、来年3月には行政改革の基本理念や推進事項などを盛り込んだ行政改革大綱を策定し、併せて行政改革を推進するための実施計画となる、行財政改革アクションプランを策定する考えであります。

また、公の施設への指定管理者制度の導入であります。来年4月からの導入に向けて準備を進めてまいりましたが、今議会に当面導入する公の施設の各条例の制定および改正を提出しておりますので、よろしくご審議をお願いいたします。

次に公会計改革シンポジウムについて、申し上げます。

去る8月26日、日本経済新聞社主催の公会計改革シンポジウムが東京日経ホールにおいて開催され、高崎市長、下関市長、大阪の枚方市長とのパネルディスカッションに参加いたしました。

地域間競争が年々激しくなり、特色のない地方公共団体は、生き残るのに大変だなということを実感したところであり、私も「地方に活力のある国家」をつくるのが政治信条であること、自主財源の確保や共助の精神の大切さなどを申し上げました。

このパネルディスカッションの内容につきましては、昨日の日本経済新聞に掲載されておりますので、恥ずかしながらご覧いただけたらと思います。

次に、小淵沢町との合併についてであります。

7月29日、総務大臣により廃置分合の官報告示が行われ、法律に基づくすべての手続きが完了となりましたので、来年3月15日の新北杜市の誕生が正式に決定いたしました。合併まで残すところ半年となりましたので、9月15日には清水議長、古屋副議長にご臨席いただき、市役所玄関に啓発用看板とカウントダウンボードを設置いたしました。同時に各総合支所へも横断幕等を設置するとともに、小淵沢町においてもカウントダウンボードや懸垂幕等を設置するなど、両市町一体となり、住民への啓発や県内外へ向け、新北杜市をアピールしてまいります。また、合併に向けての準備事務が円滑に進むよう、懸命にその役割を果たしてまいりたいと考えております。

今議会へは合併のため、事前に必要となる消耗品、備品などの経費を補正予算として計上し

ておりますので、よろしくご審議をお願い申し上げます。

次に韓国、抱川市との国際交流事業についてであります。

今年は日本と韓国の歴史にとって戦後60年、日韓国交正常化40年の節目の年であり、「日韓友情年2005 進もう未来へ 一緒に世界へ」をテーマに、芸術・学術・スポーツ等の分野において、両国国民の各種の交流が実施されております。

北杜市でも姉妹都市である抱川市において、8月2日から7日にかけて開催された韓国、中国、日本による中学生の青少年文化体験事業に、中学生のホームステイ訪問事業を兼ね、参加しました。

また、ソウル市で6月28日から7月3日にかけて開催された地方自治体・姉妹都市文化交流展に浅川兄弟の資料や北杜市の特産品を展示するとともに、観光パンフレットを配布し、PRを行いました。

さらに、抱川市で10月に開催される全国青少年民族芸術祭の特別公演に、抱川市長から招待がありましたので、北杜市と小淵沢町の舞踊代表団30名が参加し、文化交流を深めることとしております。

近年、日本での教科書、竹島、靖国神社など歴史に関わる問題で日韓関係がギクシャクしておりますが、こうしたときこそ、この地方レベルでの友好促進や民間の交流が大切であり、意義深いものであると考えております。

次に、新エネルギーへの対応についてであります。

環境創造都市建設に取り組む本市では、新エネルギー導入についてのビジョンの策定に向け、準備を進めてまいりましたが、今般、NEDO、新エネルギー産業技術総合開発機構の補助金交付決定がありましたので、来年3月末までに北杜市の地域エネルギービジョンを策定する考えであります。

また、地球温暖化防止対策の一翼を担う施設として、高根町地内に中小水力発電施設の設置を計画しており、今定例会の補正予算に計上しております。この事業もNEDOの補助金の交付決定をいただいております。

次に環境と経済の好循環のまちモデル事業について、申し上げます。

去る8月10日、環境省は環境と経済の好循環のまちモデル事業の対象地域として、北杜市など全国の7地域を決定しました。北杜市における事業は、NPO法人が主体となって構成する北杜市エコヴィレッジ協議会が事業主体となり、3年計画で太陽熱を利用しての省エネ住宅24戸を建築販売するもので、本年度は明野町地内において実施される予定です。自然環境の素晴らしさが、地域指定の主な要因であると聞いております。市といたしましても、事業のPR等について協力してまいりたいと考えております。

今後とも地球環境保全のため、新エネルギーの活用策を研究・検討し、環境日本一の北杜市をエネルギー面でも目指してまいりたいと考えております。

次に峡北地区最終処分場についてであります。県では地域の皆さんにご理解をいただくために、明野町の区長、連絡員、班長等を対象にした説明会を開催するとともに、より多くの意見をお聞きするため、明野町を12ブロックに分けて、9月6日から16日にかけて説明会を開催いたしました。また、この間、3回の峡北地区最終処分場整備検討委員会が開催され、現地視察も行われたところであります。また、市議会においても現地視察や県等の関係者を招いての説明会など、積極的に対応されており、敬意を表したいと思っております。

昨日は、第11回峡北地区最終処分場整備検討委員会が開催されたところであり、専門家として中村山梨大学名誉教授が出席され、ご意見を伺うとともに、過日開催された明野地区の説明会での地域住民の意見が報告されました。委員会では、地域住民の理解を得ることが重要であるとの認識のもと、県に対し、残念ながら説明ができなかった地区の住民説明会を再度開催するよう求めるとともに、次回以降の検討委員会での候補地の絞り込みが決定されたところでもあります。

次に、北杜市営火葬場についてであります。

かねてからの懸案でありました火葬場の建設につきましては、8月27日に議員各位ならびに関係者のご臨席のもと、竣工式を行い、9月1日には北の杜聖苑として稼動いたしました。北の杜聖苑は、住民に違和感を抱かせない荘厳の中にも明るく近代的で、かつ周辺環境と調和のとれた施設であり、火葬炉には最新の技術を結集し、無煙・無臭化とばい煙の除却を図るなど、公害対策に万全を期しております。

管理運営につきましては、常勤職員3名を配置し、利用者の利便性に配慮するとともに、より質の高い行政サービスの提供に努めてまいり所存でありますので、関係各位の温かいご理解とご協力をお願い申し上げます。

次に須玉統合保育園は、7月27日に竣工式を行い、8月1日に須玉保育園として、新たにスタートいたしました。現在195名が通園しておりますが、新しい保育環境の中、心身ともに健康で伸び伸びとたくましく、人間性豊かな子どもたちが育つことを願っております。また、少子化対策の一つになればと期待もいたしております。

次に障害者福祉施設について、申し上げます。

社会福祉法人 愛寿会から身体障害者療護施設を建設するため、国への補助金申請にあたり、北杜市の意見を求められております。

市といたしましては、保護者からも強く要請を受けていることから、この身体障害者療護施設の建設について異存はない旨の意見書を提出したいと考えております。

また、社会福祉法人 新友会が日本財団の助成により、須玉町小倉地内に定員20名の知的障害者授産施設の建設をすることになりました。愛寿会も新友会も施設建設にあたって、相当の自己資金が必要となります。健常者と障害者が地域において、支え合って暮らす社会の推進を考えますと、市としても財政厳しい折ではありますが、可能な範囲で支援することが必要と考えております。

次に、介護保険制度についてであります。

介護保険法の一部を改正する法律が、6月29日に公布されました。今回の改正骨子は予防重視型システムへの転換、施設給付の見直し、新たなサービス体系の確立、サービスの質の向上、負担のあり方・制度運営の見直し、被保険者・受給者の範囲の見直しであります。

このため、現在の要支援・要介護度1の比較的軽度な方は、今までのサービスとは異なり、新たなサービスである新予防給付として、要介護状態にならないためのサービスを受けられることとなります。また、自立と認定された方は、介護予防を行う地域支援事業を受けることとなります。

これらのサービスのプランは、原則として市が設置する地域包括支援センターが策定いたします。このセンターは社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師の3職種で構成されます。すべての職種を新規に採用することは、現状ではできませんので、できる限り、組織の見直し

により対応したいと考えております。

次に、たかねふれあいの湯についてであります。高根町には旧国道を挟んで、たかねの湯と、たかねふれあいの湯の2つの温泉があります。たかねの湯は平成7年に、たかねふれあいの湯は平成9年に建設いたしました。しかしながら近年、湯量の減少が目立ち始め、1つの源泉で2つの温泉を維持していくことが、困難な状態になってまいりました。

たかねの湯の本年度の利用者数は10万人を下回ると予想され、ピーク時の約15万人から年々減少傾向にあります。一方、たかねふれあいの湯は年間2万2千人前後であります。

このような状況から、2つの温泉を1つにして効率的に運営していくことが望ましいと考え、たかねふれあいの湯は、来年3月31日をもって閉鎖することいたしました。

次に、観光の振興についてであります。

今年の夏は天候に恵まれると同時に、映画で大ヒットした「いま、会いにゆきます」のロケ地として北杜市の名前が知られたことにより、夏休み中の観光シーズンは、昨年より観光客の入り込みは多く、明野町のひまわり畑をはじめとする北杜市内の主要観光施設等の入り込み客数は昨年より9%増の57万人となりました。今後も秋のイベントなど、観光キャンペーンをとおして、より一層の誘客を図ってまいります。

また、魅力ある観光地づくりについてであります。県の富士の国やまなし観光用振興施設整備事業補助金を活用して、施設整備を進める考えであります。

観光客の利便性の向上を図るため、清里Keep協会駐車場に公衆トイレを設置するとともに、甲斐小泉駅周辺を訪れる中高年観光客が増えていますので、駅前に公衆トイレと駐車場を設置することとしております。

9月5日には、平成19年放送のNHK大河ドラマが、井上靖原作の「風林火山」に決定したとの発表がありました。先般、NHK甲府放送局長から来年8月から行われるロケに、北杜市にも協力願いたい旨の要請がありました。

19年前の大河ドラマ「武田信玄」の際も小淵沢町を中心にロケが行われ、おおぜいの観光客が訪れましたので、小淵沢町との合併後の新北杜市としても、ロケなどに積極的に協力・支援を行うとともに、観光PRの絶好な機会と捉え、「風林火山」を最大限活用できるよう、知恵を絞ってまいりたいと考えております。

次に、農業振興についてであります。

収穫の秋を迎え、本市の主要作物である水稻は、幸いにも台風などの大きな自然災害にも見舞われなかったため、豊作が見込まれます。また、中間地域等直接支払い制度も集落説明を行い、新たに集落協定が結ばれております。本市の広大な農地を保全し、将来に向かっての農業振興推進のため、より多くの集落で、この制度を有効に活用していただきたいと思っております。

去る8月10日には、安心・安全な農産物の提供と地産地消を推進するための北杜市地産地消施設連絡会議を設置いたしました。構成メンバーは市内農産物直売所、農産物加工施設の代表者や生産者団体、梨北農業協同組合など32名であり、メンバーからは販路の拡大と冬場野菜等の新品目の栽培推進が必要などの意見が多くありました。

今後も、この連絡会議を定期的開催し、市内施設の共同利用や情報公開を図り、消費者の求めている安心・安全な農産物の提供を進めてまいる考えであります。

次に、有害鳥獣対策についてであります。

市では野生鳥獣による農林水産物等への被害防止を図り、農林業の経営の安定化を図るために、野生鳥獣害対策協議会を10月下旬に立ち上げる準備を進めております。市の担当職員が野生鳥獣の生態および防除対策を勉強するため、県の関係機関の専門職員を講師に研修会を開催したところであり、協議会設置後、早急に対策を協議できるものと思っております。

次に、市営住宅の整備についてであります。

健康で文化的な生活を営むために足りる住宅を整備することにより、市民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的に、住宅整備を進めております。

明野町旭丘住宅、ひまわり団地につきましては、若者から高齢者までの入居に対応できる住宅として建設を進めてまいりましたが、8月18日に2期工事分16戸が完成し、1期工事分と合わせて30戸となりました。この2期工事分16戸につきましては、10月から供用を開始する予定であります。

今後も市営住宅の建設を計画的に推進するとともに、民間にも協力を求め、定住人口の増加を図り、市の活力を向上していく考えであります。

次に、景観行政団体についてであります。

本市は先般、県知事の同意をいただきましたので、10月1日に景観法に基づく景観行政団体になります。景観行政団体になりますと、地域の特色に対応した景観計画を策定し、景観計画区域を指定することができ、景観計画区域内の建築物の高さ・デザインの基準・色彩等についての規制、誘導を行うことができます。

今後は都市計画と連動して、豊かな自然環境を活用する中で、人と自然が躍動する環境創造都市を目指し、市議会や市民の皆さんのご意見を伺いながら、平成20年度を目標に都市計画同様、景観計画の策定を進めてまいる考えであります。

次に教育の振興について、申し上げます。

平成16年度、17年度の継続事業として改築を進めてまいりました、明野中学校校舎の竣工式を9月2日に行いました。明るく開放的な校舎は、既存建物との調和を図る中で、日照時間日本一という地域性を考慮し、太陽光と太陽熱を有効に活用したエコスクールでもあります。次世代を担う子どもたちがゆとりと潤いに満ちて、将来に向け、一層充実した教育環境を目指した施設であります。

また、須玉中学校屋内運動場改築工事につきましては、来年3月の完成を目指し、6月に着手したところであります。

金田一春彦記念図書館につきましては、寄贈されました2千点あまりの資料を展示すべく改修工事を進め、11月1日のリニューアルオープンを予定しているところであります。北杜市の文化・教育振興の機関車になってほしいと願っております。

次に提出案件について、ご説明申し上げます。

本定例会に提出いたしました案件は同意案件2件、専決処分案件1件、認定案件24件、補正予算案件13件、条例案件64件、その他6件の、合わせて110件であります。

最初に平成17年度補正予算の専決処分について、ご説明申し上げます。

承認第18号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第2号)であります。3,275万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ271億2,245万4千円と定めたものであります。

これは衆議院議員解散に伴い、8月30日公示、9月11日投開票の衆議院議員総選挙およ

び最高裁判所裁判官国民審査執行にかかる経費を専決処分したものであります。

次に、決算の認定であります。

平成16年11月1日合併以降の平成16年度決算は今議会に付議されることになり、それぞれ一般会計、特別会計、病院会計、合わせて24案件となります。

次に同意案件であります。

同意第5号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件であります。

長坂町に平山郁夫シルクロード美術館を開館し、北杜市の文化・教育および観光などの振興に多大な功績のありました日本画家で、東京芸術大学学長の平山郁夫先生に北杜市名誉市民条例の規定に基づき、名誉市民の称号を贈ろうとするものであります。その功績を称えて、北杜市名誉市民としての顕彰について、同意をお願いするものであります。

次に同意第6号は、松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員を選任する必要が生じたので、委員の選任について同意をお願いするものであります。

続きまして、平成17年度補正予算について、ご説明申し上げます。

まず、議案第93号 一般会計補正予算(第3号)であります。12億614万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ283億2,860万2千円と定めるものであります。

歳入の主なものは地方交付税7億1,864万4千円、諸収入1億5,263万1千円、市税1億68万円のほか、繰越金、県支出金、繰入金などであります。

歳出の主なものは市制施行1周年記念、7事業合わせて717万7千円、地球温暖化防止対策事業として中小水力発電事業に2億6,930万4千円、富士の国やまなし観光施設整備事業に5,747万4千円、公立学校施設整備事業に1,687万6千円などであります。

次に国民健康保険特別会計補正予算(第1号)であります。2億163万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ36億7,913万円と定めるものであります。主なものは療養給付費であります。

次に老人保健特別会計補正予算(第1号)であります。848万4千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億7,054万8千円と定めるものであります。主なものは、精算に伴う一般会計への繰出金であります。

次に介護保険特別会計補正予算(第1号)であります。6,262万3千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ26億3,522万5千円と定めるものであります。主なものは制度の見直しに伴う補足的給付費への予算組み替えと精算に伴う基金積み立て、および一般会計への繰出金であります。

次に簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。1億1,047万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億5,429万6千円と定めるものであります。主なものは、中央簡易水道統合整備事業であります。

次に下水道事業特別会計補正予算(第1号)であります。6億2,167万7千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ46億3,542万3千円と定めるものであります。主なものは、汚水処理交付金事業による処理場増設と管渠布設であります。

次に農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)であります。142万9千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ16億9,325万9千円と定めるものであります。主なものは汚水処理場機器の補修および用地補償であります。

次に白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第2号)であります。96万5千円を

追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ5,232万4千円と定めるものであります。主なものは、宿泊棟施設修繕と備品の購入であります。

次に武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第2号)であります。55万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億153万2千円と定めるものであります。主なものは、納豆用パッケージの印刷であります。

次にケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)であります。1,211万3千円を減額し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1億7,567万7千円と定めるものであります。主なものは、自主放送配信のための工事負担金と公債費の減額であります。

次に温泉事業特別会計補正予算(第1号)であります。主なものは人事異動に伴う予算の組み替えであります。

次に須玉財産区特別会計補正予算(第1号)であります。1,650万8千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,960万9千円と定めるものであります。主なものは、基金への積み立てであります。

次に浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)であります。279万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ7,093万8千円と定めるものであります。主なものは、基金への積み立てとサンフラワー事業への補助金であります。

次に、条例案件であります。

議案第106号から議案第109号までの4議案につきましては、市町村の合併の特例に関する法律第9条の第3、第1項の規定および地方自治法第289条の規定により、市川三郷町、甲州市、中央市、中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入、小淵沢町を北杜市に編入に伴い、山梨県市町村総合事務組合の事務を従前の例により行うものとしたこと、同組合を組織する地方公共団体の数を増減すること、および財産の処分について協議が必要であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に議案第110号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

これは市川三郷町の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3、第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が、市川三郷町の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および同組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて協議が必要であり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものであります。

次に議案第111号 字の区域の変更であります。これは基盤整備促進事業、日野地区区画整理工事実施に伴っての変更であります。

次に議案第112号 北杜市低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例であります。租税特別措置法の一部を改正する法律の施行に伴い、本条例を廃止するものであります。

次に議案第113号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例の制定であります。合併時の暫定条例の大泉村屋内スポーツ施設設置及び管理に関する条例を廃止し、新たに管理運営について必要な事項を定めるものであります。

次に議案第114号 北杜市たかねの湯条例の制定から議案第122号 北杜市清里駐車場条例の制定までの9案件と、議案第130号 北杜市駐車場条例の全部改正から議案第

175号 北杜市公園条例の全部改正までの46案件につきましては、指定管理者制度に移行するため、指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲を定めるため、条例を改正するものであります。

次に議案第123号 北杜市いずみふれあい農業体験の家条例の制定であります。貴重な農具や民具を展示し、農業を実体験することにより、現在に至っている歴史や伝統を学び、今後の地域の活性化に供する施設を設置するため、本条例を制定するものであります。

次に議案第124号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部改正であります。新たに運行路線を設け、利用者の利便性を図るため、改正をするものであります。

次に議案第125号 北杜市交通安全対策会議条例の一部改正であります。北杜市行政組織条例の改正により、分掌業務が見直されたことに伴い、改正するものであります。

次に議案第126号 北杜市職員給与条例の一部改正であります。一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律の改正に伴い、改正するものであります。

次に議案第127号 北杜市手数料条例の一部改正であります。社会保障に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の実施に伴う、厚生年金保険法等の特例等に関する法律の施行に伴い改正するものであります。

次に議案第128号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部改正であります。大泉ふれあい教室の移転および高根西ふれあい教室の新設に伴い、改正するものであります。

次に議案第129号の北杜市公の施設にかかる指定管理者の指定手続等に関する条例の一部改正であります。指定管理者制度の効率的導入に伴い、改正をするものであります。

以上、私の所信の一端と提出いたしました案件につきまして、ご説明申し上げます。

よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

市長の説明が終わりました。

お諮りいたします。

ただいま、議題となっております日程第32 議案第93号から日程第109 議案第175号までの78案件につきましては、お手元に配布してあります議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、お手元に配布の議案付託表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第4 選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議員の選挙を議題といたします。

提案理由は平成17年9月14日をもちまして、任期が満了となったためであります。

同組合の規約に基づき、3名の組合議員の選挙を行います。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長において指名推選といたしたいと思っておりますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、推薦の方法は議長による指名推選とすることに決しました。

事務局より朗読させます。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

選挙第2号 釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議会議員の選任について

釜無山外三字恩賜県有財産保護組規約第5条の規定により、次のとおり選任する。

平成17年9月21日

北杜市議会議長 清水壽昌

住 所 北杜市白州町上教来石923番地

氏 名 唯井久男

生年月日 昭和16年3月30日生まれ

住 所 北杜市白州町大武川143番地

氏 名 名取好文

生年月日 大正11年6月18日生まれ

住 所 北杜市白州町大武川178番地

氏 名 伊東茂喜

生年月日 昭和6年4月4日生まれ

以上です。

○議長（清水壽昌君）

お諮りいたします。

ただいま指名いたしました唯井久男君、名取好文君、伊東茂喜君の以上3名を釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしました3名が釜無山外三字恩賜県有財産保護組合議員に当選されました。

ただいま当選されました唯井久男君、名取好文君、伊東茂喜君に会議規則第32条第2項の規定により当選の告知をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第5 同意第6号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局より朗読させます。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

同意第6号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会委員の選任について議会の同意を求める件

松尾山恩賜県有財産保護財産区管理委員会に次の者を選任したいので、北杜市財産区管理条例（平成16年北杜市条例第244号）第3条第1項の規定により、議会の同意を求める。

平成17年9月21日 提出

北杜市長 白倉政司

住 所 北杜市須玉町穴平2614番地

氏 名 坂本静

生年月日 昭和19年9月12日生まれ

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

同意第6号の、松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について議会の同意を求め
る件については、北杜市財産区管理会条例第3条第1項の規定により、新たに管理会委員を選
任する必要があるため、北杜市須玉町穴平2614番地、坂本静、昭和19年9月12日生ま
れについて、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りいたします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第5 同意第6号 松尾山恩賜県有財産保護財産区管理会委員の選任について
議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

坂本静君が議場におられますので、本席から会議規則第32条第2項による告知をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第6 承認第18号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の報告及
び承認を求めることについてを議題といたします。

朗読。

○議会事務局書記（伊藤勝美君）

朗読いたします。

承認第18号 専決処分事項報告の件

緊急執行を要した下記1件は、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専
決処分したから、同条第3項の規定により議会に報告し、議会の承認を求めます。

記

平成17年度北杜市一般会計補正予算書(第2号)

平成17年9月21日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

市長。

○市長(白倉政司君)

承認第18号の、平成17年度北杜市一般会計補正予算(第2号)の専決処分の報告の件でありますが、衆議院の解散に伴う選挙執行経費の補正であります。

予算の総額に3,275万5千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ271億2,245万4千円と定めたものであります。

内容につきましては、企画部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご承認のほどをお願い申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

企画部長。

○企画部長(坂本等君)

内容につきまして、ご説明を申し上げます。

皆さんのお手元にご配布いたしております、承認第18号の専決処分事項報告の件の議案をお出しいただきしたいと思います。

1枚表紙をめくっていただきまして、1ページには専決処分書でございます。

地方自治法第179条第1項の規定により、下記のとおり専決処分をするということで、専決処分日は平成17年8月17日でございます。

去る8月8日、衆議院議員解散に伴いまして、選挙執行に要する予算対応が必要となったために、専決処分といたしたものでございます。

内容につきましては、ページをおめくりいただきまして、7ページをお開きいただきしたいと思います。

7ページから8ページにかけまして、歳入でございますが、15款の県支出金、3項県委託金、1目の総務費の県委託金でございます。補正額は3,268万4千円の増額でございます。

次に19款の繰越金、1項1目の繰越金でございますが、7万1千円の繰り越しを充当いたしました。県委託金につきましては、2節の選挙費の委託金3,268万4千円でございます。

続きまして、めくっていただきまして、9ページ、10ページにかけまして、歳出でございます。

歳出につきましては、2款の総務費、4項の選挙費、3目衆議院議員選挙費でございます。補正総額が3,275万5千円でございます。

節の内容につきましては投票所、それから期日前投票、それから投票におきます投票管理者および投票立会人の皆さんの報酬からはじまりまして、選挙事務費に関わります選挙事務従事者、これは投開票当日、それから期日前投票等に関わります職員の時間外勤務手当。それから需用費におきましては印刷製本費、投票所等の賄い費を計上してございます。委託料につきま

してはポスターの掲示場の設置業務委託。使用料等につきましては臨時電話、それから投票所の施設の借り上げ料。合わせまして3,275万5千円の歳出予算の計上でございます。

以上が内容でございますが、ご審議をいただきまして、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

質疑を許します。

（ な し ）

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は討論を省略し、採決したいと思います。ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、討論を省略し、採決いたします。

本案は、原案どおり承認することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第6 承認第18号 平成17年度北杜市一般会計補正予算（第2号）の専決処分報告及び承認を求めることについては、原案どおり承認することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

次の会議は9月27日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午前11時01分

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 7 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会定例会（2日目）

平成17年9月27日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

- | | |
|-----|--------|
| 9番 | 浅川哲男君 |
| 19番 | 保坂多枝子君 |
| 13番 | 風間利子君 |
| 2番 | 植松一雄君 |
| 33番 | 渡邊英子君 |
| 16番 | 小林元久君 |
| 23番 | 林 泰彦君 |
| 6番 | 利根川 昇君 |
| 32番 | 小野喜一郎君 |
| 5番 | 五味良一君 |
| 25番 | 中村隆一君 |
| 8番 | 鈴木今朝和君 |

2.出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松一雄
3番	篠原眞清	4番	千野秀一
5番	五味良一	6番	利根川昇
7番	渡邊陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川哲男	10番	秋山九一
11番	小尾直知	13番	風間利子
14番	田中勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林元久	17番	小澤 寛
18番	篠原珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田俊彦	21番	鈴木孝男
22番	細田哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本治年	25番	中村隆一
26番	中村勝一	27番	岡野 淳
28番	小林忠雄	29番	小澤宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊英子
34番	中嶋 新	35番	小林保壽
36番	古屋富藏	37番	清水壽昌

3.欠席議員 (な し)

4.地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市 長	白倉政司	助 役	曾雌源興
収 入 役	小澤壯一	企 画 部 長	坂本 等
総 務 部 長	小林奎吾	保 健 福 祉 部 長	古屋克巳
生 活 環 境 部 長	坂本伴和	教 育 長	小清水淳三
教 育 次 長	小池光和	産 業 観 光 部 長	植松好義
建 設 部 長	真壁一永	明 野 総 合 支 所 長	萩原武一
須 玉 総 合 支 所 長	長坂治男	高 根 総 合 支 所 長	深沢袈裟雄
長 坂 総 合 支 所 長	小沢孝文	大 泉 総 合 支 所 長	藤原 宝
白 州 総 合 支 所 長	植松治雄	武 川 総 合 支 所 長	福井俊克
秘 書 室 参 事	藤卷正一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅川清朗
監 査 事 務 局 長	小澤功宜	行 革 調 整 室 長	小松正寿

5 . 職務のため議場に出席した者の職氏名 (4 名)

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和
議 会 書 記	伊 藤 勝 美
議 会 書 記	平 井 光

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の一般質問は、12人の議員が市政について質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問ですが、通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

9番議員、浅川哲男君。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

本9月の定例議会は、北杜市最初の平成16年度の決算議会でございます。合併に伴う各町村の持ち寄り予算、継続事業、また懸案事項など複雑な事務処理でありましたが、その行財政執行運営がどのように成果を挙げたか、その結果は後年度に生かさなければならぬ、重要な決算審査をしなければならない議会でもございます。

いまや国・地方においては、借金漬けの厳しい財政運営を強いられ、破綻寸前であります。わが北杜市にあっては、他の市に比べて1人当たりの借金は2倍以上あり、市民1人当たりの借金は特別会計分の借金を除いて90万円余ありますが、このことは市民の皆さんは承知されておるところでございます。今後の財政運営を心配もされてございます。

このような状況下で、今後の市政運営にあたっては、市長および執行部、議会において、市民の理解を得る中、簡素で効率的な行財政改革を待たなして断行しなければなりません。

先の衆議院解散総選挙におきましても、国民の多くは行政改革、機構改革をしてもらいたい結果となり、国と地方との関係は三位一体の改革が進む中で、自主自立が求められております。

次に、2件について質問に入ります。

まず1件の行政改革の推進状況であります。市長は就任以来、本市の行財政の実情から行政改革にいち早く取り組み、今年度中に行政改革大綱の施策に向け、8月3日に行政改革推進委員会の設置と委員10名を委嘱し、現時点までの審議状況については、市長の所信表明で述べられ、その概要については理解しております。

また、改革大綱作成中ではあるが、市長は今議会に行革の一部ではあるが、市の施設に関わる指定管理者の指定手続き等に関する条例改正と、106の施設を民間に管理を指定することは行革実施のスピードを速め、市民はその改革に期待しているところでもございます。

次に2件目の件ですが、小中学校の統廃合検討についてであります。行政改革推進委員会での審議事項は多岐にわたりありますが、新市の建設計画、小淵沢町を含むものでございますが、人口の見通しによると2005年が5万252人、2015年には4万9,231人となり、10年間で1,021人の減少となり、これから少子高齢化が進みます。

小学生の入学状況を見ますと、15校中、平成17年度で40人学級以上は3校のみでござ

います。15校の平均の入学生は26.7人となります。中学生の入学状況を見ると、7校中、これは甲陵中を除くものでございますが、40人学級以下は2校あります。

このように人口の減少で、小中学生の入学は年々減少に転じ、これらの状況は教育効果、クラブ活動、また維持管理費などについても、行政改革推進委員会で重要事項として審議されるものと思います。

学校の統廃合の実現には各町住民、また保護者の理解を得なければ統廃合はできないので、早急に、その取り組みをすべきであると思うが、市長の考え方はどうかお伺いします。

以上2点でございますが、よろしく申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

9番、浅川哲男議員のご質問にお答えいたします。

最初に、行政改革の推進状況についてであります。

社会経済情勢の変化に対応した、簡素にして効率的な市政の実現を推進するため、去る8月3日、委員10名で構成する行政改革推進委員会を設置し、第1回委員会を開催したところであります。

委員会においては、改革の基本理念や改革の基本目標などについて、委員の皆さんから多くのご意見をいただいております。

委員からの意見について、具体的に述べますと、行政改革とは一言で言えばスリム化であるが、住民自治の確立、人材育成、あるいは行政の透明化など、行政の仕組みの改革が必要である。職員の意識改革も大事なことであるが、市民の価値観の転換も必要となる。バブルの大量生産大量消費という時代の価値観を変え、先に見える改革と計画を立てなければならない。「入るを凶って出ざるを制する」という二之宮金次郎の言葉のとおり、そこをどのようにコントロールしていくかというような価値観を転換していかなければならない。これだけの環境資源を持っている地域はない。この環境をどうやって維持、磨き上げていくかということを徹底してやっていくことが、北杜市に非常に有利な視点となってくるなど、多くの意見が交わされております。

第2回委員会は10月14日に開催し、改革の推進事項について、審議していただく予定であります。その後は月1回ぐらいのペースで開催し、来年3月には委員会の答申を受け、行政改革大綱および行財政改革アクションプランを策定する考えであります。

次に、小中学校の統廃合についてであります。

ご指摘のとおり、学校の統廃合にはいろいろの状況を総合的に勘案しなければなりません。確かに児童生徒数も毎年減少し、少子化は進むばかりであります。教育効果を心配することは当然であり、学校の適正規模と配置について、それぞれ地理的条件なども考慮しながら、行政改革推進委員会の意見はもちろん、議会やPTAなど多くの皆さんの考え方やご意見をお聞きしながら、検討をしていきたいと思っております。その前に、少子化対策に全力で当たる決意であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

9番議員、再質問はございませんか。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

行革の関係でございますが、ただいま市長が述べられたとおり、大綱については今年度の3月にできるという内容でございますが、それは結構ですが、その後における具体的な改革計画が相当あると思います。そういう改革計画と、それについて、実施の方法は現在のところ、どんなように考えておるか。市長、または担当の部長にお願いします。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

浅川議員の再質問、自席で失礼させていただきます。

行政改革大綱を具体的に実現していくための実施計画となります、行政改革アクションプランにつきましても、行政改革大綱と並行して審議を進めて、来年3月までには、先ほども言いましたとおり、策定する予定であります。

おおむね平成18年から5年間のスケジュールで、私を本部長として、これを進めていきたいと思っております。

進捗状況の内容については、議会をはじめ、その都度、報告させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

9番議員、まだ質問ございますか。

浅川哲男君。

○9番議員（浅川哲男君）

次に小中高の統廃合の件でございますが、今年4月の入学式に立ち会ったわけですが、そのときの資料を見ますと、少ないところで、今年は1人、来年は0、また1人とか、そういう学校がございます。そのほか14校あるうちに、約半数が10人から20人程度の規模でございます。

そんなことを考えますと、新生児が少なくても、維持管理費は同じようにかかるのではないかなと、こんなように思います。そういうことで、小中学校の維持管理費が現在どのくらいかかっているのかどうか。そして、それに伴う子どもさんというか、児童生徒が少ないわけですが、クラブ活動なり部活動とかいろいろあるわけですが、そんな状況で、子どもに集団的な活動がうまく出ているのかどうか。その点について、教育長のお考えをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

学校の維持管理、それからクラブ活動について、教育長の考え方ということでございますけど、確かに先ほど、市長が申しあげましたように、少子化で、本音としては、特に中学校のクラブ活動なんかは問題があるやに感じている部分も思っております。細かい数字的なものにつきましては、教育次長のほうから答弁をさせていただきますから、ご理解をいただきたいと思

います。

○議長（清水壽昌君）

次長。

○教育次長（小池光和君）

浅川哲男議員の質問にお答えいたします。

まず1点目につきましては、学校の維持管理費の関係でございますが、当初予算ベースの数値でございます。

まず、小学校の学校管理費につきましては1億4,618万9千円。これを14校でございますので、単純に割りますと、1校当たり1,044万2千円の状況でございます。

それから教育振興費でございますが、1億1,450万9千円。これを14校で除しますと、817万9千円でございます。

それから中学校でございますが、学校管理費が9,334万7千円。これを7校でございますので、割りますと1,333万5千円。

それから教育振興費でございますが、1億2,136万5千円を7校で除しますと、1,733万8千円になります。

これはあくまでも、各学校ごとの割り返しでございます。これには大小の規模もありますし、それから修繕工事等の関係で膨らんでいるところもございます。

それから部活動につきましてでございますが、中学校7校、おのおの10前後の部がございます。この中には全校生徒の全員活動制とか、それから、中には重複可能と。要するに夏シーズン、冬シーズンに限らず、重複で部を運営しているという部もございます。それから、中には人員不足で活動休止という状況の学校もございます。それから、もう1点。他校との合体の中で大会に出場という状況の学校もございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

以上で、質問を打ち切ります。

これで9番、浅川哲男議員の一般質問を終わります。

次に19番議員、保坂多枝子君。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

議長の許可をいただきましたので、以下2点について質問いたします。

行楽のシーズンを迎え、他県からの車も増えている中、9月8日には明野町において、全国交通安全キャラバン隊の伝達式が行われ、秋の交通安全週間が始まっております。

交通ルールを守り、事故の発生を未然に防ぎ、犠牲者を一人たりとも出たくないのは、万人の願うところであり、実現に向けてのあらゆる努力が必要であります。

さて、この峡北のエリアは面積が広く、人口密度が低いため、公共機関の交通網が整備しにくい状況であり、生活基盤の足となる自家用車は、日常生活の中で不可欠な手段となっております。

乳幼児の安全確保のため、シートベルトの代用としてベビーシート、チャイルドシート、ジュニアシート等、幼い命を守る補助装置が必要であり、本市においては購入に対し、補助金が交

付されております。

補助金の額は購入額の2分の1相当額で、2万円を限度として、乳幼児1人当たり、乳児用1回、幼児用1回の合計2回まで、新品を購入した場合にのみ適用となり、乳幼児が1人に1つ必要となるため、2人お子さんを持っていらっしゃれば2つ、3人であれば3つ必要であり、幼い子を持つ親には大きな家計の負担であり、この補助については、大変ありがたい制度であると考えます。

しかし、子どもの成長は非常に早いもので、このシートを消耗しきることは、まず、あり得ません。また破損もわずかであり、使わなくなると物置にしまい込んでいるご家庭も数多く見受けられます。ほかに使い道もなく、無駄を省く意味からも、資源の利活用として、また財政上の観点から考えてみましても、補助金の支給分を購入費用に充当し、チャイルドシート等の補助装置をリース制にしてみてもはと考えます。すでにリース制を導入しているところもあると聞いておりますが、市長の見解を伺います。

2点目といたしまして、防災システムの進捗状況について、お尋ねいたします。

今年も昨年に引き続き、大型台風の到来、地震など天変地異の激しい年であり、自然災害が数多く起きているところであります。いつも何か事が起きると、起きてから慌てて対応することが多く、どうしていいかわからない、何があるのかかわからない、どこへ行けばいいかわからないといったような戸惑うばかりの状況で、いざというときに間に合わず、被害がますます拡大されることも起きております。こうしたことから、緊急時における防災システムの整備は必要不可欠なことであり、急を要するものであります。

3月議会において、行政や社協、ボランティアなど各種団体が独自に行っている防災体制の一元化を図り、事が起きてから対応するのではなく、官民一体となった防災組織のネットワークづくり、つまり専任の職員を配置し、1カ所に対応できる危機管理システムを今年度の防災計画に盛り込む旨、伺っております。

避難場所の確保、誘導の方法、行動計画、施設整備など併せて検討する必要もあり、策定していく上ではたくさんの課題をクリアしなければなりません。緊急の課題と考え、現在の進捗状況をお伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

19番、保坂多枝子議員のご質問にお答えいたします。

まずチャイルドシート等、購入補助についてのご質問にお答えします。

現在、市ではチャイルドシート購入額の2分の1、限度額2万円の助成をしております。チャイルドシートはご指摘のとおり、子どもの成長段階に合わせて使用しなければなりませんので、市では乳幼児1人当たり2回の購入に対し、助成が可能となっております。

リースの場合は一度着用されたチャイルドシートを、再び第三者に二次使用していただくこととなりますので、事前にシートの洗浄、軽微な修理、安全確認、点検を行ったのち、適正な装着をすることにより、初めて安心して乳幼児に利用が可能となるものと思っております。

したがって、そういった作業をどのような方々に受け持っていただくか。また、万が一の場合の安全保障に伴う損害保険の適用等について、検討課題が多いため、当面リースは考え

ず、現行の制度で対応してまいりたいと思います。

次に、防災システムの進捗状況についてであります。

台風や大地震による災害から市民の生命、身体および財産を守るためには、市をはじめとする各防災関係機関の防災対策のみでなく、市民一人ひとりがまず自分で守るということを認識し、行動することが被害を少なくする原点であります。

災害に対応するために、専任職員の配置など、危機管理体制の整備は緊急を要する課題であると認識しております。

9月3日の市総合防災訓練においては、各自主防災組織においても訓練をされましたが、市の職員も危機意識を持ち、災害情報伝達訓練などを行いました。また、現在作成中の地域防災計画の中では防災関係機関の役割、処理すべき事務業務をはじめ、それぞれの分担を明確にして災害対策本部長の指揮のもと、的確な判断に基づいた行動がとれるようにしてまいります。

データの収集作業をほぼ終え、素案の構成作業に入っており、早期に完成するよう努めておりますので、ご理解をお願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、再質問はございませんか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

先ほどのチャイルドシートの件でございますが、少子化というのは北杜市においても、非常に重要な課題だと考えております。子どもを産まない、子どもが少なくなっているという、その原因の1つに、子育てにお金がかかるということも考えられております。高いものでは10万円ぐらい、そして2、3万円、いろいろ幅はあるわけでございますが、非常に購入ということに対しましては、負担が大きいという声も聞いております。また、使い捨てにしてしまうというふうな観点から考えましても、このリース制という部分、ぜひ考えていただきたいというふうに考えます。この点につきまして、再質問させていただきたいと思います。

それから、もう1点の防災のほうでございますが、先ほど策定中というふうな、いろいろなお話を伺ったわけですが、勤労世帯が増えておりまして、留守がちの家庭が多くなっています。そんな中で、防災のシステムづくりの中に、在宅の人たちを中心とした、すぐに防災に対応できるというふうな人たちを巻き込むような、お考えがあるかというふうな、そういった組織づくりをしていったらどうかというふうなことを考えますが、いかがかと思えます。

そして、それに関しましてでございますけれど、先ほど、訓練のお話が出ました。その訓練というの、一度や二度ですと忘れがち、いざというときに間に合わないということもございまして。年に1回の防災訓練ということも大事でございますが、なるべくそういう機会をもっといただけるような、そういった策定ですね、そういったものも考えていただけたらと思っております。

そして、中には備蓄品がどんなふうになっているか、今現在の状況でどんなふうになっているかということも合わせて、お尋ねしたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

チャイルドシートに対して、再質問をいただいたわけでありますけども、私ども執行部としても、いろいろな意味で考えさせてもらいました。ただ、この少子化はいろんな意味で、総合的に考えなければならないことは確かであります。いろいろの支援が必要であるというふうに承知をいたしております、一言で言えば、総合的に行政を挙げて、これから少子化対策に当たる予定でありますけども、ただ率直に言って、少子化が経済的理由だけで少子化だとも思っておりません。

そんなこんなを考えながら、少子化対策を考えていくのでありますけども、このチャイルドシートに対しては、さっき、私が答弁でも言いましたとおり、このリースみたいな形になると、万が一のときにどういうふうな補償があるか等々考えたときに、大変行政として負担が多くなることは間違いのないところであります、1万円、2万円だったならば、子どもかわいさ、孫かわいさで、それぞれ買ってくれるのではないかというふうな、正直、思いもします。

昔はおおぜい子どもがいましたから、兄貴から弟へ、弟からまたその弟へと、兄弟、男女に限らず、そういうのがありましたけども、今、所詮1人、2人ですから、そういう研究も必要であることは確かでありますけども、先ほど答弁しましたとおり、当面はぜひひとつ、あまりにも行政負担がかかることも確かであります。金額ということだけでなく、精神的問題も含めてですね。ご理解をいただきたいと思っております。

それから防災に対して、いろいろご提言もいただいたわけでありますけども、保坂議員ご指摘の問題も含めまして、地域防災計画の中へ組み入れていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

19番議員、再々質問ございますか。

保坂多枝子君。

○19番議員（保坂多枝子君）

今の答弁の中で、ちょっと私、伺いたいというところが、備蓄品の状況がどんなふうになっているかということをお願いしたいと思います。

そして、先ほどのチャイルドシートですが、ぜひ、ほかのところでも導入というところがございまして、研究をしていただいて、導入に近づいていっていただきたいと、こんなふうに思います。

では備蓄品のことにつきまして、よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

部長。

○総務部長（小林奎吾君）

保坂議員のご質問にお答えを申し上げます。

防災の備蓄品というご質問かと思っておりますが、市におきましては、現在、順次、整備をしているところでございます。

今まで浄水器、それから投光器、発電機等々の備蓄もしているわけでございますが、日用の

セットということで、103セットほど用意もさせていただいております。それから、今年度は医療器のセット、それから担架等々も予算計上させていただく中で、現在、整備を進めているところでございます。

しかし、地震が発生後、数日間、よく言われますように、2日から3日間は電気、水道等のライフラインをはじめ、食料の流通等が途絶える可能性もあろうかと思うわけでございます。そうした中で、家庭内での備えも必要かと思えます。家庭内の備蓄対策につきまして、今後、PRもしてまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで19番、保坂多枝子議員の一般質問を終わります。

次に13番議員、風間利子君。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

2点について、質問させていただきます。

まず最初に、資源ゴミの北杜市としてのマニュアルをということで、7月、私たち議員研修で新潟のエコパークいずもざきと、小諸のイー・ステージの廃棄物処分場を見学いたしました。イー・ステージの処分場では、山梨県においても旧64市町村の8割の51市町村が利用しているとのことで、素晴らしい施設でした。

また、その折、長野県では分別収集が95%、山梨県では1%ということで驚き、両処分場より分別マニュアルを送っていただきましたところ、分かりやすくできているマニュアルにも感心いたしました。

私の地区では、資源ゴミの収集日に地区の役員さんに女性団体が加わり、お手伝いしながら勉強しておりますが、衛生委員さんも分からないことが多いようです。武川でも3年前に分別収集マニュアルの冊子をいただきましたが、先般エコパークたつおかでお聞きしましたら、エコパークたつおかで作られたものを、各町村がそれぞれ手直しして出されたものということで、資源ゴミ15品目がありますが、そのマニュアルの中には現在、資源の分別として出せない菓子箱も入っておりますし、出されているものの中にも支所からは、その都度、放送はありますが、ペットボトルの蓋、ラベル、カップヌードルの容器など、15品目の中には入っておりません。

分別収集は各市町村での責任ということで、小淵沢と長坂が比較的よい分別をされているということもお聞きしました。

収集業者にお聞きしましても、資源ゴミとして出されていても、箱類ではダンボール以外は費用がかかり過ぎて、資源ゴミとして処理できないものもあるとのことでした。

分別収集は環境問題として一番初歩的な問題で、スウェーデンは幼児期から分別を学ばせているとのことでした。

合併する前は資源ゴミのマニュアルが、どこの町村でも配布されたと思います。7町の業者も一律ではないと思いますが、業者との打ち合わせをもとに、北杜市としての資源ゴミの品目が一目で分かる統一したマニュアルを、ぜひつくっていただきたいと思いますが、市としてのお考えをお聞きしたいと思います。

次に子育て支援について。

3月で一般質問させていただきました、ファミリーサポートセンターの設置について、その後、福祉部長さんにお話を伺いましたが、一般質問の答弁と同じく、現在のところ、子育てにつきましては母子愛育会ということでしたが、北杜市では現在、愛育会は3町だけ、ほか4町には愛育会はありません。立ち上げるための準備、検討はしていられるようですが、思うように進まない状況もお聞きしました。

現在、愛育会でも乳児検診や講演会のときなど、お手伝いをしているようですが、愛育会の活動には限度があり、私のお願いしているのは一時保育、延長保育ではできない24時間体制のサポートです。ファミリーサポートや保育サポートは、子育て支援で大きな事業だと思いますので、愛育会でする活動ではないのではないかと思います、いかがでしょうか。

私は8月2日より3日間、財団法人 21世紀職業財団における保育サポーターの養成講座を受けてまいりました。来年3月、合併する小淵沢でも11月、保育サポーターの養成講座を予定されているようですし、来年中央市として合併する人口1万人弱の玉穂町でも、子育て養成講座を募集しましたところ、25名の募集に対して31名の応募があったと報道されました。また、甲斐市でも8月にファミリーサポートセンターがオープンいたしました。

子育て支援につきましては、国の少子化対策の重要課題の施策でもあり、新聞紙上でも毎日報道されております。非常に関心の高い、必要な事業だと思います。

北杜市でも次世代育成支援行動計画、子どもの声が響くまちづくり北杜、ダイジェスト版が5月に配布されました。その中にもファミリーサポーターの設置が計画されておりますが、平成21年で、だいぶ先のことです。

過日、市長の所信表明にもありました。市民の目線で考え、将来が見える計画を基本姿勢として、新しい時代を築いていきたいと述べられました。これは非常に大切なことではないかと思えます。

北杜市として、ファミリーサポーター、保育サポーターの設置は市民の目線に立って、前向きに、また早急に検討していただきたいと思いますが、どのようにお考えでしょうか、お伺いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

13番、風間利子議員のご質問にお答えします。

まず、資源ゴミの北杜市としてのマニュアルをについてのご質問にお答えいたします。

風間議員のご指摘のとおり、現状は合併前の方法により各町で分別収集を行っており、早期に分別方法、品目を統一し、ゴミの分別、資源化に取り組むべきと考えております。

現在、小淵沢町と北杜市環境基本条例の制定に向けて、協議を進めており、12月の定例市議会に提案したいと考えております。その後、環境基本条例に基づき、環境基本計画および一般廃棄物処理基本計画を策定いたしますので、これらの計画に沿い、資源ゴミを含めたゴミ分別収集マニュアルを作成し、ゴミの資源化を推進してまいりたいと考えております。

次に子育て支援、ファミリーサポートセンターの設置についてであります。

ファミリーサポートセンターにつきましては、今年3月に策定しました次世代育成支援行動計画の中で、平成21年度末までに市内に1カ所設置することとしています。

計画策定後、市内には民間運営のファミリーサポートセンターが2カ所設置されましたが、いずれも依頼側、協力側の登録者は極少数でありますので、今後も引き続き、情報収集、状況調査を行うとともに、市民の皆さんの動向などを見極めながら検討していく考えであります。その上で、設置が必要となった場合には民間参入を優先として考えたいと思います。

子育ては社会全体で支援することが必要でありますので、愛育会のご協力もいただく中で、子育てに関する講演会、研修会を数多く開催し、家庭や地域の養育、機能の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、先ほどご質問の中で、愛育会のご意見があったわけでありますけれども、確かに愛育会は重要な活動をされており、武川、大泉、長坂地区が活発であることは承知いたしておりますけれども、これが全市的に組織化、活発化でき得るよう、行政としてもフォローしてまいりたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

13番議員、再質問はございませんか。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

資源ゴミにつきましては、なんか前向きに検討されているようでありがとうございます。それから分別の折なんですけど、結構出されない方もありますし、ほかの町はちょっと分からないんですけど、年寄りの方で出せない方もありますので、燃えるゴミの日の収集日に結構、資源ゴミが出されておりますので、そんなことも含めて進めていただきたいと思います。

また、子育て支援につきましては、先ほど市長の答弁ですと、少子化対策を全力でということでしたが、なんか北杜市も2カ所あるということがありました。でも、私のほうとしまして、子どもが風邪で、治っているんですけど保育園には行けないとか、夕方迎えに行きたいんだけど、ちょっとお勤めして行けないとか、そういうような声も寄せられております。もし、その2カ所があるんですしたら、それを大きく宣伝していただいて、皆さんが使えるような形をぜひ、とっていただきたいと思います。

また、次世代育成支援行動計画の中にも、国でも北杜市でも子育てが終わった高齢者の子育ての知恵を、地域の資源として生かしていくように求められておりますので、ぜひ、そのことも含めてよろしく願いいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

部長。

○保健福祉部長（古屋克巳君）

風間議員さんのご質問にお答えをいたします。

民間にできることは民間にという言葉がございませぬけれども、私が言った言葉ではございませぬけれども、実はわれわれも2つの事業者が、この事業に参画していただいて、大変ありがたいと、こういうふうに思っております。

ただ、それだけでわれわれが子育ての仕事を、それにまかせると、こういうことではなくて、われわれとしまして、市長がお話をしていますとおり、自助、共助、公助、そういう中で、特に共助の点におきまして、例えばファミリーサポートセンターで、1時間何がしということではなくて、PTAとか保護者会とかで、そういう保護者がお互いに助け合うことができる、そういう制度を、これから保護者会等々とお話をしながらつくっていきたいと。そして、その中で、行政が支援しなければならないことがあればしていくと、こういうことございまして、まずは、市長のほうから答弁がありましたように、民間事業者にお願いをします。そして、あとはわれわれ、市がすべきことは、また市がしていくと、こういうことでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

市長。

○市長（白倉政司君）

ゴミの収集のあり方についての再質問があったわけでありますけども、まったく、また小泉さんの話をするわけではありませんけども、今度の施政方針演説で「もったいない」、物を大切にしようという施政方針演説がありました。そういった人づくりの面においても、ゴミのあり方については、考えていかなければならないと思っておるところであります。

併せて、これは広くゴミという行政の中で課題でありますけども、文字どおり持続可能な社会、あるいはリサイクル社会の構築を目指してということは、大きなゴミ行政の課題であるようなことを承知いたしておりますので、私たちのふるさと、年配者がゴミとて収集場に持っていけない家庭も出てきていることも承知しておりますので、併せて検討してまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

13番議員、再々質問はございますか。

風間利子君。

○13番議員（風間利子君）

すみません、先ほどの福祉部長さんが、これは行政でする事業というようなことを、ちょっとおっしゃったんですが、確かこれは昨年、甲府市のほうへお伺いしたときも、行政が立ち上げていただければ、あとは皆さん、講習した方たちによって運営されているような実態を、私も教わってきましたので、何かずい分、そんなに財源も必要なく、講習会もできるので、再度、検討していただきたいと思っております。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

これで13番議員、風間利子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時5分に再開いたします。

休憩 午前 9時53分

再開 午前11時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

2番議員、植松一雄君。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

白倉市長に2つほど、質問させていただきます。

まず、県立男女共同参画推進センターの誘致についてであります。

男女共同参画社会実現のための、自主的な学習や交流などの活動拠点として、また女性の自立と社会参画の輪を広げ、男女共同参画の地域づくりを目的として、現在、県内に3つの県立男女共同参画推進センターが設置されております。昭和59年、甲府市に県立総合婦人会館として設立されたセンターは、ぴゅあ総合と名称を変更。平成2年には、都留市にぴゅあ富士が開館。平成8年には南部町にぴゅあ峡南が開館され、会議室や育児室を備えて、各種の研修と講習、交流、情報、資料、展示、相談、工芸、美術、趣味の講座、レクリエーションなど、多岐にわたる活発な活動が行われておりますが、当地域からぴゅあ総合までは距離が遠く、時間もかかり、その利用率もかなり低くなっております。平成16年度峡北地区の利用者の構成比は、わずか4.7%でございます。

平成6年、整備検討委員会では遠隔地域の利便性のため、峡北・峡南地域に地方拠点センターの整備が望ましいと答申。より遠距離となる峡南地域を、峡北地域に先行して開館いたしました。以降10年が経過するも、峡北地域には未設置のままであります。

北杜市では男女共同参画推進プランを作成中ですが、県立地方拠点センターが開館となれば、その推進に大きく貢献できるものと確信いたします。

北杜市での男女共同参画社会実現のため、県の財政負担も考慮する中で、市の公共施設を賃貸、または貸与してのぴゅあ北杜の誘致を切望するものでございます。市長の考えをお伺いいたします。

次に不法投棄の防止に、市民の参画をと提言するものでございます。

豊かな自然環境と景観を誇る北杜市であります。廃棄物の不法投棄が依然として、あとを絶たないのが実態であります。道路沿いの草刈り作業や空き缶、ビン拾いなど環境美化に努めている地域もありますが、投棄に追いつかないのが現状で、タイヤ、家庭用品、家電製品など、大型ゴミの投棄も散見されます。

人と自然が躍動する環境創造都市を標榜する北杜市では、不法投棄への対策として条例第158号 北杜市まちをきれいにする条例および規則にて、目的達成のための施策を総合的に実施すると規定され、また北杜市地域委員会運営要綱により、各地域にもまかされておりますが、委員会ごとの本年度事業計画および予算を見るも、環境保全事業として不法投棄、監視パトロールや撤去作業などに予算付けを行い、積極的に取り組んでいるのは3つの地域のみのがいたします。

よって、不法投棄の防止を呼びかける北杜市の看板の作成と、設置数を含む総合的な実施状況と合わせ、各地域での取り組み状況および改修状況の詳細を伺う中で、市民ボランティアによるパトロール組織として、北杜市不法投棄防止監視協力員の設置を提案するものでございます。

廃棄物の不法投棄防止と早期発見を目的として、各地域ごとに協力員20名程度を公募などで募集し、発見時に市に通報してもらえばほか、車に不法投棄防止を呼びかけるマグネットシールなどを貼って走ってもらえれば啓発にもつながり、不法投棄の減少が期待できると思います。

また、市民と行政との距離も近づき、市民もまちづくりへの参加が実感できると思いたしますが、市長の考えをお伺いいたします。

以上2点を質問させていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

2番、植松一雄議員のご質問にお答えします。

県立男女共同参画推進センターの誘致についてのご質問に、まずお答えします。

男女がお互いの人権を尊重し、社会の対等のパートナーとして、その能力を発揮することができる社会の実現のためには、男女が政治の場、職場、家庭において共に参画し、性別に関わらず、多様なライフラインを選択できる社会づくりを進めていくことが必要であり、北杜市では男女共同参画計画を、今年度末までに策定することにしております。

この計画を推進していくために、男女共同参画推進センターは非常に重要な施設でありますので、北杜市内に設置できることを強く望んでおります。

峡北地域においては甲府市のぴゅあ総合、前の県立総合婦人会館ですが、これを活動拠点として各種の活動を行い、男女共同参画を推進しております。ぴゅあ総合は北杜市から遠距離であり、公共交通機関の利用も不便であります。このため、県に対しましては、県の策定した男女共同参画推進センター整備計画に基づき、北杜市に推進センターの設置を強く要望していきたいと考えております。

しかしながら、県財政も厳しい折、施設建設は困難とも思われますので、現実的対応として男女共同参画推進の出前講座や、各種事業等の北杜市内開催も積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

次に、不法投棄防止に市民の参画をについてであります。

不法投棄は捨てる人間のモラルの問題と言えますが、不法投棄はあとを絶たない状況であり、北杜市に限らず、頭の痛い問題です。

北杜市は現在、基本的に全町において、それぞれの実情に合わせた監視パトロールを行うとともに、不法投棄物回収、投棄物の内容調査、警察への通報等を実施しておりますが、不法投棄対策はまだ十分とは言えません。

防止看板につきましては、市内の要所要所に約500基が設置されており、今年度は電光看板8基を設置する予定であります。こうした取り組みを補完する意味からも、議員のご提案のような形の不法投棄防止対策は市民の意識高揚、地域の環境整備、ゴミの分別等、さまざまな面から効果的であると思っておりますので、今後、実施に向けて検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

2番議員、再質問はございませんか。

植松一雄君。

○2番議員（植松一雄君）

再質問をさせていただきます。

推進センターの誘致についてでございますが、先ほど、お話のように県の財政状況も大変厳しい中で、用地を取得して建物を新設ということは、到底無理だと思います。そこで、市の公の施設を活用することができないか。これを活用して、県に無償であれ有償であれ貸与するというのであれば、県は人件費のみの負担で、誘致も可能ではないかと思われま。また、少子化対策で子育て支援の場としても活用することができると思います。北杜市発展のために、ぜひ積極的な誘致をしていくべきであると思います。

次に協力員の設置につきましては、大変前向きなお答えをいただきまして、安堵しております。まもなく市政1周年となるわけでございますが、行政との距離が遠くなったと感じる人もおります。まちづくりへの市民参加の場を拡大するという意味から、市民と行政との絆が、なお強くなると思います。ぜひ、早めに設置していただければと思うものでございます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

植松議員からは、さらに積極的なご意見をいただき、大変ありがたく思います。

推進センターについては、市の公の施設の活用を含めたお話を聞いたわけでありまして、貴重な提言として参考にさせていただきたいと思ひます。

また、併せて環境を守るための監視員について、いろいろ、いつも積極的なご意見をいただいておりますけれども、ある面と言うならば、確かに私たちのふるさとを市民の力で守るという意味からすれば、市政への参加意識も指摘のとおり高まると思ひますので、急いで、今年度末までに考えていきたいと思ひます。

ありがとうございました。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

2番議員、まだ再々質問はございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで2番、植松一雄議員の一般質問を終わります。

次に33番議員、渡邊英子君。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

9月議会にあたり、3点、質問させていただきます。

まず市立病院の医療体制の充実について、お伺いいたします。

過日、私のところに助けを求める電話が入りました。「子どもが大やけどをしたのですが、北杜市に来たばかりで何も分かりません。近くに小児科、皮膚科がありましたら、紹介してくだ

さい。」ということでした。早速、いくつかの市の関係病院や個人病院に連絡したのですが、「うちには小児科も皮膚科もありませんから、大きい病院に行ってください」という冷たい回答でした。困って問い合わせをしているのに、アドバイスさえなかったことに、悲しみと怒りを感じました。

結局、この方には山梨県救急医療情報センターに連絡してもらい、甲府市内の病院に行き、事なきを得たのですが、同じ市立病院なのに、診療科目やサービスがこんなに違うのはどうしたことでしょう。また、山梨県内の拠点病院のリストを見ますと、北杜市の市の関係病院は記載されていない状況であります。

ご承知のとおり、市関係の病院は山梨甲陽病院、塩川病院、白州診療所、辺見診療所の4つであります。診療内容を見ますと、内科、外科、整形外科、眼科など一般的なものは常設されているわけですが、小児科、産科、婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科は常設されておらず、患者の多くは北杜市以外の病院を訪れている状況にあります。

市長も医療体制を整えるべく、医師獲得のために苦慮していることは、承知しているところであります。また、全国的に小児科医の不足が大きな問題になっていることも承知していますが、このように市の関係病院は診療科目が少なく、拠点となる病院でないことは、この状況で明らかであります。ほかの市の拠点病院の診療科目は、北杜市の病院とは比べものにならないほど充実しております。このままでは、病院の縮小、患者離れは目に見えています。診療内容の見直しや医師の確保など、可能な限りの財政投資をしなければならぬと思うのであります。

医療体制がさらなる充実を遂げれば、例えば北杜市内の病院で、子どもを産むこともできますし、病気やケガになっても、北杜市内のすべての医療が受けられ、わざわざ遠くまで出向くこともなくなり、地元の病院に通う人が多くなるはずで。

たくさんの人たちは、近くの病院が充実していたらよいのにといいながら、遠くの病院に通っています。病院は少しでも近くのほうがよいに決まっていますし、医療体制が充実されていけば、患者は再度、来院します。以前であれば、病院があれば患者が来る時代でしたが、今は患者が病院を選ぶ時代です。患者のニーズや時代のニーズに合わせた医療が求められているのです。

一方、北杜市のホームページに病院の紹介はありますが、時間などだけで、内容は分かりづらいものです。市立甲府病院のように、曜日ごとの担当医や医師の専門領域まで掲載し、病院の広報活動に力を入れているケースもあります。

高齢化が進む中で、一番安心して暮らしていけるのは、近くに信頼できる病院があることです。また、子育て中には急に具合が悪くなることが多く、いつでも診てもらえる近くの病院があることが、親にとっては大切な条件なのです。

市の関係病院は、なくてはならない病院であり、充実してほしいと願っている方がたくさんいます。そこで市営病院への小児科、産科、婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科の導入や患者さんへの広報活動など、医療体制の充実について、どのように考えていられるか、答弁を求めます。

次に、北杜市におけるワークシェアリングへの取り組みについて、伺います。

山梨県が平成15年に出した山梨県雇用創出就業支援プログラム、山梨仕事プラン2003を見ますと、長期にわたる景気の低迷や個人の価値観の変化、企業や官公庁の雇用環境の変化などにより、雇用を取り巻く状況は大きな転換期を迎え、職を失う人、アルバイト・

フリーターをはじめ、パラサイトシングルと言われる親と同居する独身が増えるなど、まさに就職に厳しい時代が見えます。

県が過日、発表した山梨県の平成16年度有効求人倍率は1.08で、全国平均の0.88に比べると上回っていますが、まだまだ就職難であります。仕事が多いところが少ないところへ分配して職を与え、職の充実を図るワークシェアリングは平成14年に政府、労働者、使用者の三者で合意がなされ、神戸市はいち早く導入プロジェクトを組み、さまざまな働き手を啓発した経過があります。

北杜市においても、例えば案内や電話交換については、募集した専門職にまかせたり、現在208人ほどいる保育園児の未満児の送迎、イベントや税金徴集など、緊急な人員要請に対応できる要員の確保によって、サービス残業といわれる職員の残業時間の短縮、子育て中の職員の支援など、いろいろな場面でワークシェアリングの利点を発揮することができると思うのであります。

労働力に恵まれると、公共のサービスは向上し、幅広く協力しあうことによって、より多くの事務が成し遂げられます。

一方、生活ビジョンやライフスタイルに合わせた働き方が求められている今、市としてもワークシェアリングの導入に、積極的に取り組むべき時期にきていると思います。

そこで北杜市におけるワークシェアリングへの取り組みの現状と、さらなる導入についてお伺いいたします。

次にマイクロバスの運行について、お尋ねいたします。

北杜市ではさまざまな研修やスポーツ、イベントなどが開催されるとき、市のマイクロバスを使って送迎していると聞いています。その場合、各支所での管理運用と本町での管理運用の2通りがあると承知していますが、そこで問題となるのは、マイクロバスを確保したのですが、運転する人を独自に見つけなければならないということでもあります。

現状では公務に支障がない限り、市の職員が運転していると聞いています。しかし、職員はたまたま免許を取得しているだけであり、その道のプロではありません。万が一にも人身事故や物損事故が生じたときは、運転していた職員の責任になるのではないのでしょうか。そのような事態が生じる前に、運転のプロである専門業者と委託契約を結び、安全対策などに万全を期すべきだと思います。例え、市の職員が運転しなければならない、やむを得ない事情があった場合は、責任の所在と特殊勤務手当の支給をきちっと位置づけるべきだと思いますが、市長のお考えをお伺いいたします。

以上で、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

33番、渡邊英子議員のご質問にお答えいたします。

市立病院の医療体制の充実について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に小児科、産科、婦人科、皮膚科、耳鼻咽喉科の常設についてであります。

地域医療の確保のためには、公的医療機関の果たす役割は大きいものがあります。北杜市におきましては、塩川病院および辺見診療所、白州診療所、小淵沢町との一部事務組合では、山

梨甲陽病院を設置・運営しております。塩川病院では内科、外科、整形外科、眼科を。辺見診療所では内科を。白州診療所では内科、外科、小児科、歯科を。また、山梨甲陽病院では消化器科、外科、内科、整形外科、眼科を常設しております。

ご質問の医療科目は耳鼻咽喉科を除き、市内には専門医がおりませんので、その必要性は十分理解しています。もちろん採算性も考えなくてはなりませんが、来年3月15日には2つの市立病院を持つこととなります。病院の運営、あるいは方向性を考える中で、このことも含めて検討してまいりたいと考えます。

なお、一般的に当該診療科目の医師は少ないことも、ご理解願いたいと思います。

次に診療内容の見直しや医師の確保など、時代に合った診療をどのように考えているのかとのことですが、医師の派遣を受けている医療機関は、派遣している大学がおのおの異なっております。このため、医療機関ごとに診療体制も異なっているので、それぞれの特色を生かして地域医療に貢献していただきたいと考えております。

また、公的医療機関の赤字体質は北杜市に限ったことではありませんが、深刻でありますので、医療機関運営についての見直しや改革は、積極的に進めていかなければならないと考えております。

次に、病院PRの普及啓発についてであります。

医療法第69条などにおいて、その広告活動は大きく制限されておりますが、法律の範囲で市の広報を活用した各種案内を考えていきたいと思っております。

なお、塩川病院では独自のホームページ開設の準備を進めているところであります。

次に、ワークシェアリングの取り組みについてであります。

このワークシェアリングは、雇用の維持、創出を図ることを目的として、労働時間の短縮を行うものであり、雇用、賃金、労働時間の適切な配分を目指すものであります。

1人当たりの労働時間、または労働日を減少させ、仕事を分かち合うことにより、雇用の維持を図るものであります。北杜市においては滞納徴収員、環境監視員、送迎バスの運転手、産休や育児休業による代替職員などを任用しております。今後も雇用機会を提供する職場においては、積極的に対応してまいりたいと考えております。

ご指摘のように、若者の職場の確保だとか、今日的にはいよいよ団塊の世代が社会からリタイアするのを迎えました。ワークシェアリングの思想も重要ですが、基本的には職場の確保、雇用機会の確保に全力で応えていく決意であります。

次に、マイクロバスの運行についてであります。

市では行政委員等の視察や研修、行事への参加などに使用するため、マイクロバスを保有しております。児童生徒が通学に使用するスクールバスは、毎日定時運行する必要があるため、専任の運転手を配置しているところであります。

一方、市の行政委員等の視察や研修などに使用するマイクロバスは必要の都度、運行するため、常時運転手を配置せず、必要に応じて職員が運転するか、または外部にも運転を委託している状況です。今後も専任の運転手を配置することは、経費節減の面からも困難だと考えています。

なお、市職員が運転する場合は公務でありますので、時間外勤務手当など、市職員給与条例の範囲で対応しております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

33番議員、再質問はございませんか。

渡邊英子君。

○33番議員（渡邊英子君）

まず、市立病院の医療体制の充実について、お答えいただきましたけれども、病院の本当に大変な部分はよく分かっておりますし、それから医師確保についても、非常に厳しい状況であるということは承知しておるわけですが、蕪崎市の3万2千人程度のところの市立病院も拠点病院としてなっております。

実際に北杜市は今、約4万4千人。しかも3月に小淵沢と合併した場合には、約5万人の人口になるわけですが、その場所に拠点病院がないということに対して、非常に不安を感じるわけですが、その点について、市長のお考えをお聞かせください。

それから、ワークシェアリングについてでございますけれども、今、基本的に職場の確保ということでございましたけれども、行財政改革が進む中で雇用情勢が、さらに悪化していくのではないかと。その可能性を否定できないものがあると思うんです。その雇用の維持、創出で検討して、労働時間の分配、短縮と、それから仕事を分け合うということで、失業者を増やさない努力ということ。それをどのようにお考えなのか、その2点について、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

地域医療について、再質問をいただいたわけでありまして、私が言うまでもないわけでありまして、医療の役割分担もあります。一次医療としては、自分の主治医と言いましょか、かかりつけのお医者、そしてまた二次医療として、公立病院が主として山梨県では位置づけられて、三次医療として、高度医療として山梨大学病院と、そして県立中央病院等々が、一次医療、二次医療、三次医療として位置づけられているわけでありまして。

今、ご指摘のように北杜市、これから市立病院として、甲陽病院と塩川病院を抱えるわけでありまして、この2つの病院のあり方も、これから指定管理者を含めて考えていかなければならないと思っております。ご指摘のように、私どもの、この市立病院が二次医療としての役割が務まるように、しっかりと位置づけてまいりたいと考えております。ご理解をいただきたいと思っております。

それからワークシェアリングのお話でありますけれども、この、あんまり長い話をするつもりもありませんけれども、勤め人の話を聞きますと、中国なんかもそうでありました。高度成長期に三勤交代、8時間労働でやった。都会へ都会へと労働者が集中するから四勤交代、6時間交替にしよう。ある面では、ワークシェアリングであります。でも、そのときに多くの労働者は、それを嫌ったということでありまして。これは、あながち成功したかどうかは疑問であります。

同じように、私どももワークシェアリングの必要性も感じますけれども、職場の分担もよく分かりますけれども、先、私も最後の答弁でもお話ししたとおり、基本的には職場を確保することのほうが大切であるというふうに思っております。

そういう中で、職種によっては、ワークシェアリングを考えなければならない職種もあると思いますけども、そのへんの答弁で、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

33番議員、再々質問ございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで33番議員、渡邊英子議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後は1時に再開いたします。

休憩 午前11時41分

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

16番議員、小林元久君。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

2点について、質問いたします。

少子化と教育問題について、ご質問いたします。

北杜市の小中学校を見ると、建物の面から見れば、どこの町も学校は新しいが、問題は急激に進む少子化により、空き教室が出るのが予測され、30人学級を望んでいる、今からは1学級10人以下になってくることも考えられる。このとき統合・合併等も考えられるが、北杜市のような広大な地域を単に統合するというよりも、他の考え方があるのではないか。統合が可能なところは統合もよいが、特に小学校区は地域のセンターの役割もあるので、少人数の小学校に高齢者の憩いの場をつくり、元気のよい子どもと元気のある高齢者とのふれあう場づくり、地域の中で子どもと大人が集える場、関わり合える場となることで、心の通じ合う地域づくりとなるためにも、小学校区を地域のセンターにすることができる。高齢者としての対象者、65歳はいまや働き盛りなので、児童たちと一緒に花壇づくり、草花づくり、野菜づくり等の作業をする中で、地域の子どもの自分の子どもとして育てることができ、大人にとってもメリットはある。こういった体験は人間にとって、大切な心の安らぎともなり、心を育てることができる。自然は時として過酷で、うっかり水やりを忘れると、木や草は枯れてしまう。責任を持って育てることの大切さを大人が子どもに教えていく。こんな学校ができれば、お互いに尊敬し合う関係ができ上がるといったことも、1つの方法ではないかと考えます。

さらに保育園、小中学校の交流の中で、お互いに成長していく過程を、今までそれぞれが独立していたものを見直すことが、大切な時代になってきていると思う。一人っ子で育ってきた小中学生にとって、保育園児と一緒に遊ぶということはなかったと思うが、そういう機会をつくらない限り、得られない体験だと思うので、実際にふれあい、体感することで将来、父親、母親になったとき、自信を持って子育てできるようになるだろうと。これこそ大切な人

間教育だと思う。

いまや学力低下の問題は、避けて通れないところにきている。その大きな原因が、生活の決まりができないところにある。例えば、規則正しくない生活をしていると、睡眠のリズムが狂ってしまう。昼と夜が逆転していることで、学習障害が起こってしまう。また、不登校にもなってしまう。これは学習障害を起こしたり、不登校になったりした子どもたちの生活調査で、分かってきたことである。

生活のリズムと睡眠のリズムをつくることで学習意欲が出て、学習障害が減ったり、改善されたデータがNHKの報道番組でも取り上げられていた。その中の分析によると、基本的な生活習慣のない子どもたちに学習させること自体が無理なことで、昔から言われてきた早寝早起きこそが大切で、これは子どもの問題というよりも親の生活上の問題なのである。さらに、子どもの教育には金がかかり過ぎることも、少子化を進行させる大きな要因である。

子どもを教育するには、お金がかかり、子どもをおおぜい産もうという人はいない。お金がかからなければ子どもをほしいと思う人は、おおぜいいると思うが、3人いたらやっていくのが大変というのが、今の常識になっている。

子どものいない人は自分の好きなことをして、美しく生きているという現実がある以上、子どもを産んでほしい等とは言えない。少子化で困る、もっと子どもをと言う前に、産んだことでよかったと言える政策を示すことが、先なのでは。

子どもは将来の北杜市を支えてくれる大黒柱になる人だから、今の子どもたちにわれわれ大人の将来がかかっている。行財政改革の推進は、本腰でやっていただくことは大賛成ですが、少子化を食い止めるには、子どもにかかるお金、特に教育費を産まれた子どもに投資するぐらいの策を講ずる市政を行うことによって、市の将来が明るく開け、少子化打破に向けた具体的なものが見えてくると思う。

そこで1つ、小学校の空き教室と高齢者との関わり、利活用について。市長、教育長のお考えを伺いたい。

2つ目、少子化対策について。議会のたびに一般質問に出ているが、明快な回答が得られていない。北杜市として、他の市町村にない、先駆けた具体的な政策を伺いたい。

次にアスベスト、石綿対策は。

ここ毎日のように、アスベスト問題が新聞等で報道されているが、身近な生活の場にも、アスベストへの市民の不安が広がっていることに、驚きは隠せない。早くから危険性を知りながら、対策を放置してきた行政の責任は大きい。先の新聞等での報道によると、笛吹市の石和中では校舎の階段背面にアスベストが使われていることが分かった。また、甲府市や上野原市、山梨市、他の町の公共施設でもアスベストが使われている。こんなことで対策を急いでいることが、記事に載っていました。

そこで、北杜市では200以上ある公共施設のうちに、アスベストの使われている施設を調査していると聞きますが、その結果を聞きたい。また、使用されている場合、市民への不安解消、対策について市長の考えをお伺いいたします。

以上、質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

16番、小林元久議員のご質問にお答えします。

まず、少子化対策についてであります。

本市の少子化対策としては、まず子育て家族の経済的負担軽減として、出産祝金制度があります。第1子目は1万円、2子目は5万円、3子目は30万円、4子目からは1人につき50万円の段階的支援を実施しております。

また、乳幼児医療費助成において、就学前児童対象に月700円の自己負担を除き、助成支援を行っております。さらに保育園の保育料軽減対策として、国の保育料基準額に対し、市独自の負担枠を拡大し、全体で約50%の減額を図っております。

また、みんなで子どもを育てる環境づくりのため、各保育園において一時保育、延長保育、乳児保育、休日保育、障害児保育等を行うとともに、日常保育の中にはお年寄りとの世代間交流や小中学生、高校生との交流会および老人福祉施設、障害者福祉施設での交流事業などを行っております。さらに3保育園においては、子育て支援センターを設置して、若いお母さん方の子育て支援を行っております。

今後とも、北杜市の次代を担う子どもの一人ひとりのすこやかな成長を、地域の事情に応じて支援できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、公共施設のアスベスト対策についてであります。

市では公共施設におけるアスベストの使用状況を把握するため、製品使用の可能性のある平成8年度以前に設置された135施設について、財政課が連絡調整を行いながら、各部および総合支所において、所管する公共施設の調査を実施しているところであります。10月中旬をめどに、調査を完了して、結果を公表したいと考えております。

また、市民への不安解消策としましては、情報提供とアスベストの使用が確認された場合には、早急に飛散防止などの対策を講じてまいる考えであります。

小学校の空き教室と高齢者との関わり、利活用のご質問については、教育長から答弁させます。

○議長（清水壽昌君）

教育長。

○教育長（小清水淳三君）

16番、小林議員の質問にお答えいたします。

小学校の空き教室と高齢者との関わり、利活用についてお答えいたします。

公立小中学校の余裕教室の活用につきましては、文部科学省では平成5年4月に余裕教室活用指針を示しまして、まずは特別教室や多目的教室など学校教育活動のために活用をし、さらに学校開放を支援するスペース、地域住民の学習活動のためのスペースなどへ転用を図るような指導がありました。

市では、その活用例として、校舎建設当時に想定していなかった児童会室、コンピューター室、あるいは多目的活動ホールなど、それぞれ学校に必要なスペースとして、適正かつ有効に現在、活用しております。

また、少人数指導等の多彩な学習体系に対応できるよう、普通教室、特別教室に続く教室として、新世代型学習空間を整備しております。これはT T教室、あるいは少人数学級というものをまとめて新世代型学習空間と言っております。

このように余裕教室は、まず当該学校の教育活動を充実するため、児童生徒の学習、生活活動スペースや授業の一環として、大人と体験するスペースなど、学校開放のためのスペースへの活用を行い、その上で他の施設等で行ってきた高齢者学級や婦人学級などが開ける学校外開放の施設にも、必要に応じて検討していきたいと思っております。

また子どもの教育は、まず家庭での教育が第一ですが、その上で地域が関わる教育が必要であり、高齢者にも、とくにご協力いただくことが望ましいと考えております。とかく問題視されている心の教育について、今こそ地域の高齢者、あるいは大人たちの体験、例えばワラ細工、竹細工、あるいは田植えや稲刈りなど総合学習での教育力をお願いし、自然を活用した、市長が提唱しております原っぱ教育を定着して、心身ともに健康な子どもの教育を推進したいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

16番議員、再質問はございませんか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

少子化問題について、少しお尋ねしたいと思っております。

止まらない少子化ということで、大月市は人口減少の歯止めをかけようと、日本一子育てのしやすいまちづくりを宣言して、昨年から取り入れているようでございます。

それで、新聞なんかにも出ておりますように、大月市では出産祝金、第3子は100万円、それから不妊治療費助成、県以外に助成も併用ということで、ほかの市町村も不妊治療費には助成を、県の助成との併用も、韮崎とか南アルプス市、それから学校給食補助というようなことで南アルプス市、幼・保一元化、六郷町とか、出産祝金については、北杜市より小さい道志村については第1子が10万円、第2子が20万円、第3子が30万円というような負担をすようになってはいますが、北杜市でも今少し、この少子化に対して十分な補助をお願いするわけですので、市長のお考えを再度お求めしたいと思っております。

それからアスベストについてでございますが、アスベストについては、ほかの町村では、こういったマニュアルまでつくって、もうすでにやっておられるようでございます。それで、北杜市については、10月までかかるようでございますが、こういった人命にも関わるようなものについては、先に予算化して、先にやるとかという措置を講じられるようお願いしたい、こんなふうに思います。この点についても、市長のお考えをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

小林議員から、少子化に対して再質問をいただいたわけでありまして、私もこの議会でも何回か答弁をさせてもらったわけでありまして、やはり、この少子化対策はもちろん、今日、経済的な問題もありますけれども、経済的問題だけでは、私はないような気がしてならないわけでありまして。そういう意味からすれば、もう一度、いろいろな意味で、バブルがはじけて、経済に対する意識改革、財政に対する意識改革もしなければならぬが如く、家庭の味と

か親子とはとか、人間の使命とはという、こういった基本的な問題も、ある面で市民に訴えていかないと、経済的だけのフォローで、少子化対策が止まるとも思わないわけでありまして、一言で言えば、なかなか決め手がなくて頭が痛いというのが、率直な実感であるわけであります。

もちろん北杜市だけでなく、多くの自治体が国家存亡の危機、ふるさとの存続の危機だという思いで、それぞれ最重点政策にしておるようでありますけども、小林議員が質問の中でもご指摘しているとおり、なかなか明快な回答が得られていないというのも、非常に為政者として申し訳なく思っておるところであります。

そこで、できるだけ近い時期に、若い人たちを中心にどういう考え方を持っているのかなという思いを込めながら、全職員に対して、少子化対策の考え方をアンケート調査もしてみたいなというふうに思っているところであります。

議員ご指摘のとおり、子どもたちは北杜市を支える大黒柱であることは、間違いのないわけでありますので、これから、この少子化対策に対しては最大限のエネルギーを注いでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それからアスベスト対策に対して、再質問いただいたわけでありますけども、文字どおり健康の問題であり、命の問題でありますので、国を挙げてと、また山梨県を挙げてというふうにあすベスト対策をいたしておるわけでありまして、北杜市としても多くの公の施設がありまして、とりわけ、先ほど答弁しましたとおり、平成8年度以前に建設されたものが135施設あります。今、大至急、調査をいたしておりますので、10月中旬をめどに調査結果を得まして、全力で対処してまいりますので、重ねてご理解をいただきたいと思っております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

16番議員、再々質問ありますか。

小林元久君。

○16番議員（小林元久君）

あと1点、アスベストについてでございますが、民間の建物などにおいても、状況に応じて除去等の処置の指導が必要ではないかなと、こんなふうに思います。

いろんな建物、3階とか、鉄骨の建物についておりますアスベストなんかを目にしますので、そういった指導も、市でもって行っていただきたいと、こんなふうに思います。そんなことで、また市の考えはどんなふうか、お伺いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

ご指摘のとおり、公共のものは10月中旬をめどに、調査結果を発表して対処してまいりたいと思っておりますけども、民間の皆さまにつきましても、市の建築住宅課のほうに相談窓口を設置しておりますので、それぞれ市民の皆さんで、ご不安の方はご相談に来ていただければと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで16番、小林元久議員の一般質問を終わります。

次に23番議員、林泰彦君。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

私は、新市政の執行上の課題について、大きく2つほど市長にお伺いいたします。

まず第1に、新市合併から約1年を経過する中で、行政執行上の課題についてであります。

昨年11月1日、旧7町村が新たな地域形成と夢ある地域づくりを目指して、北杜市が誕生して、まもなく1周年を迎えることになりました。これまでの間は、旧町村での合併に向けた諸準備や合併事務、そして合併により新北杜市としての体制づくりに、行政執行機関や議会など、市民の理解と協力のもとに忙しい1年だったと思います。関係者に対して、改めて敬意と感謝、そして慰労の念を表したいと存じます。

さて、市長にとりましては、この1年間、行政執行に当たられた経過の中で、市民に対し理解と協力を求めたい課題が多く出てきたのではないかと思うのでありますが、1周年のこの機会に、改めて市民に訴えるとともに、市政執行に万全を尽くす努力も必要ではないかと、その市政について、具体的にお伺いします。

1つは合併前の地域意識はどうしても残りがちであります。新市になったことから、お互いに同じ市民として統一された意識を、早く醸成する意識改革を進める必要があると思っておりますが、その取り組みをどう考えておられるのか、お伺いします。

2つには、1年の市政を執行された中で、市財政の実態を把握された現状認識の上で、将来の見通しをされるとき、今後の姿勢をどう進めるべきか、その取り組みについて、伺います。

3つには、いよいよ行財政改革を本格的に推進されることになりましたが、従前の町村においての行政サービスや合併協定で、市民に提示した合意事項との間に相違が生じることが多く出てくると考えられます。このことは市民へいち早く説明し、理解を得る必要があると思っておりますが、どのように進められるのか、お伺いします。

また、市長のもとに行政執行にあたる職員のうち、臨時的に任用されている職員等の身分の扱いについて、お伺いします。

1つには合併前の町村間では、それぞれ身分の扱いや給与面などで格差があったことと思っておりますが、新市になって、これらを同一扱いとするために工夫されたことと推察いたしますが、それぞれ事情があつての扱いとされていたことを十分、考慮されたのかどうか。例えば、高度な人材を登用した館長や駅長などの嘱託職員、特定の資格や技能を有する保育士や司書などの職員、特別会計施設などのプロパー職員、一般事務や現場等で単純労務職員など、職種別に人数はどのくらいおられたのか。また、各職種別にどんな調整をされたのか、お伺いします。

2つには、新しい市を建設する上で、どうしても臨時的な職員が必要であると思っておりますが、そのため、市政執行にあたって、市民のための公務意識の高揚を図ることが市民への信頼を落とさない重要なこととあります。

一方、この職種の職員に対しては、身分や給与の面で安心、安定した勤務ができる方策を考慮することが大切であると思っておりますが、今後とも、どのように取り組まれるのか、伺います。

次に大きく第2で、農村地域工業導入団地への工場誘致促進についてであります。

白倉市長の施策大綱においては、産業を興し、富める杜づくりのために工場適地調査を行い、また本市の工場誘致条例をもって、地域雇用拡大と産業振興を図るため、企業誘致を積極的に進めることを表明されております。

忘れかけている農村地域工業導入団地は、本市内においても未導入団地があると思いますが、この団地はすでに適地として位置づけられているので、工業等の導入を積極的に努力すべきではないかと考えますが、その対応について、具体的にいくつかお伺いします。

1つは、本市内に農村地域工業等導入促進法に基づく農村工業団地が設定されておと思いますが、現在、その団地への工業導入の進捗状況と現状の実態はどうなっているのか、伺います。

2つは合併前の町村の中には、農村地域工業導入実施計画が立てられてあると思いますが、北杜市に合併したことで、その実施計画はどう位置づけられているかも伺います。

3つ目には農村工業団地の中で、未導入の団地があると見られますが、すでに適地とされていることから、今後、この団地活用のため、積極的に工業等の導入に努力すべきと考えますが、その対応について伺います。

4つ目には、すでに工業導入を予定し、買収された団地で、現在まで工業等が導入されず、荒地同様となっているところもあると見られますが、その実態を把握されておられるかどうか。そして、そのような団地を今後、活用するか。または適切な管理をする改善対策について、行政指導が必要であると考えますが、その対応について伺います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

23番、林泰彦議員のご質問にお答えいたします。

まず新市合併、約1年経過の行政執行上の課題についてであります。

言うまでもなく、市町村はその区域内の住民福祉の向上のため、諸施策を推進しているわけであり、そのため合併をしましても、市民の皆さんや職員の意識はどうしても旧町村の意識、ものさしで見、考えることが多いように思われます。合併後は旧町村意識を取り払い、北杜市全体の観点から判断して、各種施策を進めていかなければなりません。私は、このような考え方に立ち、市民の皆さんや職員に対し、機会あるごとに旧町村意識をなくしていただくよう、訴えてまいりました。

今後とも、心の片隅にある旧町村間の、いわゆる壁を取り払うため、市民および諸団体の相互の交流、行政との情報共有を促進するなど、職員も含めた意識改革に努めてまいりたいと考えております。

次に、市財政の現状と将来見通しによる市政の取り組みについてであります。

北杜市における本年度の一般会計予算規模は、9月補正額を含め約283億円であります。前年度決算額と比較いたしますと約76億円、21.2%減少しておりますが、財政調整基金など20億9千万円余りを取り崩して、予算編成をしているところであり、基金残高は年々減少しております。来年度の予算編成に向けては、できる限り、基金の取り崩しは控えていかなければならないと考えております。

しかしながら、国においては三位一体の改革が進められており、来年度は改革と展望の期間と定められた最終年度となり、地方交付税の大幅な削減などが懸念されるところであります。このような状況の中で、今後も財源の確保を含め、厳しい財政運営が予想されるところでありますので、徹底した事務事業の見直しなど、歳出の削減に努めながら、環境創造都市の実現に努めてまいりたいと考えております。

次に行財政改革の推進に伴う従来の行政サービスや、合併協定合意事項との相違についての市民説明の進め方についてであります。

経済状況が以前のような伸び率を期待できない中、限られた歳入で市民サービスを行っていくには、これまでのやり方を根本的に見直す必要があります。また、市民は何を求めているのか。環境創造都市実現のために、何をしなければならないのか。何を優先的、重点的に進めていくのかなどを、多方面から検討していかなければならないと考えております。合併協定合意事項につきましては重く受け止めておりますが、北杜市の将来を見据えた場合、地方財政状況の厳しさは想像以上のものがあり、合意事項どおりに進められない点もあるかと思っております。

このような考えのもと、議会をはじめ、市民の皆さんのご理解をいただきながら、行政改革を進めていくこととしております。

また、行政改革の取り組みにつきましては、開かれた市政を推進するため、市議会をはじめ地域委員会や区長会等、必要に応じた地域への説明や広報、ホームページなどで周知を図るなど、積極的に説明責任を果たしてまいりたいと考えておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

次に、臨時的任用職員の身分の取り扱いについてであります。

最初に賃金の統一についてであります。旧7町村における臨時嘱託職員の賃金は、同じ職種でも格差がありましたので、本年4月から不均衡が生じないように、同一職種の賃金調整をしたところであります。調整の方針は事務、運転手、給食調理員、業務員、嘱託職員などの区分で、旧町村の格差を調整したものであります。

職種別人数を申し上げますと、嘱託職員40人、保育士・学童指導員・児童厚生員75人、学校図書館司書32人、学校給食調理員35人、保育園給食調理員16人、その他公の施設の臨時職員150人です。

次に給与面の安心、安定の方策、取り組みについてであります。高度な技術、知識等を必要とする職域、例えば道の駅の駅長とか、べるがの調理師、図書館長などが考えられますが、それについては、従前の例により調整したところであります。

任用時にすべての嘱託職員、臨時職員に雇用条件等を示すとともに、引き続き必要である場合は再任用しており、このような方針に従い、任用してまいりたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。

次に農村地域工業等導入団地への工場誘致促進について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に農村地域工業等導入促進法に基づく、市内工業団地への工業導入の進捗状況と現状についてであります。

工業団地への工業導入の進捗状況につきましては、本市内に農村地域工業等導入促進法に基づく農工団地として11団地あり、15の企業を誘致しております。このうち長坂町秋田団地、

約9.3ヘクタールと白州町の下教来石団地、約14ヘクタールの一部である約5ヘクタールにつきましては、未誘致となっております。

次に、合併前の町村の農村地域工業等導入実施計画が新市移行後、どのようになっているのかについてであります。

合併前に策定された農村地域工業等導入実施計画は、農業と工業等の均衡ある発展を図るとともに、雇用構造の高度化に資することを目的として策定されており、新市移行後においても従前の計画どおり承継され、企業導入を促進しております。

次に工業団地のうち、未誘致の団地についてであります。

各工業団地につきましては、合併前の旧町村においても、それぞれ重要な施策の一つとして積極的な取り組みがなされてまいりました。新市においても税収の確保と雇用の拡大、定住人口の増加を図るため、重要施策の一つと位置づけ、関係機関等との連携を図る中で、なお一層、企業誘致に関する情報収集を行い、既存の優遇措置に加え、新たな優遇措置について検討するなど、産業の振興と本市発展のため、優良企業の誘致を行ってまいりたいと考えております。

次に、未入居団地の実態把握と行政指導であります。

工業を導入する目的で用地を取得し、計画どおりに工場の規模拡充が図れず、多くの面積が荒地同様となっている工業用地が白州町台ヶ原地区にあることは承知しておりますし、会社の業績が伸びず、苦慮していることも聞いております。

旧白州町では平成13年7月に住民説明会を開催し、その席上、事業者から不況により予定していた工事に着手できなくなった旨の報告がされております。旧白州町からは事業者に対し、企業として当初の計画どおり履行するよう、要請してまいりました。経済状況は依然として厳しい状況が続いておりますが、市といたしましては事業者に対し、状況説明を求め、対応を検討してまいりたいと考えております。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、再質問はございませんか。

林泰彦君。

○23番議員（林泰彦君）

2つほど再質問したいと思いますが、最初の、これからの市政、非常に厳しい状況での市長の方向でございますけども、そういった極めて厳しい点を、できるならば広報等で、断片的でなくて、この際、主要な財政状況のQ&Aというような形での一般市民への示唆、ならびに情報の開示というようなことで、そういった面での資料提供によって、市民への理解を深めるような形での取り組みが必要ではないかと考えますので、そういった点を考慮できないかと。

それから、臨時的職員の方々につきましては、どうしても正職員と比べますと、非常に身分や給料の面で不安定な点があるわけでございますけれども、しかし、市政をする上に、この人たちについては、欠くことのできない立場でもありますので、いろんな雇用条件を、できるだけ早く提示して、お互いにコミュニケーションを深める中で、理解をした上で、さらに今後の職域での働きについて、市の人事当局等からも積極的に結びつきをしていただきたいと思います。そのことによっての市政の推進の上に、非常に明るい展望が出るのではなかろうかと思っておりますので、そういった点を再度、努力をしていただきたいと思います。

それから工業団地の点につきましては、非常に経済情勢が厳しい中でございますけれども、今後とも企業導入の新しい適地を見つけながら進めることも非常に大事ですけども、古い団地についての活用について、一層の努力をして、そして荒地にならないような形での行政指導を、一層高めることの取り組みを、再度、力強い答弁をいただきたく、再質問をいたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

市長。

○市長（白倉政司君）

林議員には、長い行政経験を生かしながら、市政課題に対して質問をいただきました。特に市政が抱えている大きな課題を、市民にQ & Aみたいな形で分からしめることも大切だという、ありがたい提言もいただいたところであります。

私も常日ごろ申しておりますけれども、いろいろな意味で、裸になった市政を知ってもらうことも、また市を愛するへ結び、市政に対して興味を持っていただけるのではないかと、そんな時代でもあると思いますので、貴重なご提言を、できるだけ生かすようにしたいと思っております。

それから、重ねて工業団地の荒地に対するご心配をいただいたわけでもありますけれども、先ほどの白州団地を含めて、事業主に積極的に働きかけていただきたいと思っております。

なお、ご承知だとは思いますが、あの工業団地の横並びに、地元の人たちが金を出し合っ、新たなベンチャー企業と言えるかどうか分かりませんが、健康食品的な会社の計画もあるわけでありまして、大変うれしく思っているところであります。

いずれにしましても、農村工業導入の時代は、大きな土地を確保しておりますので、それが荒地ということになると、一人、工業団地の問題だけでなく、ふるさとの荒廃につながりそうでもありますので、気をつけて対応したいと思っております。

ありがとうございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

23番議員、再々質問ございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで23番、林泰彦議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

午後2時から再開いたします。

休憩 午後 1時50分

再開 午後 2時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

6番議員、利根川昇君。

利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

観光の関係で、4点質問させていただきます。

北杜市の観光振興を考えると、本年度は天皇・皇后両陛下が行幸啓くださいました。また、明野町のひまわり畑での結婚式をはじめ、テレビチャンピオンの会場に指定されたりと、明るい話題が多数あったことは、本当にありがたいこととあります。

この秋には、各地でいろいろなイベントも企画されており、また、さ来年のNHK大河ドラマ「風林火山」にも、大いに期待をしているところであります。今後の観光振興に結びつけ、さらなる誘客促進を図るために、市長のお考えをお尋ねいたします。

1、観光基本計画の進捗状況ですが、市長は3月の議会で観光基本計画策定を掲げ、予算化し、本年度中に策定を目指すことを約束されました。現在の進捗状況、ならびに内容はどのようになっているのでしょうか。

2つ目です。市内観光施設間の連携策について。

市内の観光施設にはさまざまなパンフレットがあり、また市が作成した立派な観光ガイドマップもあります。また、市内各所で年間を通し、さまざまな企画やイベントがなされています。観光客の方々には、まず市内のどの地区を目指して来ていただいてもよいのですが、また別の地区もまわって訪れていただけたらと、この思いから、今後はもう一步突っ込んで、何か施策を講じる必要があるのではないのでしょうか。小さな心づかいから、はじめていくことが大切だと思います。

単純ではありますが、市の観光施設間を対象にしたスタンプラリーのようなものも結構でしょう。また、もちろん小さな範囲ではされているところもございます。また、北杜市に親近感を持ち、愛されるようなキャラクターを公募して、遊び心の入ったマスコット等を作成すれば、幅の広い観光宣伝も可能になるのではないのでしょうか。市長のお考えをお尋ねいたします。

3つ目です。清里駅前再開発事業について。

このまちづくり事業に国交省の認可が下りたことは、地元として本当にありがたいこととございます。地域住民は、この計画に絶大なる期待を寄せており、各個人は当然のことながら、地域としても当然、努力をしていかなければいけません。地元でも、具体的な説明を聞いて、さまざまなことを検討中です。

そこで、現在の状況の中で、駅前広場の完成に向けては、やはり最大の地権者はJR東日本と山梨交通でございます。その2社との、今、現状の話し合いの進展状況はどんなふうになっているのでしょうか。お伺いいたします。

4つ目です。森林セラピー事業の導入は。

森林セラピーとは森林療法であり、森林の地形や自然を利用した医療、リハビリテーション、カウンセリングであり、森林環境を総合的に使いながらの取り組みであり、健康回復維持増進に効果的だと、近年注目を集めています。予防医学、予防介護でもあり、言い換えれば癒しの森づくり事業であります。

今までも森林、または里山の整備や遊歩道の整備は、議会でもたびたび取り上げられております。北の杜と名づけたとおり、この豊かな森林資源を活用する一つの方法ではないでしょうか。

近年、林野庁でも科学的実証を試みており、山梨県でも研究会が発足されました。すでに増富の湯やキープ協会でも進んだ取り組みをしております。今後、北杜市が市全体で、この事業

に取り組んでいけば、まさに地域の新しい魅力、機能の創出を図ることになると思われませんが、市長の見解をお聞きいたします。

以上4点、お願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

6番、利根川昇議員のご質問にお答えいたします。

最初に、観光基本計画の進捗状況についてであります。

去る6月、山梨県から観光振興戦略を積極的に展開するために、北杜市と小淵沢町が一体の地域として、魅力ある観光地づくりモデル事業地区に認定されたところであり、この事業の中で、観光基本計画策定の作業を進めております。

この基本計画の内容は地域の観光の現状を分析し、課題を掲げ、その課題を解決する事業を国・県の観光振興計画と整合性を図りながら、計画を立てております。

計画策定の中で、地域の課題と対策を検討するため、市民および観光に携わる方々に参加を願い、観光基本計画策定懇話会を10月中旬に設置し、計画に反映させることとなっております。

今後のタイムスケジュールは、12月上旬に計画書の草稿を作成して、県と協議を行い、3月上旬には策定を完了する予定です。平成18年度からの市の観光振興施策は、この観光基本計画に基づいて、推進していくこととなります。

次に、市内観光施設間の連携策についてであります。

観光とは、文字どおり「光を観る」ということです。その土地の気候風土からはじまって、社会全体を観るという意味だと思えます。

議員ご指摘のように各方面からの観光コースの提示や、いろいろな仕掛け等を通じて、誘客活動をしていかなければならないと思います。特に観光資源も豊富で、面積も広い北杜市ですので、今後、合併する小淵沢町を含めた中で、自然景観を見て巡る、特産品を食べて巡る、芸術文化にふれて巡る、温泉につかって巡る、農業体験して巡るなどの水と太陽と文化の郷めぐり観光コースを設定し、誘客を図ってまいりたいと思います。

また、スタンプラリーは現在、八ヶ岳観光協会が実施していますが、先ほどの林議員への答弁のとおり、北杜市は1つ、北杜市全体の施設を連携できるように検討してまいります。

来年3月、小淵沢町と合併し、新北杜市が誕生いたしますので、これを契機に北杜市としてのキャラクター等も考えていきたいと思えます。

次に、清里駅前再開発事業についてであります。

利根川議員からも日ごろから強い要請をいただいておりますが、まちづくり交付金事業である清里駅前広場整備事業についての進展状況は、先ほどJR東日本長野支社と用地交渉、現地立会いを行い、JR保線区、施設等々棟等JR内の関係部局による調整結果の回答を今月中にいただけることになっております。まもなくです。

山梨交通との交渉状況につきましては、バスターミナルやレストラン等の移転についても協議を進めております。今後、建物補償を含め、移転先の用地確保、建物規模、位置について調整を図っていくこととしております。

次に、森林セラピー事業についてであります。

森林を活用しての健康増進に「森林浴」という言葉が登場しましたが、昨今は森林の持つリラックス効果に、関心や期待が高まっています。また森林の持つ癒し効果を医学的に分析し、健康増進やリハビリテーションに役立てる森林療法が注目されています。

北杜市は県内森林面積の12.7%、市の面積の78%が森林であります。こうしたことから、この森林を有効活用して、癒しの森事業に取り組んではいかがかと、先般、県の観光資源課から提言されたところでもあります。癒しの森事業は、森林レクリエーションや森林浴を通じて、健康の維持増進などを目的とした事業です。

現在、市には山梨県で指定した森林文化の森が3カ所あります。1つは旧須玉町の全国植樹祭跡地を中心にした瑞牆の森、もう1つは八ヶ岳横断遊歩道を中心とした八ヶ岳の森、また白州町の釜無水源の森があります。

今後、これらの森林文化の森と現在ある温泉施設や休憩施設などを組み合わせて、癒しの森事業に取り組んでいきたいと思えます。

以上で、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

6番議員、再質問はございませんか。

利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

再質問させていただきます。

観光基本計画の進捗状況につきまして、詳しいご説明ありがとうございます。18年度からの実施に向け、期待をしております。

いろんな各団体、また例とかを参考にしながら、叩き台として築いていくんだろと思えますけれども、やはり希望としましては幅広く地域の意見とか、実際のお客さんの意見とか、各界・各階層の有識者の方々の意見を取り入れていくべきと考えております。このへん、1点としまして、いかがでしょうか。

2つ目ですが、1つ例を挙げさせていただきます。

例えば、ここで、ご存じの振興局で出したお風呂のパフレットがあるんですが、ここに10カ所載っております。素晴らしい内容で、いろんな詳しい説明が載っております。本当に分かりやすい、立派なものだと思います。

例えば、これに本当にわずかですが、ちょっと付け加えて、10カ所あるんですが、11カ所目には、例えばの話が、1回だけはどこでも無料であるとか、何か記念になるものを差し上げられないかとかというのがきっかけで、その記念品につきましては、キャラクター入りの携帯ストラップであるとか、ぬいぐるみ、またキーホルダーが考えられますし、今、私、一番素晴らしいと思うのは、キャラクター入りのかわいい袋に入った、ひまわりの種などが最高のプレゼントになるのではないかと考えます。

そんな意味で、森林セラピー事業のほうにも移っていけば、森林間伐材を利用したマスコットのグッズが、もし作れたとすれば商品価値もあるだろうし、そういう意味でキャラクターを、ぜひとも観光基本計画の中へ盛り込んでいただきたいというふうに考えます。これが2点目です。

森林セラピーにつきましては、山梨市や南アルプス市でも検討に、実践に入っているようで

す。一つここで、医療・福祉分野等の連携による森林セラピストの養成も考えるべきではないでしょうか。この3点について、再質問いたします。

よろしくをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず観光基本計画策定懇話会、10月中旬には設置する予定でありますけども、これには幅広い構成員が必要ではないかということでもありますけども、まったく、そのとおりだと思います。市民および観光に携わる方々にご参加を願うとともに、県もご承知のとおり、観光立県と称して、いろいろ考えておりますので、これとも連携を密にしながら、北杜市としての観光基本計画をしっかりと策定してまいりたいと思っております。

私が言うまでもないわけではありますが、明野のひまわり畑を見に来る人も、あるいはまた八ヶ岳山麓へ訪れる、いろいろな方々の意見を聞いても、南アルプスのほうへ来る人たちの意見を聞いても、等しく言う言葉は、北杜市は素晴らしい観光地だということだと思います。このご評価を大切にしながら、計画策定にあたっていきたいと思っております。

それからキャラクターにつきましては、先ほどお話ししましたとおり、今日ここまで来たわけでもありますので、来年3月15日の小淵沢町との合併を待って、即、前向きに位置づけていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、森林セラピストの養成についてでありますけども、また議員とも相談したいと思っておりますけども、大切なことでもありますので、先ほど答弁しましたとおり、しっかりと位置づけていきますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

6番議員、再々質問ございますか。

利根川昇君。

○6番議員（利根川昇君）

以上3点につきましての再質問にお答えいただき、ありがとうございます。分かりました。やはり市長のおっしゃるとおり、「光を観る」、やはり観光とは、地元のわれわれは心で尽くすことであり、夢を売ることを考えます。

そんな意味で連携策についても、森林セラピーにしても、基本計画にしても、いろんな意味で有機的に結びつけることが当然必要だと思いますし、ぜひとも盛り込んでいただきますようお願いして、質問を終わります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで6番、利根川昇議員の一般質問を終わります。

次に32番議員、小野喜一郎君。

小野喜一郎君。

○32番議員（小野喜一郎君）

議長から質問の機会を与えられましたので、市長に対して質問をさせていただきます。

人と自然が躍動する創造都市を標榜して誕生した白倉北杜市政、早1年になろうとしていますが、今議会は、平成16年度の決算の承認議会でもあります。本市の財政規模も、ようやく明らかになってまいりました。

市としては、山梨県一広大な面積に4万4千人余りの人口、378億円余りの歳出合計、本市の1人当たりの歳出額を計算しますと、85万9千円余りです。同じ時期に合併した近隣の自治体である南アルプス市の39万9千円、甲斐市の25万4千円などと比較すると、南アルプス市の2.15倍、甲斐市の3.38倍にもなります。一見、手厚いサービスが行われているように思われますが、市民にとってみると、そんな実感はまったくありません。

この矛盾は何かというと、いろいろありますが、一番大きな要素は過疎による高コスト、非効率的な本市の財政構造にあると思われまふ。行政改革推進委員会を立ち上げたり、指定管理者制度の導入など、積極的に経費の削減に取り組もうとされておられる市長をはじめとする行政当局に対して、敬意を表する次第であります。

そこで、本市の公共工事などの入札制度について、質問をさせていただきます。

現在、北杜市で行われている少額のもの以外の工事の請負、物品の購入、業務の委託管理などの契約は、ほとんどが指名競争入札で行われていると承知しておりますが、その理由、その目的、その効果について、市長のご見解をお聞かせください。これが最初の質問であります。

次に地方自治法第234条の規定によりますと、地方公共団体の締結する売買、賃借、請負、その他の契約は一般競争入札を原則として、指名競争入札、随意契約、競り売りの場合はそれぞれ政令で定める条件を満たした場合のみ、これを認めるとしています。

施行令第167条第1項に、その限定された3つの条件が規定されていますが、これまで行われてきた本市の指名競争入札は、いずれも、その条件をクリアできているのかどうか。また、もし条件を満たさずに行われたものがあるとすると、それはいかなる法的根拠でなされたものかをお伺いいたします。これが2つ目の質問であります。

次に北杜市の入札状況を見てみますと、例えば、最新の広報9月号の入札執行結果によりますと、小淵沢町との合併に伴うもの以外の37件の合計予定価格6億5,200万円に対して、合計契約金額は6億2,400万円余りであり、平均落札率は95.7%となっております。また、最低落札率は60.8%となっており、そのほか80%台が2件、95%以上が28件となっていて、全体の、実に75.7%に達しております。ちなみに最高は99.8%で2件あり、これは同じ業者であります。

最近の新聞によりますと、全国市民オンブズマン連絡会議が公共工事のうち95%以上の落札率のものは、談合疑惑度が非常に高いと指摘していると報じています。本市では、そのようなことはないと思いますが、市長のご見解をお伺いいたします。これが3つ目の質問であります。

次に、一般競争入札についてであります。

現在、どこの自治体でも歳出削減に必死で取り組んでいるのは、ご案内のとおりであります。宮城県では平成13年度から一般競争入札を積極的に取り入れて、それまで95.6%だった落札率の平均が平成16年度は77.5%と、実に18.1%もダウンしたという報告があります。また、同様に一般競争入札を取り入れた長野と滋賀、大分、長崎などの各県も、軒並み

80%台に下がっております。一方、一般競争入札に消極的な熊本、富山、山梨、栃木などの各県はいずれも97%以上となっております。

また、落札率が下がれば、工事の品質が下がるという心配に対して、本年7月3日の読売新聞のトップに「安値落札 品質影響せず」という記事が載っております。内容を紹介いたしますと、山形県をはじめとする10県と横須賀市など3つの市で、工事品質の評定点数と落札率との関係をまとめていて、それによりますと、愛知県では平成16年度の640件の工事のうち、落札率が95%以上のグループの品質評定の平均点が74.54点に対して、75%未満のグループのほうが76.39点と成績がよく、また長野県では落札率100%だった工事の品質評定が76点だったのに対して31.6%と、最も割安だった工事の評定のほうが78点と、より品質が上だったという例も挙げられています。残りの8県や横須賀市、松崎市、赤石市などでも同様な結果が得られたと報告されています。

このように一般競争入札制度は、歳出削減に有効に機能するという事は、すでに実証済みであります。山梨県でも平成19年度実施を目指して、一般競争入札、いわゆる電子競争入札制度の導入を図るべく、現在、準備を進めているのはご案内のとおりであります。

わが北杜市といたしましても、財政難の折、歳出削減を図る一つの方法として、この一般競争入札制度を早急に導入するべきだと考えますが、市長のご所見をお伺いいたします。これが4つ目の質問であります。

次にもう一方で考慮しなければならないことは、この一般競争入札が実施された場合、市内の事業者がどれだけ落札できるかという心配です。せっかくの尊い税金や、国や県からの補助金や交付金、もっと言うと借入金まで投入して、大半が市外の事業者に落札されたとすると、地域の経済に多大な影響を及ぼしかねません。市内の事業者にも頑張ってもらわなければならないのは、もとよりではありますが、本市の財源の還元という、いわば財政の地産地消とも言ふべき観点と市内事業者の保護、育成という立場を考慮いたしますと、市内事業者だけに限定した一般競争入札も制定する必要があると考えます。

このときの市内事業者とは、事業所の所在地が北杜市内であることはもちろん、経営者、役員も市内在住者であり、従業員の大多数が北杜市民であることなどの制限を設けること。また下請けや外注などが伴う場合には、同様な条件を付けること。ただし、市内に対応できる業者がない場合は例外とすることなどです。

法に照らしての条件の整備も必要なことは言うまでもありませんが、施行令第167条の5の2の規定を準用すれば、それは可能だと考えます。

そして、この2つの入札制度の運用は市長に委ねられ、財政状況や落札状況に応じて、コントロールできる制度にしておく必要があると考えます。したがって、市長の政治判断が市の財政を大きく左右するということは、言うまでもありません。これについての情報公開は、より詳しいものでなければなりません。いわば北杜市方式とでも言うべき、この新しい制度に切り替えることが、本市の歳出削減に大いに役立つと私は考えますが、市長のご意見をお伺いいたします。これが最後の質問であります。

いずれにいたしましても、もし、これが採用されて宮城県のように公共工事などの歳出が18%も削減されたとすると、北杜市の平成16年度のベースで換算しますと、歳出規模で約20億円。そのうち4割が自主財源と仮定いたしますと、実質8億円もの自主財源の削減が可能となります。

市長の前向きな答弁を期待いたしまして、私の質問を終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

32番、小野喜一郎議員のご質問にお答えいたします。

入札制度について、いくつかお尋ねいただいております。

最初に指名競争入札を導入する理由、目的および効果であります。地方公共団体の契約の基本は一般競争入札であり、指名競争入札は一定の理由がなければなりません。本市におきましては、入札までの手続きに要する日数の時間的制約や工事实績を有するものへの発注が可能であることなどの理由により、一般競争入札は実施しておりません。また、目的と効果については実績があり、信用できる誠実な業者への発注が可能であり、入札までの手続きも短期間で処理が可能であることから、市では指名競争入札を基本としているところであります。

次に、落札率についてであります。

落札率は設計額の大小や設計精度、工事の内容などに左右される要素もあり、一概に落札率により判断することは難しい面もあります。

しかし談合防止については、指名業者の非公開や現場説明会を廃止するなど、他に指名業者が分からないようにしており、公正な入札の執行に努めているところであります。

次に、電子入札制度の導入についてであります。

県では、今年度から段階的に導入を開始し、平成19年度から完全実施を予定しています。市町村においては、現在、山梨県市町村総合事務組合の電子自治体共同事業において、電子入札システムの共同利用を検討していますので、このようなシステムを活用しながら、導入を検討していきたいと考えております。

次に、入札方法の使い分けについてであります。

市内業者だけに限定した入札制度につきましては、関係法令や判例等を研究しなければならないと思っておりますので、今後の研究課題とさせていただきます。

地域経済の活性化のため、市の物品調達や建設工事の発注については、市内業者への発注を基本とし、市内業者の育成にも努めているところであります。

いずれにいたしましても、地域経済の活性化と効率的な入札制度の確立に努めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

32番議員、再質問はございませんか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで32番、小野喜一郎議員の一般質問を終わります。

次に5番議員、五味良一君。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

白倉市政が誕生して、早10カ月が過ぎようとしております。7つのカラーでスタートし、経済状況が厳しい中において、順調の滑り出しかと思えます。

今回、一般質問の機会を与えていただき、感謝申し上げます。

今回、私は明野廃棄物最終処分場について、4点、質問をいたします。

まず最初に今までの流れを見ると、なぜ、明野廃棄物最終処分場が浅尾ありきで進むのか。私も合併以前より、処分場の進め方について疑問を持ち、こんな強引な進め方には納得いかず、反対をしてみましたが、昨今の状況を見ると、処分場の必要性を感じ、なんとか多くの住民の意見を聞き、解決しなければならないと思ってまいりました。

一部の人たちの中で事が進められ、住民を無視した形できたために、11年以上もの長い間、着工できなかつたかを、もっと真剣に考えていただきたい。議員になり、何回か県にも行き、話し合いをしてきました。なんとか、よい形で解決方法を見出したいという思いでしたが、検討委員会の傍聴を聞いたり、説明会を何回となく参加してきましたが、あまりにも浅尾ありきで事が進んでいるように思えてなりません。

昨晚も、1つの質問の中にありました浸透水が1年間に100メートル進む。用水井戸のエリアの1キロの圏内に達するまで10年かかる。もし漏れた場合、その間に対策を講じる。1回地下に入り、地下水がどのように広がって浸透していくか分からないのに、どうやって対策するのか。質問をした人は、その対策について質問をしたと思われませんが、県の説明は一貫して漏れない、漏れたら修復するの一点で要点説明はありませんでした。

9月20日の検討委員会の席で、説明会の報告がありました。その報告の中で、県の考え方に賛同する人も何人かいる。また、賛同意見もありました。まるで賛同意見もかなりあり、反対意見もあったなどと言っておりますが、あまりにも県の対応に疑問を抱かざる点、多々受け止められます。

私が説明会を聞いた範囲では、絶対に賛成だという人はほとんどいなく、大多数の意見が反対だったにもかかわらず、あのような言い方をするので誤解を招き、信用を失うものと思いません。

なぜもっと正直に、素直に、ありのままの状況結果を報告しないのか。このように、11年も、このような進め方をし、苦い水を飲んできたにもかかわらず、同じ過ちを再度しようとしているのか。なんで浅尾に執着するのか、理解しがたい。市長も市民の一人として、真剣に取り組んでもらいたい。市長の考えをお伺いいたします。

2点目、梅ノ木遺跡との関わり。

今までの処分場予定地に、全国でもめずらしい国の重要文化財になるような貴重な遺跡が発見され、処分場の埋め立て予定個所に水飲み場跡地があるのではないかとということで、今年の8月調査が始まりました。調査は、平成18年度までかかるとのこと。もし結果次第では、永久に保存となれば、何も造れなくなると思います。県の説明では出土しても、簡単な手続きでできると言っていますが、そんな簡単なものではないと思います。

私の知り得るところによりますと、現在の場所から光の楽園、江草にかけて、土器等が多数発見されております。市長に、遺跡調査の扱いについてもお伺いをいたします。

3点目、湧水。

県の説明は焼却灰や煤塵、溶融スラグ等をビニールシートやベントナイト混合土で二重、三

重にするので影響はなく、浸出水も排出基準が他県に比べ、10倍に厳しく、全国トップレベルだといっていますが、安全基準は安全基準として結構な数字だと思いますが、住民が求める安全とは何かを理解してもらいたい。

住民が生活する上流部へ、このような施設を造ることが問題であり、何百年先はどうなるかわからないものを生活している高い場所、しかも水が湧いている場所になぜ。孫、ひ孫の代にはどうなってもよいのかと言いたくなる。茅ヶ岳の南西に開けた扇状地、明野の地には先人たちが水に対して、今までどれだけ苦労してきたかを考えたときに、とてもいたたまれない気持ちになります。

明野は浅尾堰があり、それより標高の高い個所で水を利用してきた人たちは、すべて湧水を利用してきたはずです。ですから処分場を造るにおいては、このようなことをもっと配慮し、慎重に協議してもらいたいと思います。市長の考えをお聞かせください。

4点目。なぜ今まで11年間以上もの間、誘致できなかったかの原因を追究し、慎重に進めてもらいたい。私も微力ながら、なんとか解決に向け努力し、協力してきたつもりですが、もっと住民に理解できる説明や説得をして、事を進めなければ、再度、平成6年に逆戻りし、事を再び繰り返すことになると思う。また、この時期にこのようなことになれば、管理型処分場は県内どこにも造れなくなる可能性が大ではないでしょうか。

以上4点、市長のご見解を求めます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

5番、五味良一議員のご質問にお答えいたします。

明野廃棄物最終処分場について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に、なぜ処分場が浅尾ありきで進むのかについてであります。

明野処分場につきましては、峡北地区最終処分場整備検討委員会において、昨年10月の決定事項に基づき、明野町全域を対象とした適地調査を行い、現計画地を含めた中で、建設候補地を選定していくための取り組みが進められているところであります。

検討委員会では専門家のご意見を伺うとともに、会議はすべて公開するなど、透明性を確保する中で進められており、浅尾ありきというようには捉えておりません。

次に、梅ノ木遺跡についてであります。

梅ノ木遺跡については、市の教育委員会により平成16年度から18年度の3年間で、現地調査を進めております。平成16年度の調査では、畑総事業用地北川等で遺跡が確認され、その他の地域においては、遺跡は確認されておりません。県によると、これまでの調査では、遺跡が事業地内の残地森林予定地の一部で確認されましたが、処分場本体への影響はなく、また調査の状況もふまえ、記録保存等が必要になった場合には、所要の対応を行っていくとのことであり、遺跡の保存と処分場の建設は十分、調整可能であると考えています。

次に、湧水についてであります。

適地調査にあたり、上流部を一律除外しているような基準を設けているところは、県の行った調査によると、全国的にも例はありません。

現在、検討委員会において、取り組みを進めている建設候補地の選定にあたっては、適地基

準の1つとして、水道水源から半径1キロメートル以内の区域を除外することとしています。また、この基準は一律に除外すべき区域ということから、多数の住民が利用し、周辺への影響も大きい水道法に規定する水道水源としたところであります。自家用の井戸等につきましては、事業を実施するにあたり、モニタリングなど、具体的な対応を図られるものと理解しています。

次に、11年の経過についてであります。

明野処分場につきましては、この問題の解決に向け、峡北地区最終処分場整備検討委員会において、昨年10月の決定事項に基づき、専門家のご意見を伺うとともに、会議はすべて公開するなど、透明性を確保する中で進められております。

また、県では地元の理解を深めていただくため、明野町全戸を対象とした地元説明会を開催するなど、積極的な取り組みを進めているところであります。今後とも理解を得る中で、取り組みが進められるよう対応していく考えであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、再質問はございませんか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

まず最初、明野処分場の検討委員会の話がありましたが、私が何回も傍聴している限り、なぜか県のシナリオどおりに、事が進んでいるように思えてなりません。そのへんの検討委員会のメンバーの認識を確認するとともに、2番目の梅ノ木遺跡、今、市長、現在のところは何も出ていないと言いますが、先ほど私が言ったように、光の楽園から江草の県道より上の地域で、多数の土器が出ていることは、事実でございます。これをずっと関連しますと、あの標高の同じところで、ずっと土器が出てくるということは、そこへ先住民が住んでいた可能性は大だということで、今は処分場の予定地に何も出ていないかもしれませんが、そのへんの今後の調査、十分していただきたい。

3番目、湧水についてですけど、1キロ以内、先ほど私、言いましたように、浅尾堰という堰がありまして、それから上に人家のあるところは、今まですべて井戸水等を使用してまいりました。もし、浅尾の現予定地のところへやるならば、その井戸水も枯れる可能性も大であります。そういうもの、すべてを含めて安全性、県のほうの安全性安全性と言っているのは数字的な、基準的な安全性であって、そういう用水井戸以外の地下水の井戸の調査もしっかりとした上でないと、ひ孫の代までの、その先の代にどういう影響があるか分からない。そういう点もふまえて、もう一度、市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私も言うまでもなく、峡北地区最終処分場整備検討委員会のメンバーであります。最初から毎回出席しておるわけでありませうけれども、最初から浅尾ありきで事が進んだとは、私まったく思っておりません。この適地を選ぶのに、いろいろな意味で先進県の例を見たり、あるいはまた、いろいろな意味で候補を見たり、積み重ねてまいりました。そしてまた、専門家の意見や

らコンサルの考え方等々もお聞きする中で、今日を迎えており、そして現状で当初計画地を含めた4カ所に絞られて、今を迎えているというふうに承知しておりまして、これが浅尾ありきでスタートを切ったとは思っておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

また、遺跡の問題がありましたけども、ある先輩に聞きますと、私たちは大変ありがたいことに茅ヶ岳から八ヶ岳から塩尻にかけては、日本で代表的な縄文遺跡群のところであるというように聞いておりますので、ある面で言うならば、どこもそういう意味の遺跡地であるのかもしれない。

もう1つ大切なことは、やはり遺跡の価値の問題もあろうかと思えます。そんなこんなを教育委員会は十分承知して、このような方向性を定めているものと承知をいたしているところがあります。

同じように、水の問題についても、誰しも自分のふるさとの水源池は守りたいという強い願いはあると思います。私は、これから北杜市の市長として、4カ所に絞られた適地が、どこに絞られようとも、それらの将来に向かっての安全に対する担保といいたしめようか、いろんな意味の条件という問題は、県に対して強く要望し、その解決に当たるつもりでありますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

5番議員、再々質問ございますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

昨晚の説明会で、県は一通り説明会が終わったと。すべての住民に対して終わったから検討委員会に諮るといことのようにですが、内容的には説明会は説明会として、もっと住民と対話の場を持ち、数多くの協議を重ねて住民の理解を求めていき、結論を急がず、慎重に進めるべきだと思いますが、市長にお伺いをいたします。

これを最後に、質問を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

私は市長に就任してから今日まで、明野の最終処分場は県の大きな行政課題であるけども、これも北杜市にとっても、白倉市政にとっても大変大きな行政課題であると承知をいたしております。そしてまた、このような問題については、月並みな表現でありますけども、今日的に公開開示、透明性、説明責任等々は大切にしなければならないというふうに自らも思って、今日まで、いろいろな形でご承知のとおり、説明会を開催してまいりました。

現状で十分かどうかということは、また検討委員会のメンバーを含めて議論させてもらいますけども、県は県なりに、この住民説明の責任を感じながら、これからも対応していくと思っておりますので、検討委員会ともども、結論を見守りたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで5番、五味良一議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

3時10分に再開いたします。

休憩 午後 3時00分

再開 午後 3時10分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

25番議員、中村隆一君。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

9月議会にあたり、一般質問をいたします。

質問の第1は指定管理者制度導入にあたって、留意すべき点を質しておきたいと思います。

2003年6月、政府は地方自治法の一部、244条を改正して、公の施設の管理運営について、従来の管理委託制度に替わって指定管理者制度を導入しました。一番の変更点は管理を、これまで公共団体、公共的団体、公共団体の出資法人、第三セクターに限定していたものを、制約をなくし、株式会社等の民間営利事業者にまで拡大したことです。

指定管理者制度導入は、もともと財界からの構想で、官から民への掛け声のもと、国・地方自治体の業務、施設を民間に開放してビジネスチャンスを増やすという、基本戦略に基づくものです。

指定管理者制度の導入に当たっては、住民にとってサービスの後退や負担を伴わないことはもちろん、経費節減第一主義はとるべきではありません。利用する住民、また、そこで働く職員にとって、大事な4点について、質問いたします。

- 1．住民の要望や苦情を積極的に受け止め、市が責任を持つ仕組みづくりになっているか。
- 2．公の施設の業務にふさわしい職員の身分、賃金、労働条件等を指定管理者に約束させる規定はあるか。
- 3．管理者の選定にあたっては、利用者、住民代表、専門家、弁護士、公認会計士などを入れた選定委員会を設置し、住民参加と公正さが保たれることが必要になること。
- 4．行政改革推進委員については、丸投げでなく、市民の声を反映させる必要性、保障などを確保すること。

以上の4点について、市長の見解を求めます。

質問の第2は明野廃棄物最終処分場、日向廃棄物処分場問題についてです。

明野処分場予定地の4カ所の概況調査報告で、現計画地である浅尾が最も条件がよいという結果が出されました。9月15日の地元浅尾地区の説明会が「帰れ、帰れ」のコールで拒否され、地元住民と県との間に不信感が生まれています。また昨夜、浅尾地区の説明会が終わりましたが、市長は住民合意が取れたと考えているのですか。将来の安全性と住民合意がない浅尾への建設は認めないというのが明野住民の総意であり、処分場問題に詳しい専門家や地質学を専門とする学者も、現計画地は処分場建設に問題があると指摘しています。当然、浅尾よりも調査結果が低い3カ所への建設は不可能でもあります。

住民説明会で出されている疑問、意見をどのように受け止めているのか。このまま、現計画

地や明野地内への建設を強行するなら、10年の過ちを再び繰り返すことになるのは明らかであると考え、市長の見解を求めます。

次に日向処分場について、塩川浄水場の上流に民間の業者によって、2つの産業廃棄物処分場が造られました。1つは日向地区の山中に平成9年から、もう1つは岩下地区の上部に平成10年から埋め立てが始まりました。シートも敷かない、素掘りの処分場、ゴミの埋め立て場です。2つとも塩川浄水場に流れ込む川の上流に位置するので、産業廃棄物や、それから溶け出した成分は年月をかけて浄水場に流れ込みます。この水は須玉町、明野町、葦崎市、旧双葉町の住民が使用しています。

埋め立て作業が真っ盛りのころは、残念ながら須玉町当局は飲み水への影響はない、覚え書があるから大丈夫という姿勢で、山梨県も須玉町の問題、広さも内容物も違反はないという態度でした。ようやく平成14年7月、日向処分場への立ち入り調査を町が行い、はじめて広さも、埋められているものも違法であることが公にされました。こうした動きに押されて、県も9月に立ち入り調査をし、広さが、業者が届け出た3千平方メートルを2倍以上も超える広さであることなど、廃棄物処理法に違反していることを認めました。

違法な埋め立てを行い、逃げ得のような業者こそ最も許せないのは当然ですが、一般廃棄物は市町村長、産業廃棄物は県知事に、その許可、監督の責任があるという法律どおりの責任を果たしてこなかった山梨県の責任は、極めて大きいと思います。

さて、須玉町の日向の産業廃棄物処分場については、県が崩落防止の護岸工事を行政代執行として、昨年10月からやっています。工事終了予定の今年の8月が過ぎても、大きく遅れていて、また終わっていません。そこで、以下3点について質問します。

1. 傾斜をなだらかにし、廃棄物と土を土嚢に詰める作業に難航しているとのことだが、この際、工法を見直し、できる限り、埋められた廃棄物を持ち出すよう、変更すべきと考えるがどうか。
2. 代執行工事が行われているといっても、飲み水の水源である塩川ダムに流れ込む水への影響の心配は、何一つ解決されていません。住民の不安に伝えるため、須玉町時代は広報で水質検査の結果は、公表されてきました。合併後の砒素の値、環境ホルモンのビスフェノールAの濃度など、水質検査の結果の特徴はどうか。また、今後住民に市の広報を通じて結果報告を、責任を持って行うべきだと考えるがどうか。
3. 監視体制の強化を目的に、合併直前の昨年10月に環境対策プロジェクト委員会がつけられたが、合併後、一度も開かれていません。須玉町がやってきた解決への努力を新市に引き継ぐという趣旨でつけられたと考えるが、須玉支所や地域委員会だけの課題の位置づけでは解決されません。水を飲んでいる須玉、明野、葦崎、旧双葉町はもちろん、市を挙げて取り組むべきだと考えるがどうか。

以上3点について、市長の見解を求めます。

質問の第3は、市民要求の3点についてです。

第1点は県道日野春横手線、いわゆる野猿返しに安全対策として、ガードレールの設置とカーブミラーの増設をとということです。

北杜市になってから、事故多発注意の看板が付けられたのは評価されますが、北杜高校への通学路で多くの高校生が通学もしていますし、通勤者の転落防止、衝突防止など安全確保のためにガードレールの設置と、要所要所にカーブミラーの設置を要求します。

2点目は、鬼坂からの水害防止対策についてです。

林を切り開いて、鬼坂に南北を縦断する道路ができてから、ちょっと大雨が降ると、この道路を滝のように雨水が流れ、水路から溢れては民家や介護老人保健施設、峡北シルバーケアホームに泥水が流れ込むようになり、昨年は床下浸水で畳が浮いてしまい、畳を干したり、大変な被害を被りました。大雨が降ると付近の住民やケアホームでは、水害の被害におびえています。

1. 側溝のゴミ詰まりなどを取り除くなど、管理を市はしっかりすること。
2. この水害は人災だと地域住民は怒っています。市として早急に、抜本的な水害防止対策を立てるべきと思いますが、市長の見解を求めます。
3. アスベスト調査と、その対策についてです。

6月末から7月にかけて、アスベスト製品を製造していたメーカー、クボタ、ニチヤスなどから製造工場労働者および工場周辺住民に肺ガンや中皮腫による死亡事例など、深刻な健康被害が出ている実態が相次いで発表されました。今後、被害拡大を防止するためにも、アスベストがどこにどの程度使われているかを、正確に把握することが不可欠の課題です。

北杜市において、保育園、学校、公民館など、公共の建造物のアスベスト調査が行われていると聞いていますけども、その結果の公表と対策について求めます。

また、本市では水道管に石綿管は使われているのでしょうか。また、個人の住宅等のアスベスト調査や健康相談などの相談窓口の設置を求めます。市長の見解を求めます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

25番、中村隆一議員のご質問にお答えします。

指定管理者制度導入について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に、住民の要望や苦情を積極的に受け止め、市が責任を持つ仕組みとなっているかとの質問であります。

市の公の施設が指定管理者制度導入施設になりましても、要望や苦情については、従来どおり、市が責任を持って対応してまいります。

また、指定管理者に対しては業務、または経理状況の報告を求めるなど、必要に応じて調査や指示を行うことができるようにしてまいります。

次に指定管理者内部における職員の身分、賃金、労働条件等を指定管理者に約束させる規定はありませんが、雇用の条件等は指定管理者と協議したいと考えております。

次に指定管理者の候補者の選定については、指定管理者選定委員会を設置し、審査を行いますが、委員選定については、今検討中であります。

次に市民の声を反映させる必要性等の確保についてであります。指定管理者選定委員会の委員には各界・各層の中から選任し、市民の声を反映していく考えであります。

次に、明野廃棄物最終処分場についてであります。

明野処分場につきましては、峡北地域最終処分場整備検討委員会において、昨年10月の決定事項に基づき、明野町全域を対象とした適地調査を行い、現計画地を含めた中で建設候補地を選定していくための取り組みが進められているところであります。

これまでに、現計画地を含めた4カ所について、比較検討することとし、先般開催された検討委員会において、概況調査結果に関し、専門家などから総合的な評価について、意見聴取が行われたところであります。

また、地元説明会の住民の意見についてであります。県では明野町全戸を対象とした地区説明会を12回実施するなど、地元の理解を求めめるための取り組みを進めてまいりました。先般、開催された検討委員会において、県から、この状況について報告がありましたが、住民の皆さんから、さまざまなご意見が出される中で、明野処分場に対する理解を深めていただけたのではないかと考えております。

県では検討委員会や地元のご意見を十分ふまえる中で、今後の取り組みを進めることとしており、私といたしましても、この問題の解決に向けて努力してまいりたいと考えています。

次に、日向廃棄物処分場問題についてです。

最初に工法の見直しですが、工事は8月5日、完成予定でしたが、降雪等により工事中断を余儀なくされ、10月4日まで工期が延長されました。現在、工事は着々と進捗し、工期内には完成するとの報告を県より受けており、廃棄物の持ち出しに対する設計変更は不可能だと思われまます。

次に合併後の水質検査の結果ですが、砒素につきましては5月12日に採取し、処分場直下および200メートル下流では基準値以下、出田川合流点では1リットル当たり0.01ミリグラムで、基準値となっております。また、ビルフェノールAの濃度は同じく5月12日に採取した結果、1リットル当たり1,300マイクログラムであり、合併前の調査より減少しています。

今後も引き続き、県と連携する中で、慎重に推移を見守っていきたくと考えております。調査結果につきましては、広報等を通じて周知してまいります。

ちなみに、峡北地域広域水道企業団が7月19日に採取した原水の検査によると、小室川橋、大渡橋、取水口のいずれにおいても基準値の0.01ミリグラムを下回る数値が出ております。

次に監視体制の強化ですが、市民の大切な飲用水の安全性確保の見地から、現在、各町村ごとに行っている監視パトロール体制の再点検を行い、不法投棄の早期発見、水質汚濁防止に対する水質検査を継続的に実施し、監視を強化してまいりたいと考えています。

次に市民要求、3点についてであります。

まず県道日野春横手線への安全施設の整備についてであります。県が管理する道路ですので、早期に実現できるよう関係部署に働きかけてまいります。

次に、鬼坂からの水害防止対策についてであります。

鬼坂を縦断する道路は、市道渋沢1号線で平成11年から15年にかけて、県の農務部で施行しており、その計画時に雨水の流量計算を行い、現在の側溝の断面になっております。また、下流の水路は現在の株式会社キッツが、スポーツ広場として開発した水路に流れるようになっておりますが、8月8日の集中豪雨により水路から雨水が溢れて、民家、峡北シルバーケアホームに迷惑をかけたことは、誠に遺憾に思っております。

現在は水路の溢れた個所の原形復旧工事も完了し、水害防止対策として下流の水路マスの断面を大きく改良しましたので、付近の皆さんに迷惑をかけることはないと思っております。今後は、水路の管理に万全を期してまいりたいと考えております。

次に、公共施設のアスベスト調査と対策および個人の相談窓口の設置についてであります。

小林元久議員のご質問にもお答えしたところでありますが、市では平成8年度以前に設置された135施設について調査を実施しているところであり、10月中旬をめどに調査を完了し、その結果は公表したいと考えております。また、使用が確認された施設につきましては、防止策等を講じてまいります。

次に、個人住宅等のアスベスト調査などの相談窓口の設置についてであります。

個人の住宅等に関するアスベストの問い合わせや相談については、現在、建築住宅課で対応しております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

25番議員、再質問はございませんか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

指定管理者制度で提案されている106施設の中に、福祉デイサービスなどで5カ所入っていましたけれど、現在、顔もよく分かっているし、家族関係も非常によく分かっているということで、地域の市の職員や保健師、ヘルパーさんたちが頑張っています。そういうことで、指定管理者制度の公募になじむかどうかという点で、市の社会福祉協議会が運営すべきではないかと思えますけれども、その点について、またあとでお答え願いたいと思えます。

2番目として、指定管理者制度に移行した場合に、北杜市の正規職員が8名、臨時職員が36名、嘱託職員が25名の69名の職員の雇用は、そのまま引き継がれるのか。労働条件はどうなるのか。そのへんについて、お聞きしたいと思います。

また3点目として、現在106施設を挙げましたけれども、今後どのような公共施設に広がっていく考えなのか。例えば、保育園とか図書館とか市営住宅などが対象になるのか、そのへんをお聞きしたいと思います。

4点目として、須玉町のときにできた環境対策プロジェクト委員会というのが、現在、市に引き継がれていると思えますけれども、引き継いでいるか、いないか。会議がもたれていませんで、このへんを確認しておきたいと思えます。

以上、再質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

お答えをいたします。

まず1点目でございます。

福祉施設の関係におきます、主にデイサービスセンター、ホームヘルプサービスというように、社会福祉協議会が現在は主に介護保険制度のもとに事業者として、対応をとっている関係につきまして、中村議員におかれましては、そこに訪問する方たちが地元によく、名前も分かっているし、顔も分かっている、なじみの深い、そういう職員、社会福祉協議会の所属する職員などがたくさん活躍していると。そういうものについては、継続して同じような形態の中でいくことについて、考えはということでございます。

このことにつきましては、当然、われわれ、現在におきましては公募をしていく施設というように、デイサービスセンターも捉えております。その中で当然、社会福祉協議会も指定管理者としての応募をしていただけるものというように、現在は考えているところでございます。

こういう部門につきましては、どのような業種の方、まったくの民間というようなほうからも、どのように応募があるのか、これから推移を見守っていくわけですが、現在では社会福祉協議会の組織のほうにおいても指定管理者制度、指定管理者として応募をしていただけるものというように思っているという状況でございます。

いろいろ、指定にあたっては市長の答弁の中にありましたように、いろんな部門、選定委員会、そういうようなところの、いろいろ判断のもとに、これから決定づけていくということになるわけでございます。

それから第2点目でございますが、そこに勤めている職員、それから市が雇用している臨時雇用者、嘱託者、相当の数になるわけで、中村議員さんがご指摘のとおりで今現在、配置をいたしまして、管理運営されているわけでございます。

これもやはり市長の答弁の中にありましたように、指定管理者との最終的な協議の中で、市としてはできる限り、指定管理者の雇用のもとに、もし運営が切り替わって、新しい指定管理者のところ運営が切り替わるときには、継続的に雇用するような考え、そういうものについての打診、希望、そういうものについては当然、現在持っております。

ですから、そんなようなところも、指定管理者との協定事項の中の前段の話の中で、いろんな基礎的なところについても協議をしてみたいと思いますし、当然、その施設に現在、雇用されている方について、正職員については、当然本庁の事務なり、各総合支所の事務、いろんな職員が配属されるべきところに配置換えになる場合もありましようし、また臨時的に雇用されている方については、半年を期限とする雇用の形態、ないしは1年の期限を区切って雇用しているというような現状でございます。なるべく早い時期に、その方たちにも状況等の状況報告をしながら、臨時雇用等、勤めていただける方たちについては、意向の確認なども早めにしていくことは当然、考えているところでございます。

それから第3点の、現在106施設を公募に向けていく準備を進めている予定でございます。それ以外に、これからどのような施設をとということでございますが、これからまだ、端的に言いますと、現在、進捗中と言うんでしょうか、施設等を造っているものについては完成後、また検討をしていくことにもなります。

また、あと直営で、まだ市が直営として管理をしていくべき施設の中で、再度また来年、4月以降、再検討、いろいろ内容の吟味をいたしまして、直営としている施設についても指定管理者制度に向けて、また公募に向けていくべきところが生じる、そういうことも想定しておりますので、そのような施設について、新年度になった以降、また、その然るべき時期に公募に向かっていきたいと、このように考えているところでございます。

以上、指定管理者についての3点については、私よりお答えを申し上げました。よろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本伴和君）

環境対策プロジェクト委員会につきまして、お答えを申し上げます。

この委員会につきましては、組織といたしましては新市には引き継がれておりませんが、従前の監視指導体制の方法を新市へ引き継いで、監視を強化していくということを引き継いだということでございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

25番議員、再々質問ございますか。

中村隆一君。

申し添えます。

中村隆一君の、残りの質問時間は1分24秒でございますので、申し添えます。

○25番議員（中村隆一君）

指定管理者制度の導入にあたって、心配になるのは、現在、よそのところで指定管理者制度に移行したところでは、非常に賃金が切り下げられたり、そして臨時職員が辞めたら、次は採用をするのを人材派遣会社の労働者に切り替えるとかというふうなことで、労働条件がだいぶ切り下げられていくと、そういう例がたくさんありますので、専門職とか保健師とか、そういう人たちに賃金の切り下げにつながらないように、雇用をきちっとつなげる。そして労働条件を切り下げのないように、協定書で取り計らっていただきたい。そのへんの努力をお聞きしたいと思います。

そして、須玉の環境対策プロジェクト委員会というのが、新市に組織として引き継がれていないということなので、ちょっとこれは須玉町から合併するときの引き継ぎがうまくいっていないと思いますけれども、ぜひとも、この委員会は継続をして活動していただきたいと、このように思いますけれども、そのへんについての見解をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

指定管理者に関わる点につきまして、再々質問にお答えを申し上げます。

ご指摘のように、いろいろな雇用の形態を辿っている施設がたくさんございます。特に、その中におきましても、国家資格を有するような専門的な職にあるような、そういう方々につきましては、当然、みんな一律の賃金体制、そういうものは当然、考えられないのではないかと、こんなように捉えているわけでございます。

市といたしましても、そのように国家資格等を必要とする部署に勤めているような方たち、そういう職域の方が新たな、例えば民間等の指定管理のもとに、また経営が変わっていく、そういうときにおきましては、市が協定を取り交わすときの、事前のいろんな指定管理の条件、そういうものが打ち出せるわけでございますので、そのような中におきまして、細かい配慮を加えていきたいと、こんなように考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

生活環境部長。

○生活環境部長（坂本伴和君）

お答えをいたします。

プロジェクト委員会につきましては、引き継がれておられないわけですが、本年12月制定予定の環境基本条例を制定する中で、当然、日向処分場関係を改修、強化していくわけですが、全市的な監視対策を強化するという中で考えています。

よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで25番、中村隆一議員の一般質問を終わります。

次に8番議員、鈴木今朝和君。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

今日は、本当にご苦労さまです。最終ですので、あとひと頑張り、お願いしたいと思います。

まず、私は第1に、来年の3月15日になりますと、新北杜市が誕生するわけですが、それに関連して北杜市・小淵沢町衛生組合のことについて、まず第1に質問いたします。

私は、この衛生組合のある場所の地元ですので、特に興味が、心配になるわけですが、今度、合併が絡みまして、北杜市・小淵沢町衛生組合は合併後、北杜市衛生組合という名前に、たぶん変わるかと思いますが、合併後、この組合の運営や取り扱いについて、どう考えているのか、市長にお尋ねをいたします。

また、処理料金について、北杜市・小淵沢町衛生組合は運搬料込みでリッター18円。峡北の南部の衛生センターでは、処理料金としてリッター9円というようなことも現状でありますけど、これらを含めて、今後の取り扱い、あるいは職員の配置など、市長の見解をお願いしたいと思います。

次に、一部事務組合の運営費の均等割の負担金について、質問をいたします。

先ほどの決算の数字を見ますと、例えばゴミ処理の特別会計の均等割の負担を見ますと、現在、韮崎市が341万1,800円払っているのに対して、北杜市はその7倍、344万1,800円の7倍、2,409万2,600円というような金額を負担していると。これはゴミ処理の建築費の特別会計についても同様だという数字がありますけど、経済が緊迫している北杜市の現状の中で、こういう状態を過去のつながりがあるとしても、いつまで続けていくか。その均等割の負担金の割合を変えるような提言を、市長は考えているかどうか。そのへんをお聞きしたいと思います。

次に2番目です。生涯学習の体制づくりについて、教育長にお尋ねします。

合併して、早1年になろうとしております。各教育センターを中心に、いろいろな社会教育施設で生涯学習の事業やイベントが行われています。このことは大変、素晴らしいことですが、しかし、その内容を見ますと、旧町村の流れの中で、過去の実践や流れの中で実施している行事が非常に多いと。イベントが多い。

北杜市の生涯学習の一番の目標というんですか、狙いというんですか、根っ子といいますか、そういうものがその事業をとおして、あまり見られないというような感じがします。そこで、これからの一番大事な生涯学習をどう構築していくかにつきまして、その根幹になる北杜市の社会教育計画というものを、早くつくらなければいけないと思います。この立案については、社会教育委員の職務の一部とされておりますが、本市において、その社会教育計画の立案の進捗状況について、お尋ねをいたします。

また、それに関連しまして、最近の少子化、あるいは青少年を取り巻く諸問題、特に子育て、不登校、虐待、また最近の新聞ではキレる子どもが多くて、授業中、暴力を振るったり、友だちを殴ったり、先生に殴りかかったり、昔は高校生とか中学生の大きい子どもが多かったのが、小さい小学校の子どもが、そういう子どもが出てきたということが出ております。やはり家庭教育みたいなのところに、何か欠けているところがあるんじゃないかと、私は思うわけです。

そんなところで、ぜひ社会教育計画の柱の重点の一つとして、家庭教育というものをぜひ挙げて、推進していただきたいと、こう思うわけですが、現在の家庭教育の実践状況や今後、どのようにそのことについて、計画をするかをお尋ねします。

また、各教育センターごとに家庭教育学級の開設やミニ講演、家庭教育アドバイザーなどを設けて、人的な支援体制を市としても構築することが大事ではないかということを思いますし、その家庭教育がやはり地域的に、どこの地域がとでも進んでいて、たまたまなんかの補助金の事業を受けて、そこはものすごく進展しているけども、こっちは全然落ち込んでいるというようではなくて、バランスの取れた、そういう施策をぜひお願いしたいと思います。

第3番目です。北杜市消防団の活性化と地域安全対策について、市長に質問します。

北杜市消防団は今、旧町村の7分団98部、団員が約1,878人いるわけです。実際には定員を少し欠けておりますけど、定員は1,878人で組織されています。小淵沢町が合併した段階では、2千人を超す大世帯になると。県下でも、有数な消防団の数になるわけです。

プロの峡北消防があるわけですけど、そのプロの峡北消防本部とは違って、地元消防団に対しては、日常の防火・防災活動をはじめ、火災や自然災害時の対応に地元住民からの期待は格別なものがあります。それは、いざ火災や地震が発生したときに、地域住民の安全のために真っ先に駆けつけ、身を投げ出して、先頭に立って活躍するのが、赤い法被の消防団員でございます。

しかし少子化の流れの中で、該当する団員も減少傾向にあり、さらに入団勧誘にいくと「なんで、俺が消防に入らなければならない」という若者も増えてきました。また、いったん入っても、すぐ気に入られなければ辞めると。すぐ退団をすると。1回も来なくて退団する団員も、事実あります。そういう中で、団員の補充や確保に、非常に現場の、先に立つ幹部の役員は非常に苦労しているのが現状でございます。

合併して、北杜市消防団も1歳を迎えようとしているわけですが、私も役員の片っ端ということで、次のことをちょっと質問いたしたいと思います。

まず第1に消防に対する予算ですけど、市全体の予算の消防費に占める割合は約2%で近隣の市は、ほとんど3%を超しておりますので、ちょっと低いかないという感じがいたします。

その中で、特に消防団活動費についてですけど、今、各旧町村単位に組織されている分団が7つあるわけですけど、その分団の活動費について、少なからず活動しにくい状況にあると。それが現実です。というのは、活動費が少ないと。ざっと計算して、1人当たり1,500円ぐらいになるのかなと思いますけど、例えば具体的に、新しい訓練服を今、ネクタイをしなくて、今の消防署がやっているような訓練服があるわけです。それを作っているわけですけど、やっと今年、班長以上にそれが給付されるということで、ほとんどの団員がほかの古いものを着て集まっていると、あんまり士気が上がらないと。一部は新しいものを着て、一部は古いものを着てというようなことで、そんな状況が現在の状況です。

それから、これについても、報酬を含めて報酬出勤手当、あるいは消防団活動費などについ

て、その増額というんですか、予算的な関係を市長に、その考えをどうかということをお伺いします。

次に昼間の災害発生時の安全対策についてですが、団員の確保が一応できて、昼間、災害が発生したとき、在宅の団員が少ないので、非常に心配になります。例えば消火活動のため、消防ポンプ車の出動最低人員は4人から5人すら、火事が起きても確保できないところもあると。

そこで3つの対策を提案し、市長の考えをお伺いしたいと思います。

1つは市内の各企業、諸団体に災害時に地元の消防団への出動派遣に対して、特段の理解と協力を、特にお願いをしていただくと。

2番目として、各地域の在宅の消防団員、OBなどの人材を活用して、昼間のときなど防災リーダーの組織をつくって、緊急時に備え、協力体制をつくったかどうかと。

3番目に北杜市消防団、今7分団98部ということで組織されているわけですが、その団員の定員は減らさずに、そのままにしておいて、小さい部を統合して、もっと出動体制を強化したらどうかというようなことを思っておりますが、いかがでしょうか。また、よろしく、そのことについて、見解をお願いいたします。

以上、いくつかの提案・要請をしましたが、財政確保が困難なことは理解しておりますが、地域の安全や市民の命に関わることには、そのための体制をしっかりと構築することが大切であると思います。また、消防団の運営を寄附金でと風潮がありますが、本来は、その活動の費用は行政が負担して然るべきだと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

8番、鈴木今朝和議員のご質問にお答えいたします。

まず、小淵沢町との合併に伴う北杜市・小淵沢町衛生組合の取り扱い、運営についてであります。

この衛生組合は平成4年4月、北巨摩北部5町村衛生組合として設置されました。小淵沢町との合併後は一部事務組合ではなくなり、市の一組織となります。

議員ご指摘のとおり、衛生組合では運搬料および処理料として、1リットル18円の負担をいただいております。峡北南部衛生センターとは均衡を欠いておりますので、老朽化が進む南部衛生組合の将来計画も見極める中で、不均衡について検討してまいりたいと考えております。

また、職員の配置は現在、署長、係長の2名が配属されておりますが、合併後は指定管理者制度導入も視野に入れる中で、施設全体の効率的な運営を検討したいと考えております。

次に、一部事務組合の均等割の負担金についてであります。

均等割負担金につきましては、ゴミ処理に関わらず介護認定等、合併のない韮崎市と町村合併した北杜市および甲斐市は、均等割負担金が著しく均衡を欠いております。当然、この不均衡を是正すべく、引き続き要望してまいりたいと考えておりますので、議員各位にも特別のご支援、ご協力をお願いする次第であります。

次に、北杜市消防団の活性化と地域安全対策についてであります。

日夜を問わず、消防活動に尽力されている団員各位に、衷心より敬意と感謝を申し上げます。
消防団員は豪雨や台風、地震災害においても、危険箇所の警戒巡視、救助活動、住民の避難誘導、土嚢積みなど、重要な役割を果たしております。

1点目の団員報酬の優遇措置と、2点目の各分団の活動費の予算化についてであります、小淵沢町との合併により、定員の適正化を図る中で検討をしてみたいと考えております。

次に3点目の、団員の確保についてであります。

議員ご指摘のように、昼間の消火活動は企業によっては出勤が困難なところもありますが、安全・安心なまちづくり推進のため、各企業に対し、団員の消防活動へのご協力を再度お願いしてまいります。

また、火災時の初期消火活動には消防団OBは欠かせないものでありますが、組織編成となりますと難しい問題がありますので、非常時には率先して支援していただけるようお願いするものであります。

最後に各分団の組織であります、活動状況を見据えた上で再編を検討をしてみたいと考えております。

生涯学習の体制づくりのご質問については、教育長から答弁させます。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

8番、鈴木議員の質問にお答えいたします。

生涯学習の体制づくりについてでございますが、まず最初に社会教育計画立案の進捗状況でございます。

社会教育法第17条の規定に基づいて、各教育センターおよび生涯学習課で作成した素案を社会教育委員会議に提案いたしまして、協議と調整を図っていただくとともに、生涯学習に対する市民の声を幅広く反映できるよう、ご意見をいただいて、本年度、17年4月に作成いたしました。

しかし、議員のご指摘のとおり、各教育センターにおける社会教育事業は、一部に類似事業がありますので、市全体として考える中で、参加者の地域的な利便性にも十分配慮をし、効率的に事業を行うよう、見直しをしてみたいと考えております。

今後も市民がいつでも自由に、学習機会を選択して学ぶことができる生涯学習社会を目指して、努力していく考えであります。

次に、家庭教育の推進についてであります。

ご指摘のように、青少年、子どもの育成には家庭教育が基本だと認識をしております。家庭教育の向上を目指し、今年度は家庭教育支援総合推進事業を2つの教育センターで取り入れて実施するとともに、子育て支援コーディネーター養成講座に担当職員を受講させ、多角的な視野で家庭教育の支援・指導ができるよう、養成をしております。

なお、家庭教育支援総合推進事業につきましては、実行委員会会計で行われるために、直接、市の一般会計には予算措置がされませんが、100%国が支出する委託事業でございます。来年度はさらに北杜市、すべての教育センターが家庭教育支援総合推進事業に取り組めるように計画するとともに、保健福祉部の次世代育成支援行動計画も、それとも連携をする中で、

家庭教育の推進を図ってまいりたいと考えております。これからもよろしくお願いたします。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

8番議員、再質問はございませんか。

鈴木今朝和君。

○8番議員（鈴木今朝和君）

2つばかりお願いします。

1つは今の家庭教育、社会教育計画についてですけど、市民の広い意見を聞いてということ、教育長さんのほうから出ましたけど、アンケートかなんか、意識調査かなんかをやる予定であるかどうか。そのへんをお願いします。

それから消防のほうですけど、在宅の地域の消防団は昼間、ほとんどいないと。勤めへ出ているということで、非常に心配になっているということでもありますけど、消防団OBなどの人材を活用して、その防災リーダー組織をつくるという、これは行政で、お金をかけて後援会形式でつくるというではなくて、自治消防というか区の消防、なんかそういう組織の中へ、そういう組織を組み入れて、お金のかからない、そういう自分たちの村や区や、そういうものやっいていこうという、そういう中でつくっていくことがいいと思います。ぜひ、そういう指導をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

再質問に対する答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

社会教育について、アンケート調査を実施して広く意見を求めるかという、ご質問でございますけども、ご案内のように、まだまだ社会教育につきましては、合併して日が浅いというのも事実でございます。そうした地域の中から、社会教育委員も全市の中で21人のお願いをしてございます。そうした人たちの意見を、それぞれの地域から吸い上げて、実際に反映をさせていきたいと。時には21人の社会教育委員、それからまだ、それ以外の各種団体、生涯学習、社会教育の各種団体の委員さんたちの意見も聞きながら、当面の間は基本計画を充実してまいりたいと、こんなふうに考えております。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

消防団のOBについてというような、お話も承ったところでございます。現在、昼間の火事につきましては、会社等へお勤めになっている消防団も多くいるわけでございますが、そんな火災時の初期消火に自治体で組織する形態をつくったらどうかと、こういうご意見でございます。

災害の補償、それから責任分担等々もあるわけでございますが、各自治体でスムーズにつくれるような方策があればということで、今後、検討課題ということでさせていただきたいと、こんなふうに思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

8番議員、再々質問ございますか。

（ な し ）

以上で、質問を打ち切ります。

これで8番、鈴木今朝和議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は9月28日、午前10時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時10分

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

9 月 2 8 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会定例会(3日目)

平成17年9月28日
午前10時00分開議
於 議 場

日程第1 一般質問

29番 小澤宜夫君
34番 中嶋 新君
24番 坂本治年君
11番 小尾直知君
3番 篠原眞清君
27番 岡野 淳君

2. 出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番 坂本 静	2番 植松一雄
3番 篠原眞清	4番 千野秀一
5番 五味良一	6番 利根川昇
7番 渡邊陽一	8番 鈴木今朝和
9番 浅川哲男	10番 秋山九一
11番 小尾直知	13番 風間利子
14番 田中勝海	15番 浅川富士夫
16番 小林元久	17番 小澤 寛
18番 篠原珍彦	19番 保坂多枝子
20番 内田俊彦	21番 鈴木孝男
22番 細田哲郎	23番 林 泰彦
24番 坂本治年	25番 中村隆一
26番 中村勝一	27番 岡野 淳
28番 小林忠雄	29番 小澤宜夫
30番 内藤 昭	31番 秋山俊和
32番 小野喜一郎	33番 渡邊英子
34番 中嶋 新	35番 小林保壽
36番 古屋富藏	37番 清水壽昌

3. 欠席議員（なし）

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名（22名）

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名（3名）

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

改めまして、おはようございます。

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願い申し上げます。

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の一般質問は、6人の議員が市政について質問いたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第1 一般質問ですが、昨日に引き続き通告順に一般質問を許します。

なお、一般質問をする議員に申し上げます。

質問は再々質問まで、持ち時間は15分でありますので申し添えます。

29番議員、小澤宜夫君。

小澤宜夫君。

○29番議員（小澤宜夫君）

今回の一般質問は、2点について伺います。

質問事項の1番、乳幼児の医療費について伺います。

乳幼児、すなわち学校へ入学する前、就学前の子どもたちに対する医療費の助成制度は、現在北杜市においては、1カ月当たり1人700円の負担金と、5歳の誕生日までの通院と入院が助成されております。さらに、満5歳になってから就学前までは、入院費だけが助成対象であります。

この乳幼児医療費の助成制度というのは、県下38市町村の中で、他と比べられやすい助成になっております。そういう中で、保護者の方にも分かりやすい、シンプルで明確な助成制度が求められています。乳幼児の医療費は負担金もなく、通院も入院も学校へ入学するまでは全部、完全無料化になっているという、そういう制度ができないものか、市長にお考えを伺います。

質問事項の2番、武川総合交流プラザについてお伺いします。

武川総合交流プラザは、7つの地域の不均衡を是正し、合併後、各地域のバランスのある均衡のとれた発展のための施設として、合併前に計画され、合併特例債を財源として利用する事業だと理解しております。

平成17年度当初予算におきまして、武川総合交流プラザ設計業務委託料として4,200万円が計上されました。半年が経過して、大変地域の方たちも、私たちの武川総合交流プラザはどんなふうになっているんだろうかという、多くの声を伺っています。将来にわたって夢のある、地域社会が築ける大事な拠点になる施設ですので、現在の進捗状況について伺います。

以上2点について、よろしくお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

29番、小澤宜夫議員のご質問にお答えいたします。

まず、乳幼児医療費の完全無料化であります。

北杜市乳幼児医療費補助金支給条例に基づく助成は、県の乳幼児医療費補助金交付要綱に準じております。

確かに子育て支援の中で、経済的支援もその効果が大きいと思いますが、厳しい財政状況の中で、受益者負担の原則により、受益者に一定の負担をお願いする必要があると考えております。

次に、5歳の誕生日の翌月から就学年までの通院の診療費の助成、すなわち就学前までは入院も通院もすべて助成されているという、分かりやすさについてであります。

市の乳幼児医療費助成事業の対象年齢については、入院が未就学児まで、通院が5歳未満児までとなっております。県と共同で実施している事業であることから、制度も県と同じになっています。

お尋ねの通院も入院と同様に、対象年齢を未就学児まで引き上げるようにとのことですが、年齢を上げた部分は市単独助成となります。財政厳しい折でありますので、当面は現行どおりの負担をお願いしたいと考えておりますので、ご理解をお願いいたします。なお、市長会を通じて県に対し、通院における対象年齢を未就学児まで引き上げるよう要望しております。

次に、武川総合交流プラザの進捗状況についてであります。

武川総合交流プラザに限らず、公共施設整備に際しては、類似施設の有無や既存施設の効率的な活用などを考慮しながら、整備計画を策定することが重要だと考えています。特に、多くの公共施設を抱える北杜市にとっては、公共施設の整理・統合は喫緊の課題であります。

このような状況の中で、武川総合交流プラザの整備につきましては、施設の機能や規模などについて、関係部署において協議を重ねておるところでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

29番議員、再質問はございませんか。

小澤宜夫君。

○29番議員（小澤宜夫君）

乳幼児の医療費完全助成についてですが、現在、市長の答弁のとおり県の基準の中でやっておられます。しかしながら、12市ある市においては、かなり独自財源を使って手厚い助成制度になっております。実は、県の一覧表の中では、大変残念なことに北杜市だけが負担金があるというような状況にもなっております。もちろん、大変厳しい財政状況の中ですが、やはり少子化対策に大変前向きな北杜市の姿勢を出すためにも、一覧表示になりやすいような助成制度については、やはり先進地であるという姿勢を見せるためにも、このことを再度、近々のうちに考えて一歩進んだ助成にならないか、そのことをお聞きしたいと思っております。

武川総合交流プラザについてです。

当初、合併前、不均衡是正ということで計画された施設、合併し1年経ったときに、単純に簡単に言えば、7分の1という施設ではなくて、北杜市の中で、一体、何が求められて何を担うのかという、これからの施設を造っていくときには、そういうことが大変強く求められているという市長の答弁、まったくそのとおりだと思います。そういう中で、設計委託費は計上さ

れておりますけれども、地域の声、さらに大きな行革プランの中の位置づけとして、やはり大変高額な施設でございますので出てくると思います。具体的に地域の声、さらに北杜市全部の中での、武川総合交流プラザの位置づけというようなものが、腹案がもう出ているのか、そのへんを具体的にお聞きしたいと思います。

以上、よろしくをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

まず、乳幼児医療費の、いわゆる700円の問題でありますが、結果として、また検討はしてみたいとは思っております。ただ、率直に言って、月に700円の負担が、本当に家庭の親の負担になるのかどうかという疑問は、率直にあると思います。また、そういう時代でもないような気がするのです。

いずれにしても、さっきも答弁で申し上げましたとおり、市長会を通じて、いろいろバランスは考えてみたい、主張してみたいとは思っておりますけれども、議員もご存じだと思いますが、いわゆる国保会計と社会保険とありますね。そういう意味の医療費助成の事務的な新たな不公平も生まれることも、確かであるわけでありまして。そのへんも含めて検討してみたいとは思いますが、財政厳しい中で、私がよく言うところでありまして、いろいろな意味の、福祉といえども聖域なく改革をしていかなければならないという、大きな大義もあることの中で、ご理解をいただきたいと思っております。

また、武川総合交流プラザのことではありますが、私も、この総合プラザ計画についての経過なり、要望等々も承知をいたしているつもりであります。そういう中で、この施設をどのような複合施設等々にしたらいいかということ、これから詰めていきたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

29番議員、再々質問ございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで29番、小澤宜夫議員の一般質問を終わります。

次に34番議員、中嶋新君。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

議長のお許しを得たので、高根学校給食センター建設、ならびに市内公共施設への指定管理者制度導入に関する2項目について、市長に質問します。

最初に、高根学校給食センター建設に関して伺います。

この事業は、旧高根町時代からの懸案であり、合併直前の平成15年度には、建設に向けて高根町議会、執行部共々、先進地の視察をしまして、その報告も行ってあります。

そして、合併後、本年度予算に高根学校給食センターの計画設計業務として、1,500万円が計上されました。現在、北杜市内の学校給食調理場の形態は、高根町、長坂町、明野町、

武川の4地区では、各地区ともセンター方式により1カ所で調理しています。また、須玉、大泉、白州地区の3地区では、各地区内の小中学校、計7校にそれぞれ調理場を設置しています。

1日の給食数は、各施設が供給する児童・生徒数に比例するわけですが、センター方式による3地区では高根976食、長坂866食、明野458食、武川310食。学校単位で調理されているほかの4地区では須玉小439食、増富小18食、須玉中218食、泉小294食、泉中145食、白州小227食、白州中147食となっております。ちなみに、合計の給食数は4,098食です。

現在の高根学校給食センターの施設規模は、手元の資料によりますと、昭和51年3月に建設、約30年使用されておまして、施設の面積は382平方メートル、約115坪であります。

合併直前の平成16年3月に建設されました長坂学校給食センターは、100食程度、少ない調理数ですが、施設の面積は781平方メートルと倍以上であります。

この前提に立っても、現在のセンターは高根中学校の敷地内にあり、スペースの問題、建設用地等、考慮すべき点、対応すべき点も多いと思います。

当初の計画設計の予算計上から半年が経過いたしました。そこで、お聞きします。

1. 本年度事業予定の、高根学校給食センターの計画設計の進捗状況は。
2. 施設の規模、調理数と、それに関わる調理能力は現在のセンター並みとするのか。
3. 建設の時期および施設の供用開始の時期は。

次に指定管理者制度の導入にあたり、2点伺います。

今定例会において、この制度の導入にあたり、市長から数多くの新しい条例の制定および一部改正案が提出されております。

私の所属する建設経済常任委員会に付託された案件は、本庁の観光商工課、農林課および総合支所の須玉、白州、武川の各支所の産業振興課が所管する事業内容と、それに付随する施設の管理運営に関する条例が、当委員会の1委員会だけでも39案件であります。

国の法改正に伴うものであり、各条例の管理者の指定と、その事業の範囲を規定し、民間が事業参入できることが主であります。多くの施設で規定のなかった営業時間の設定や、季節的な休業の時間が新たに追加されております。

過日の委員会における当局の説明では、指定管理者との契約締結までに条件の整備、特に建物の大規模な修繕、また、利用者の使用料のみでは経費が賄えない場合の公的な負担の割合など、協定する項目の判断する基礎資料として、過去3年間程度の経理の実績をも参考にする等の説明を受けました。

この制度の大きな利点は、市長の言う行政のスリム化と効率化に尽きると思います。そこで、お聞きします。

1点目として、各施設事業の管理費削減額の試算があれば、お聞きいたします。また、2としまして、管理運営の情報開示と経営の状況の審査および調査の体制は、先ほど、所管を申しましたけれども、そこが組むのか、この2点についてお聞きします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

34番、中嶋新議員のご質問にお答えいたします。

まず、高根学校給食センターについてであります。

建築28年を経過する高根学校給食センターについては、老朽化に伴い改築が望まれており、本年度、基本計画・基本設計の予算計上を行い、建設準備にとりかかったところであります。

現在、高根学校給食センターでは、高根町内小中学校5校の給食を行っておりますが、合併に伴い、広域的な施設の統廃合も考える必要がありますので、将来を見据えた建設計画、効率的な運営等を検討しているところであります。

議員ご指摘のように、各学校とも給食センター、調理場の整備は目白押しであります。また規模、調理能力や建設時期等につきましても、建設方針と併せて検討を重ねておるところであります。

次に指定管理者制度導入について、いくつかのお尋ねをいただいております。

最初に導入する施設および、その事業についてであります。施設数は106施設を予定しており、福祉、観光、体育、農林業関係など、幅広い施設となっております。

次に管理移行する期日であります。今回進められている施設につきましては、来年4月1日から指定管理者による管理の開始を予定しております。

次に管理費削減額の試算についてであります。各施設の公募にあたり、現時点における施設ごとの管理費の金額について算定しております。具体的な削減予定額につきましては、この金額と今後、締結する協定書記載の金額の差額が削減額となります。

次に現在の職員の処遇等についてであります。市職員については、基本的に再配置することとし、他の職員については、指定管理者に引き続き雇用される場合もありますが、指定管理者との雇用関係になり、給与などの雇用条件について、市が指示することはできません。

次に施設の利用料金等についてであります。条例に規定する利用料金の範囲内において、事前に市長の承諾を受けて決定するものとし、必要に応じて協議を行うこととします。

次に管理運営状況の情報開示と、審査および調査の体制についてであります。情報開示関係につきましては北杜市情報公開条例の担当部署、審査および調査については、各施設の担当部署となります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、再質問はございますか。

中嶋新君。

○34番議員（中嶋新君）

最初に給食センターのほうですが、今の答弁の中で規模的なもの、また、施設も複数あると。広域的・効率的な使用を考えるということで、今後、7つの地区それぞれの形態よりも、さらに効率、ようするに施設の統廃合に近いと思っております。それは歓迎するところだと思っております。そういったことで、1点、建設の時期、または供用開始のこともお答えになっておりませんが、まだまだ計画の段階だということだと思っております。その計画が出る時期を、できましたらお答えいただきたいと思っております。

あとは、指定管理者のほうですが、関係部署で管理の状況を担当するということですが、非

常に多岐にわたると思います。また、先ほども質問の中で申しましたけれども、やはり行政のスリム化と効率化が第一だと思います。そういったことも十分に、来年の4月からですけども、導入してからの調査、また、その判断も十分にさせていただきたいと思います。

1点目の点についてだけ、お答えをお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

小清水教育長。

○教育長（小清水淳三君）

自席で失礼いたします。

給食センターの時期でございますが、先ほど、議員もご指摘のように、単独校方式が現在7校ございます。そうした部分の中で、給食センター方式、それと単独校方式との兼ね合いを現在、十分検討していかなければならないと、先ほど市長が答弁したとおりでございます。

その中で、この7つがすべて一緒にすることがベストなのかどうか。給食は、やはり食育基本法にも基づいた中で、ただ食数が多く、工場のようにすること自体がいいかどうか。あるいは、どこまでが限度なのか。そのへんを十分検討させていただきたいということで、それぞれの関係者、それから地理的条件等も勘案した中で、当初は、先ほどご質問にございましたように、1,500万円の設計委託で、おおむね1千食、高根の学校エリアだけを想定したわけですが、こうした財政規模の厳しいときでございますから、何食の施設でいくつの学校までが妥当か、十分検討させていただきたい。

状況によりますれば、18年度の建設を当初予定しておったのですが、1年だけ猶予をいただきたい、そんな計画でございますけれども、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

34番議員、再々質問ございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで34番、中嶋新議員の一般質問を終わります。

次に24番議員、坂本治年君。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

議長のお許しを得ましたので、1点について質問いたします。

収入未済額、滞納に対する対策について、市長にお尋ねします。

納税は市民の義務であり、市民一人ひとりが公平に税金を納めなければなりません。しかし、バブル崩壊後、複雑な滞納増加とともに収入未済額、滞納額が増加し、各自治体は的確に対応しなければならないと思います。

市長は、3月議会の施政方針で、工業適地調査を行い、企業誘致と、北杜市の誇れるミネラルウォーターの利活用、行政改革アクションプランの策定、組織機構の見直し、行政システムの能率化、財政の健全化、効率的な行政運営を図ると市民に示しました。

豊かな北杜市、改革による小さな行政は、市民全体が市長の手腕を期待するところであります。これらと並行し、税金の滞納整理も進めることが肝要と思います。しかし、市民税、県民

税は連帯的に徴収しなければなりません。市町村が単独で取り組むより、広域的に徴収体制を構築したほうが効果的であると考えます。そこで1点、市長にお尋ねします。

広域的な徴収体制の構築を提案し、県への働きかけと、この機構の設立について、市長の考えを伺い、私の質問といたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

24番、坂本治年議員の、広域的な徴収態勢の構築についてのご質問にお答えいたします。

坂本議員ご指摘のとおり、納税は国民の義務であり、税の公平性という観点からも、滞納を許すわけにはまいりません。

しかしながら、長期にわたる景気低迷を背景に、年ごとに複雑な滞納事案が発生し、収入未済額は年々増加傾向にあります。これは本市のみならず、各自治体に共通する課題であります。

こうした状況下において、広域的徴収体制の構築がより効果的として、平成13年4月に全国初の茨城租税債権管理機構が発足し、現在までに全国で2組織が設置されております。

山梨県においては、現在市町村合併が進んでいる状況下でもあり、具体的な話はありませんが、今後、三位一体改革の進展によって、地方交付税の削減は避けられないところから、自主財源としての税のウエイトがより一層高くなることは必至であり、全県的な滞納整理機構の必要性は避けられない状況にあると認識しております。

今後、市長会などに機会あるごとに提案し、全県的な滞納整理機構立ち上げを積極的に働きかけてまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

24番議員、再質問はございませんか。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

再質問を行います。

滞納問題は各自治体の中で3K、きつい・汚い・危険といわれております。韮崎市は、専門徴収員を置いています。甲斐市と北杜市は、職員が戸別に訪問して徴収率向上に努力しているわけですが、職員が通常の勤務以外に努力していることに対しましては、感謝するところであります。ここで1点、職員の収納に歩いた延べ人数、その日数、収納金等が、今日ここで分かったならば、示していただきたい。分からなければ、のちに書面で示していただきたいと思っております。

もう1点。小淵沢町、北杜市、韮崎市、甲斐市、3市1町の滞納額は、おおよそ29億4千万円近いという、莫大な滞納額であるわけでありまして。北杜市の監査委員がこの前、韮崎市のように専門徴収員を置いたらという提言をされました。

私たち議会の有志の24名は、今、市長がご指摘になりました、茨城県の一部事務組合で設立しました、茨城租税債権管理機構を研修してきたところであります。設立して5年目を迎えているそうです。徴収額が年々増加して、順調な経営ができています。

そこによりますと、自治体の負担金の10倍の収納ができているという資料もいただいています。その債権者機構は弁護士、国税OB、裁判所の執行官・書記官OB、銀行OB、警察官OB、行政OB、それに各市町村より出向している職員等、そのような方たちが出向して、その債権者機構を運営しているわけでありまして。

そこで、北杜市長、韮崎市長、甲斐市長と3市の市長と相談していただき、広域的な債権者機構を設立していただけたらと思うわけでありまして、今、市長も全県的にこのようなことを進めたほうがよいと、三位一体改革で税の削減は避けられない、そのようなことでありますので、これはやはり全県的に進めていくには知事から、上から下ってこなければ、私たちがどんなにより提案をしても、なかなか進めない。やはり知事が先頭に立って、こういうことを進めていったらよいと、私は考えます。市長にもそのような答弁をいただいたわけですので、ぜひ強力にこの債権者機構が設立できることを、もう一度市長のお考えをお願いして、私の質問とします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

先ほども強調したわけでありまして、国民としての納税義務は、ぜひひとつ果たしてもらいたいと思っております。そして、また私ども行政を預かる身からすれば、納税はなんといっても地域づくりの原点であると承知をいたしております。

ちょっと思い出してみても、昔は納税組合のようなものがあって、いろんな意味で連帯感をつくったと思います。ぜひひとつ、そういう意味で、くどいようでありますけれども、市民として、国民として納税義務は果たしていただいて、それがまた、地域づくりの連帯感の原点であると思いますので、市民にも強く訴えたいところでもあります。

また、重ねての再質問でありますけれども、滞納整理機構立ち上げにつきましては、県に向けて力強く働きかけていきたいと思っております。

韮崎は韮崎なりの徴収方法、北杜は北杜としての徴収方法をしておるわけでありまして、ご質問の、市の職員の実績については総務部長のほうから報告いたします。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは、坂本議員のご質問にお答えさせていただきたいと思っております。

去る4月25日から5月20日までの期間、市の職員によります市税をはじめとする北杜市での徴収するすべての項目につきまして、14日間、述べ人数に数えますと1,120名でございます。各戸訪問を行ったところでございます。徴収金額につきましては754万3,820円でございますが、それなりに成果があったものと考えております。

しかしながら、市長のほうからお話がありましたように、未納者があとを絶たない現状でもございます。税の公平性を考えるとともに、財源を確保するため、今後も一層、努力を重ねてまいりたいと考えておるところでございます。

市においては、現在、未納者に対しましては督促状、それから催告書を発送するとともに、戸別の訪問も行う中で納入を促している状況ではございますけれども、分割納入も含めまして、

徴収に努めているところでございます。また、徴収に応じていただけない納税者に対しては、差し押さえ処分も行っているところでございます。

いずれにいたしましても、こうした中、今後も、県とも共同臨戸の徴収を行う中、職員にもまた、ご協力をいただく中で徴収事務を進めてまいりたい、こんな考え方でございます。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

当局の答弁が終わりました。

24番議員、再々質問ございますか。

坂本治年君。

○24番議員（坂本治年君）

市長と総務部長の答弁をいただいたわけでありますが、ぜひ強力に進めていっていただきたいと思います。

そこで、私は偶然にも峡北広域行政事務組合の議員をしております、甲斐市でもこの前、一般質問でやはり同じような質問が出ましたと。それで韮崎市の広域の議員にも、私は1、2に働きかけまして、このような機構をなんとか、峡北広域行政事務組合でも後押しをしたらどうかというようなことを話しました。そしたら、その方たちの賛同も得まして、韮崎市長、北杜市長、甲斐市の市長も、そういう方たちが先頭に立てば私たちも協力して、この機構が設立することを後押ししたいと思いますので、ぜひ強力に進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（清水壽昌君）

答弁はよろしいですね。

以上で、質問を打ち切ります。

これで24番、坂本治年議員の一般質問を終わります。

次に11番議員、小尾直知君。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

9月の定例会にあたり、一般質問をさせていただきます。

今回は、市の出産祝金の変更ができないかということで、お願いしたいと思います。

今、現状でも行われているわけですが、これを例えば、第1子50万円、第2子以降30万円などの、思いきった提案をしたいと思います。

少子化といわれて久しいが、ここに「フランス、ドイツの出生率はなぜ高いのか」との内閣府調査があります。

この中で、フランスの例を紹介しますと、報告では1.89とフランスの高い合計特殊出生率を支える要因として、第1に、手厚くきめ細かい家族支援を挙げている。2人以上の子どもを養育する場合は、20歳になるまで所得制限なしで家族手当が毎月支給され、子どもの数が増え、成長するとともに支給額は増加する。また出産手当、3歳未満の子どもに対する乳幼児基礎手当、第3子からの家族補足手当、新学期手当など、子どもの成長に合わせた各種手当が整備されている。さらに所得税は世帯単位で、子どもの数が多いほど有利な仕組みになっている。

合計特殊出生率が1.29の日本では、家族政策に関する財政支出、これは児童手当、育児

休業手当などの現金給付と保育所のサービスなどです。この合計が対GDP比0.6%に過ぎない。これはフランスの2.8%、ドイツの1.9%に比べて、著しく低いレベルにある。

国・県でも、ようやくこれらの施策を始めると聞いておりますが、わが市としても、人口減少に歯止めをかけ、若い世代のために、市内に住みたい、永住したい等の魅力ある政策を掲げ、税制面での優遇措置や住宅事情が悪いとの声もあるので、これらは地元企業との連携などで、より若い人たちへのアピールが必要と思われる。

以上のことを考えると、市としても専門部会を設置するなどの対策を至急に構築することが必要ではないかと思われまますので、ご答弁をお願いします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

11番、小尾直知議員の少子化対策についてのご質問に、お答えいたします。

子育て支援につきましては、国の制度、県の制度、市の制度により実施していますが、いまだ少子化に歯止めがかからない状況であります。

出産祝金につきましては、市の単独制度として実施していますが、合併協議の際、子育て支援が最重要課題であることから、財政厳しい中であっても、サービスの一番高い町村に合わせ支給することといたしました。この出産祝金の額はまだ1年足らずでありますので、これを引き上げるのは時期尚早と考えております。

住宅や税金、教育費などの優遇措置につきましては、検討課題とさせていただきたいと思っております。

昨日も、議会で答弁させてもらったわけですが、市の職員に対しましても少子化対策のアンケートをとってみて、対策を講じてみたいと、そんな思いであります。

なお、現在、市が行っています少子化対策といたしましては、出産祝金のほか保育料の特別軽減、放課後児童クラブや集いの広場事業、各保育園では一時保育、延長保育、休日保育、保健関係では乳幼児健診、出産に対する相談や各種予防接種など、子どもがすこやかに育つ環境整備などを実施しています。

今後は、今年3月に策定した北杜市次世代育成支援行動計画に沿った、仮称ではありますが、北杜市少子化対策委員会を設置するとともに、小児医療体制の整備、不妊相談・治療への対応、地域の子育て支援体制の整備など、各種事業を積極的に推進してまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

11番議員、再質問はございませんか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

今、市長の答弁をいただきましたが、市でもそのような専門部門をつくって対応していただけるということですので、その点はいいのですが、その中で、先ほども言いましたけれども、

若い人たちが市内に定住していただけると、これも含めて住宅事情等、それから家賃もほとんど町場と変わらないような高い家賃ですので、できたらそのへんも考慮し、その中で、農業をやりたいという人も、おそらくいると思います。そういう中で、空き農地等の利用も含めて、一貫性のある政策、それからアピールをしていかないと、これはなかなか政策としてうまくいかないし、定着していただけないと思いますので、このへんのところを再度、ご答弁をお願いします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

小尾議員ご指摘のとおりだと思います。少子化対策が1つや2つの政策で歯止めがかかるとも思いませんし、大変、誰しも考えている苦慮するところでもあります。

言うまでもないわけでありますけれども、これは国家的課題で、出生率が平均1.29ということでもあります。北杜市といえども1.44ということですから、とても考えられないような少子化現象であります。

国もいよいよ、この少子化対策には本腰を入れたようでありまして、それぞれ議会でご指摘の点については、機会あるごとに県選出の国会議員をはじめ、要望してまいりたいと思っております。

とりわけ、今、挙げた住宅政策については、私も自ら建築住宅課長には、文字どおり議員の指摘しているところを強く働きかけているところでもあります。併せて、農地等の活用の問題もあります。

せっかくの機会でありますから、私の持論をお話させてもらいたいと思いますが、例えば、私の例で言わせてもらいたいと思いますが、私も6人兄弟でありました。特別豊かであったわけでもなんでもないけれども、親は一生懸命に働いて、そして農業と養蚕と、時に間伐林業と、そんな家計の中で育ててくれたのでありますけれども、皆さんのご家庭もみんなそうだと思います。5人、8人という家族を親は汗をかいて育ててくれた。その家計のウエイトを考えてみましょう。

貧しい中でも、家計のウエイトが一番なんと言っても子どものため、あるいはまた、人づくり・教育費のためというのが、家計の一番のウエイトであったような気がします。その次にと言いましょ、仮に3つに分けるとすれば、その次に衣・食・住の家計のウエイトであった。なんとなく3つ目が、世間並みの生活をしたいという感じだったような気がします。

でも、最近はなんとなく情報過多か、交流・対流の激しさか分かりませんが、こちらのほうからきてしまった。なんとなく世間並みの生活をしなければというのが、家計のウエイトのすべてであるような気がする。その次に衣・食・住、「あら、人づくり・教育費ないわ」と、こんなふうな平均的な家庭が多くなってきて、併せてこの問題は、核家族の問題もあるだろうし、複雑さは言うまでもないところでもあります。

そういう意味からすれば、昔へ戻れとも言わないけれども、少なからず、人間とは、家族・家庭とは等々をもう一度、市民等しく考え直さなければ、政策だけで、補助金だけで少子化対策は糸口が見つからないと、そんな思いもするわけでもあります。

参考までに余談ですが、お話をさせていただいたわけでありますけれども、とにかく少子化対

策は北杜市にとって、皆さんも認める最大課題だと思いますので、ぜひひとつ、市議会はもちろんでありますけれども、市民のご理解と、少子化対策に対する知恵を出し合いたいと思います。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

11番議員、再々質問ございますか。

（なし）

以上で、質問を打ち切ります。

これで11番、小尾直知議員の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

11時5分に再開いたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

3番議員、篠原眞清君。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

平成17年北杜市議会第3回定例会にあたり一般質問を行います。

北杜市は、申し上げるまでもなく、山梨県内自治体として最大の面積を有し、恵まれた自然環境のもと、個性ある自治体運営の可能性を秘めた地域であります。

一方、広大な面積を抱えるがゆえに、その行政需要に応えるため、国・県の協力を仰ぎ、経常経費、投資的経費を賄ってきたところであります。その結果、市長ならびに各議員がご指摘のように、北杜市の財政運営を逼迫させることとなってきております。

さて、北杜市政の今後のあり方として重要なことは、この事実の理解を市民に求めることでもあります。さらに言えば、負担の引き受けへの協力と理解を仰ぐことではないかと考えております。そのために必要なのは、各政策を打ち出すときに執行者が市民の目線で判断することが重要であります。この市民の目線を言葉だけでなく、実効性を伴った、あるいは市民の目に見えるような執行者の行動が求められていると考えるものでもあります。

この観点で、今、北杜市の喫緊の課題であります、明野町廃棄物最終処分場問題について、4点にわたって市長に質問をいたします。

まず、第1点目ではありますが、整備委員会における協議の内容についての質問でございます。

現在、概況調査結果に基づく4候補地の比較が行われ、最終的な絞り込みに向けての協議がなされております。この概況調査結果の問題点について、お尋ねいたします。

調査結果が2つのものさしで比較されている。具体的に申し上げるならば、一方は、ボーリングをはじめとする、詳細にわたる調査が行われている。もう一方は、あくまでも表面的な調査である概況調査のみで行われている。この大きく異なる調査の結果で、評価がなされている

という点でございます。また、事業許可が下りている事実を評価の材料としている点でございます。

この結果として、不公平な評価となっていること等をふまえて、地元住民から、今回の候補地選定のあり方が不透明であるとの指摘があります。この点に關しましての市長の見解をお尋ねいたします。

次に第2点目でありますが、地元説明会で、住民の意見は処分場受け入れに対し、心配を含め反対の意見が多数でありました。特に地元浅尾地区では反対の声が多く、説明会が一度実施できない事態にまで、発展したことも事実でございます。

これらをふまえ、この住民の声を市長は地元の首長として、どう受け止めるのかを2点目としてお尋ねいたします。

次に3点目でありますが、整備検討委員会は候補地の選定と地元合意の取り付けを役割として担っておりますが、具体的に地元合意の取り付けはどのように行うのか、検討委員会の委員としてのお立場の中で、市長のご見解を求めます。

次に4点目でありますが、地元説明会で山梨県は、現在の候補地選定は昨年10月28日をスタートに、新たな取り組みとなっているというふうに説明をしております。であるならば、地元住民の理解を得るためには、現在の候補地浅尾は、設置許可をいったん取り下げて、新たな適地候補地の1つとすべきであったのではないかというふうにも思いますし、また、新たな候補地がこれから選定されますが、選定された場合に地元同意を取り付けるべきと、私は考えますが、この点についてのご見解を求めます。

いずれにいたしましても、前段で申し上げましたように、この大きな課題に対して地元首長としての市長の対応が、市長がどの目線で対応していくかということは、この明野の処分場のみならず、これから行財政改革の中で、いろいろな負担を住民に担っていただかなければならない、その観点をふまえ、これからの北杜市の市政運営の中で大きな影響をきたす、あるいは大きなリーダーシップの位置づけとして、市民の目線というものをどう生かしていくかということが問われていると、私は受け止めております。

それらの点もおふまえをいただきながらの、明快なご答弁を賜りたいと思います。

以上でございます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

3番、篠原眞清議員のご質問にお答えいたします。

明野廃棄物最終処分場につきまして、いくつかのお尋ねをいただいております。まず、峡北地区最終処分場整備検討委員会の概況調査結果についてであります。

整備検討委員会は、処分場問題の解決に向け、昨年4月から会議を全面公開し、透明性を確保する中で、建設候補地の選定に向けた取り組みが進められております。

調査結果が違うものさしで比較され、不公平な評価となっているとのご指摘については、先般開催された整備検討委員会において、専門家の先生から、現計画地のほうが新候補地に比べ、情報量は多く精度の高い情報は含んではいりますが、一方を過大評価するなど偏った情報が提供されているわけでもなく、偏った判断につながることはないとの意見も出されたところであり、

検討委員会においても、そうした認識のもとに検討が行われたものと理解しています。

また、地元説明会の住民の意見についてであります。県では地元の理解を深めるために、7月から明野町の各区長を対象とした説明会を皮切りに、全戸を対象とした地区別説明会を12回実施するなど、地元の理解を深めるための取り組みを進めてきました。

先般、開催された整備検討委員会において、県からこの状況につきまして報告がありましたが、住民の皆さんからさまざまなご意見が出される中で、明野処分場に対する理解を深めていただいたのではないかとのことです。

県では、こうしたご意見を十分ふまえる中で、今後の取り組みを進めることとしており、私としても、この問題の解決に向けて努力してまいりたいと考えております。

次に検討委員会は、地元合意を役割としているという点であります。

当然のことながら、地元合意を得て事業を推進していくのは、県および事業主体である県環境整備事業団であり、検討委員会は県が設置した検討組織であり、地元合意形成に関し、県からの求めに応じ、意見を述べるというのが役割であると考えます。

また、浅尾地区の設置許可をいったん取り下げて、新候補地の1つとすべきとのご質問ですが、専門家の先生からのご意見にもありましたが、現計画地と新計画地との情報量の差で、偏った判断につながることはないとの意見も出されており、検討委員会においても、そうした認識だと考えています。また、新たな候補地が選定された場合は、当然、地元合意を取り付けた上で事業を推進すべきだと思います。

私は市長として歴史はまだ浅いのですが、今も、これからも市民の目線であります。市政は市民のためにあり、市民のために忠実に奉仕することを肝に銘じる予定であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、再質問はございませんか。

篠原眞清君。

○3番議員（篠原眞清君）

再質問を行います。

1点目の検討委員会の概況調査結果についてのご答弁をいただきました。

確かに、先般開かれまして検討委員会の中で、ご出席されているお二人の専門家の方のうちのお一人ですね、ご答弁にありましたような内容が示されたこと、このことは私も承知しております。しかし、そのことと地元の住民の理解が得られることとは、果たしてそれが一体のものになるかどうか。説明会を通じての地元住民の意見を聞いておりますと、なかなかそのへんの理解ができないという印象を、私は持ちました。

それと、あくまでも専門の分野であったとしても、あの意見は一専門家のご意見でございます。もちろんそれは尊重すべきところは尊重することは、誰しもやぶさかではないことではあります。しかし、果たして、その一専門家の評価をストレートにすべてそのまま受け止めていいのかどうかということは、委員会としては、また別の問題だというふうに私は考えております。

明らかに、先ほど市長が申されましたように、市民の目線で見たときに、ものさしが2つのものさしであると。一方が、ポーリング等を含めた詳細な調査をしている事実、もう一方が、表面的な調査である事実は、一般の市民の目線から見れば、明らかに違っていると、私はその受け止

めをするのが、市民の目線でものを考える者の対応ではないかというふうに考えております。その点の私の考えについて、市長のご見解をいただきたいと思ひます。

次に、2点目の地元説明会の件でございます。

ご答弁の中では、確かに12回にわたっての説明会、そして、その説明会における県の報告ということを中心として市長はご答弁をされておりますが、やはり、地元の首長として明野の町民の皆さんの多くの声を、どう受け止めるのかという観点を持って事にあたっていくことが、今、市長に求められている最大の項目なのではないかと思ひます。

市長は確か、仔細な部分にわたってのご質問で申し訳ないのですが、明野で行われた、首長あるいは各種団体の関係者を対象とする説明会にはご出席されましたが、私は、明野の町民の理解を得るための機会として、12回にわたって行われた各地域の説明会へ臨んで、そこで各地域の町民の皆さんがどう考えているかの意見を聞くことがなければ、本当の意味で明野町民全体の意向を受け止めることにはならないのではないかと。残念ながら市長は、その12回の各地区ごとの説明会には、ご出席されておられませんでした。私は、非常に残念に思っております。その場面を経てはじめて、明野の町民の声がじかに受け止められるのではないかと。検討委員会で県の報告だけで判断をされるがごとくに受け止められるような状況は、市長の対応としては、私は市民の理解は得られないと思ひますが、その点のお考えをお伺いしたいと思ひます。

それから3点目の検討委員会の役割に関してでございますが、ご答弁の中で、この検討委員会は県が中心にまわっていると、県が言われたことに対して意見を述べる機関というふうに、私は受け止められるようなご答弁であったように思ひますが、説明会の折も、県の担当者が明野の町民に言っていることは、すべてを検討委員会の責任に、県は今後しようとしている意思が明白にうかがえます。検討委員会の決定に従いますと。これから先、絞り込みが行われた以降は、県が地元の皆さんに言われる言葉は、もう明白であります。すべて検討委員会で決めたことですから、検討委員会に聞いてくださいと、そういう流れになることは、すでに先般の説明会での県の説明の言葉の端々に感じとられます。それだけ私たち検討委員会の委員は、この検討委員会の中で責任を持った対応を求められているのです。

ぜひ、そのことをふまえて、地元の首長として検討委員会の場で、そのスタンスでご発言をしていただくことがなければ、地元の住民の理解は得られないと思ひますが、その点でのお考えを求めます。

4点目につきましては、今、明確なご答弁の中で、候補地の絞り込みがされた際には、改めて地元の同意をとるべきだというお答えがございましたから、私もその点については同感でございます。

以上、3点を再質問とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

再質問を3点、4点ほどいただいたわけでありましてけれども、篠原議員も委員の一人でありましてけれども、いろいろな意味で検討委員会も、客観的な声が必要ではないかとか、あるいはまた、いろいろな意味で先進的な資料も必要ではないかという議論を重ねて、今日を迎えているわけでありまして。とりわけ、有識者、学識経験者の意見も聞こうという過程も経て、大学の

両先生も参考人といいたししょうか、ご意見を頂戴したわけでありす。

あのときに、金子先生、あるいは中村先生のご意見を聞いても、先ほど私も答弁で申し上げたわけでありすけれども、偏った判断をしたとか、あるいはまた、意図的に、一方的に過大評価したとか、過小評価したのではないというような、先生のコメントもありました。そしてまた、私も専門家ではありませんが、コンサルの資料とかデータ等々も見させていただいて、くどいようでありすますが、併せて有識者（大学の先生）の意見等々を評価することが、一番客観的であろうという思いで、検討委員会の結果については理解しているところでありす。

2つ目の、地域住民説明会で行政区ごとの住民説明会に、なぜ市長が出席しなかったかということでありすますが、私の代理として課長なり、リーダーなり、時に支所長なりというのが出席させていただいたわけでありす。

私は、この場でも何度か説明しましたとおり、一言で言えば迷惑施設、これを推進するには、情報開示とか、あるいはまた説明責任とか、地元に対する理解とかということ、私自らも大変重要なことだと思っております。したがって、市長になってから、くどいようでありすますが、歴史は浅いすけれども、私自らは区長会を求めたり、あるいはまた、地域委員会をやったり、あるいはまた、区長さんや班長さんや連絡員等々、拡大的な200人余の皆さんに呼びかけた住民説明会も2度やりました。そしてまた、それはすべて傍聴可、つまり、すべての市民にオープンな形でやったわけでありす。そんなこんな形の中で、私は私なりに、住民の意向は肌身で承知したところでもありす。

それから、3つ目の検討委員会での私の役割はということでありすけれども、私も検討委員会では、メンバーの一人として、市長の役割を果たしているつもりでありす。そんな思いで、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

3番議員、再々質問はござひますか。

篠原眞清君。

申し添えておきます。

篠原眞清議員の残り時間は1分26秒でござひますので、申し添えます。

○3番議員（篠原眞清君）

それでは、再々質問をさせていただきます。

検討委員会の運営について、市長ご答弁されました専門家も入り、あるいは国内の先進の地域の情報も得ながら協議したこと、そのことは私も承知しております。しかし、私が大事だと思ひるのは、それらの情報公開をすることの大事さ以上に、その検討委員会の協議の中身が、心配をする人、反対をする人たちの理解が得られるような協議内容になっているのかどうかを客観的に、やはり判断する目を私たち検討委員は持たなくてはひけない。そういう観点から、今、進められている検討委員会の進めについては、いろいろな意見を言わせていただひております。なぜ意見を言っているかといひますと、客観的な理解を得られるような協議になってひない、市民が不透明感を感じても仕方がないような部分もあるというふうひに、私自身は理解しておりますから、その観点でものを申させてもいただひております。

市長にも、ぜひその目線を持っていただひて、検討委員会に臨んでいただひたい。次に開か

れる検討委員会はそこが一番問われる大事な、結果が出た以降、その結果が実際に実施できるかどうか、それをふまえた上で結果を出していかなければいけない、大事な検討委員会だと思います。

そういう意味から申し上げまして、市長が先ほど答弁で、住民の考えを理解しているというお話がありましたが、そうだとするならば、この間の浅尾地区の説明会の状況、あるいは、浅尾新田で参加した方々40数名がいらっしゃいましたが、ほとんどの人たちが反対の意見を長時間にわたって、11時まで、県の皆さんも説明を尽くされましたが、ほとんどの皆さんが反対の意見を言っている。そういう事実等をふまえて、市長が市民の目線でと述べていらっしゃる中で、このことをどう受け止めるかについて1点、明確にお答えいただきたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

この明野の最終処分場については、10年余の経過がありますから、それぞれの見解・立場があることも、よく理解できるところであります。

地元の理解を得ながら、この最終処分場が、順に理解が深まりながら進んでいくことを期待しているところであります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで3番、篠原眞清議員の一般質問を終わります。

次に27番議員、岡野淳君。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

本日は市長に、3件について質問をいたします。

まず、総合支所の権限についてお考えを伺います。

地元なので引き合いに出しますが、大泉町のフレンドパーク、ここは図書館、プール、児童館、3つの施設がありまして、図書館が教育委員会、それから児童館は保健福祉部、異なる複数の部署にまたがって、組織・運営されておるわけです。

旧大泉村の時代とはいいますと、これが部署横断で機能していた、いわば理想的な組織であったと聞いております。しかし、現在ではその機能が分断され、各施設への指示・命令が市役所の各部署から別々に、しかも、地元の支所からではなく本庁から出てくるために、出先機関としての業務が非常にやりにくくなってきているという状況であります。

これは、小さな行政であった旧大泉村であったからこそ可能であった、フレキシブルな対応が、合併によって組織が巨大化し機能が低下してきた、まさに言葉は乱暴かもしれませんが、お役所仕事になってしまったという典型ではないかというふうにさえ、思っております。

こうした問題の根源というのは、地元の総合支所に必要な権限が与えられていないことにあるのではないかと考えております。大泉町内の施設にもかかわらず、地元の支所には権限が与えられていないのか、少ないのか。少なくとも早急に解決すべき問題も、必ず本庁にお伺いをたてなくては事が進まないというのが、現状だということになっていると思います。

フレンドパークに限らず、地元のことはある程度、地元で判断し処置できるような権限を各

支所に持ってもらって、スピードのある行政にならなくてはいけないのではないかと、このように考えるわけです。

そのためには、管轄する部署を統一するとか、ほかにもいろいろやり方があるかもしれませんが、もっと柔軟な組織運営をし、以前は少ない人数で効率よく運営してきたフレンドパークのような運営方式を、むしろモデルにし、実際にやっていくべきではないかと思いますが、こうした組織の改革について、市長はどのようにお考えでしょうか。

市長は先の6月定例会でも、総合支所と本庁の連携、情報の共有を徹底し、不足が生じないように。あるいは、支所のあり方を行財政改革の中で、検討を重ねるということをおっしゃっていましたが、3カ月経過した現在、支所の機能の充実について、どのような認識をお持ちなのか、お考えをお聞かせいただきたいと思います。

次に、清里駅前開発事業について伺います。

清里エリアの観光客が減少し、駅前を中心とした周辺での観光客誘致の立て直しが必要なのは、何年も前から言われており、こうしたことについて、ようやく緒についたことは、八ヶ岳南麓エリア全体の観光振興のためにも、非常に大きな関心を持っております。

そこで伺いますが、今回の整備計画に際し、清里エリアの観光客減少の原因が一体どこにあるのか。どこをどのように整備すれば、どの程度集客力がアップすると考えたのか。あるいは、誘致しようとする観光客の客層は、どのようなところにターゲットを絞っているのか。立案から今日に至るまでの経緯、事業の基本コンセプト、あるいは事業の総額、財源、工期等を改めて伺いたいと思います。また、これはここで分かればの話ですか、実施設計をどういう業者さんが行っているかなど、具体的な計画の内容、それから進捗状況を併せて伺います。

3件目、小学校のサポート教育の制度化について伺います。

現在の制度では、1、2年生に対しては、県から無条件で担任の先生をサポートする先生を派遣してもらえると聞きました。3年生以上になると、この制度も無条件というわけにはいなくなり、多くの場合、2クラスに分けることができる41人以上にならない限り、最大40人の児童を1人の先生が受け持たなければならないというのが現状です。

複数のクラスになると、クラスの数だけ先生が必要になります。これは当たり前のことです。40人近い人数のクラスの先生を、サポートしてくれる先生が1人いてくれれば、子どもたちに細かく目が行き届き、先生一人ひとりの負担も軽減できると思います。3年生以上の児童に対しても、条件によって県からサポートの先生が来てくれるというものの、やはり十分ではないというのが現状でしょう。

そこで、こうしたサポート体制を市独自にとれるように、制度化を考えてみてはいかがでしょうか。こういうことが決め事になっていけば、子どもたちはもとより、親御さんや先生方にとっても安心であり、よりきめの細かい学校教育が可能になるものと考えます。

将来を担う子どもたちの育成に関しては、すべての事業を見直し、予算をひねり出す努力をすべきだと思います。これは今までも私、何度か申し上げたことかもしれませんが、財政が厳しいことはもちろん承知しておりますが、はじめからできないということではなく、どうしたらできるか、そういうことを考えていったらいいのではないかと思います。市長のお考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

27番、岡野淳議員のご質問にお答えします。

まず、総合支所の権限についてのご質問であります。

いずみフレンドパークのような、多くの方々が訪れる複合施設においては、特に職員間の連携と情報の共有が必要であり、常に迅速な事務処理と的確な判断が求められております。

本年4月から本庁と支所の事務分掌の見直しを行い、事務分担を明確にしてきたところであります。合併から1年が経過しようとしておりますので、組織の見直しなどを行い、よりよい住民サービスができるよう検討してまいります。

また、総合支所のあり方、機能等については、行革の中でご意見を伺ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

次に、清里駅前周辺再開発事業について、いくつかお尋ねをいただいております。

最初に清里エリアの観光客減少の要因がなんなのか、どこをどのように整備すれば、どの程度集客力がアップするかと考えているのかについてであります。

景気の低迷、交通体系の不備、観光客が集えるような広場がない等、観光客に対して配慮が十分でないことが、減少に至った要因ではないかとも思われます。

こうした課題に対処するため、多目的なイベントが行える駅前広場を、観光客と地域住民が共に交流できる場として整備するとともに、駅前ロータリーや駅周辺道路を整備し、駅前広場、商店街への利便性を考慮した交通体系の確立を図り、清里駅前商店街利用者が快適に、安全に観光できるように道路の拡幅、空間の質を高める整備を行います。さらに点在する観光施設への観光客の移動と回遊性のある歩行空間をも整備し、清里駅周辺の施設への誘客や、商店街への回遊ができるよう、案内板の設置を行います。

これらの整備により、都市再生整備計画では、清里駅乗降客や周辺のさまざまな観光施設、地区内の宿泊者数などが約1割程度、増加すると見込んでいます。

次に観光客の客層は、どのようなところをターゲットとしているのかについてであります。

以前は若い方をターゲットにしていた感はありますが、今後は観光客からの視点からで、さまざまな客層に対応できる、魅力ある観光地清里の再生を目指したいと思っております。

次に今までの経緯と事業の基本コンセプト、事業費の総額、財源、工期等についてであります。

清里駅周辺整備計画につきましては、平成10年から計画的に取り組み、平成13年度からは駅周辺を考える学習会を皮切りに、地元住民を対象にワークショップを開催し、その結果をふまえ、清里駅整備構想住民意向調査を実施しました。平成14年6月には、住民意向調査の報告を行い、15年度には清里駅周辺整備事業に関する基本計画策定業務に着手しました。

現在は、清里駅周辺地区整備推進連絡協議会において、目指すべきゴールを共有し、市民参加型による事業を展開しております。

基本コンセプトにつきましては、北杜市の道路交通網や魅力的な空間整備を推進することにより、自然景観と観光が結び付き、人と文化の交流が図られるまちづくりを目指します。

この整備に要する費用は総事業費13億8千万円、うち交付対象事業費は13億2千万円で

あり、財源につきましては交付金が交付対象額の40%、残りは合併特例債と一般財源であります。

工期につきましては、平成17年度から平成21年までの5カ年計画であります。

次に、実施設計を誰が行っているかについてであります。実施設計は今後、それぞれ業者発注してまいります。

次に、具体的な計画の内容についてであります。6月の全員協議会の折に説明し、配布いたしました資料のとおりであります。主たる事業といたしまして、道路整備事業3路線と、駅前ロータリー整備・地域生活基盤施設事業といたしまして、駅前広場エントランス緑地、駐車場整備、情報板整備であります。

なお、進捗状況については、清里駅西上線設計業務委託を発注し、12月中に設計書が仕上がる予定になっております。国際化統一サイン計画策定を業務委託、エントランス緑地計画策定業務委託については、先般、企画案コンペを行い、業者が決定したところであります。

いずれにしましても、この事業は地域の皆さん、関係者の協力体制がなければ推進することができません。地元観光業者の連帯感も必要だと思っております。ぜひとも、その点をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

最後に、小学校のサポート教員制度についてであります。

ご承知のように、1、2年生に対しては30人以上の場合、県から加配が配置されますが、3年生以上になると41人以上にならない限り、最大40人を1人の担当が受け持つこととなります。

これは、保育園等での自由な生活時間から授業時間という、規制された時間を過ごさなければならず、1人の担任では子どもたちに細かく目が行き届かないことから、1、2年生に対して加配が配置されます。その点、3年生以上は落ち着いた授業ができることから、県の輝き30プランは1、2年生のみを対象としています。

このことから、市では文部科学省や山梨県教育委員会、全国市長会に対し、3年生以上の多人数学級についても、加配の配置を強く要望しているところであり、現状では市単独で4名の非常勤講師を雇用しております。

なお、文部科学省は来年度から、構造改革特区だけ認められていた市町村による教職員の独自採用を全国的に広げられるよう、次期通常国会に市町村立学校職員給与負担法の改正案を提出する予定と報道されております。

市といたしましては、市町村立学校職員給与負担法の改正状況を見ながら、県とも協議を重ね、検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

27番議員、再質問はございませんか。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

再質問させていただきます。

まず、支所の権限についてです。

これは、たまたまフレンドパークを引き合いに出したということでございまして、非常に細

かいことを言えば、市民一人ひとりから具体的に、今までと違うだろうという声が出始めているわけです。本当に細かいことかもしれませんが、しかし、市民一人ひとりにとっては、身のまわりに起きていることが、今までだったら支所で片付いたことが、わざわざ本庁に行かなければいけないとかということが、現実には起きているから、そういう声が出てくるのだろうと思います。

支所の方々も一生懸命にお仕事はされているし、いろんな制度の中で決められたことかもしれませんが、やはり、あくまでも住民を優先するのが筋だろうと思っております。

したがって、もしそういう声を具体的になんらかの形で反映しなければいけないとすれば、市長も多忙でしょうけれども、各支所をまわって、具体的に住民との話し合いの場を設けるとか、具体的に少し、そういう声を吸い上げるようなことがとれないかと思っておりますので、具体的にいつどうこうというわけではありませんけれども、そのへんの市長のお考えもちょっと伺いたいと思います。

それから清里の件ですが、先ほどのご答弁の中で、清里の観光低迷の要因の一つに景気の低迷とか、あるいは交通アクセスの不備ということがあったと思っておりますが、必ずしもそれだけではないというふうに思っております。

具体的に、こういう計画を立案するとき、地元の方々を中心になってということのようですが、例えば、周辺のホテル等の宿泊施設の関係者とか、あるいは東京や大阪、名古屋といった、こちらに来る、いわゆるお客さんとしての立場で、例えば、旅行代理店の考えとか、そういったものを反映させているのかどうか、そのへんをちょっと伺いたいと思います。

3件目、子どもたちの学校のことですが、市長は、今回この定例会の中でも、少子化というのは経済的な問題ではないということもおっしゃっておりまして、先ほどの答弁の中でも、昔はまず子どものため、教育のためだったということをおっしゃっています。

まさしくそのとおりでして、やはり、まず、子どもたちの教育については、これは聖域なんだと思います。いろんな努力をしていただいていることも承知しているつもりですけれども、まず、子どもたちの教育を取り巻く環境については、あらゆる事業の見直しをしてでも予算をひねり出して、充実をさせてあげる。そういうことで、子どもたちが育って行って、将来この市を支えるときに、こういうことであれば、自分たちも安心して子どもたちを産み育てることができる、まちになったのではないかというふうに思ってくれば、おのずから少子化の問題というのは片付いていくのではないかと。極端なことを言えば、そういうようにも思っておりますので、ひとつそのへんの取り組みも、市長のほうから一言いただければと思います。

よろしく願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

答弁を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

支所に対していろいろな意味のご心配をいただいておりますが、たびたび、この本会議場でもご指摘されるところであります。総合支所のあり方については、今後とも役割分担、事務分掌の見直し等々を図っていきたいと思っておりますが、トラブルとか、あるいはまた問題点、サービス面の問題等々でご指摘されているところでもありますけれども、十分注意してまいりたいと思っております。

ただ、中長期的には、本庁と支所のあり方をできるだけ早く、統合を含めて検討していかなければならないと、承知をいたしているところであります。

それから2番目の、清里の観光が低迷している原因は、いろいろな意味でほかにあるのではないかというお話でありますけれども、もちろん構造的な問題もあるのかもしれませんが、いわゆる、清里の若い人たちを中心としたブームをものさしにすると、なかなか追いつけない、そのレベルには達しないと思います。

そういう中で、いろいろ観光客の声もあるわけでありますので、県も観光立県として、八ヶ岳山麓の観光のあり方については、相当前向きに検討しているようでありますので、ともども連携を図りながら、なんとか観光客がより増えるように努力したいと思います。

昨日の議論にもありましたけれども、そういう意味からすれば、19年度に放映される風林火山とか、あるいはまた、同じような話でありますけれども、金田一図書館とか、平山郁夫美術館とかという問題は、観光客誘致の大きな機関車になるはずでありますので、それらも含めて考えていきたいと思っているわけであります。

それから、子どもたちの教育に対する思いであります。私も岡野議員とまったく同じ思いであります。次代を担う子どもたちが、よりよい教育環境の中で、すこやかにたくましく育てほしいということは、誰しも願うところであります。そういう意味からすれば、大変厳しい財政事情ではありますけれども、教育費の問題については、そんな思いを込めながら予算計上をしていきたいと思っておりますし、市政の今後の大きな柱にもしていきたいという思いであります。

以上であります。

○議長（清水壽昌君）

答弁が終わりました。

27番議員、再々質問ございますか。

岡野淳君。

○27番議員（岡野淳君）

最後に一言だけです。

今日、質問させていただいた3件、ある意味では、どれにでも共通するのかもしれないと思っておりますが、いろんな問題に取り組むときに、例えば、清里の観光問題にしてもそうだし、あるいは支所のことにしてもそうだと思いますが、やはり灯台下暗しと申しますか、自分たちはよかれと思ってやってきたことが、外から見てみると違ふだろうということが、ままあるだろうと思います。

ぜひ、いろんな声を吸い上げるために、場合によっては外部の人からの意見も聞くような機会を設けて、まったく第三者の考えを聞くということも必要ではないかと思っております。ぜひ市長のリーダーシップで、そのへの機会をおつくりいただければと思っております。

これは、答弁は結構でございますので、そんなことを申し上げて質問を終わります。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

以上で、質問を打ち切ります。

これで27番、岡野淳議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、本日の日程はすべて終了いたしました。

次の会議は10月4日、午前10時に再開いたしますので、全員定刻にご参集ください。
本日は、これをもって散会いたします。
大変ご苦労さまでございました。

散会 午前11時57分

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 4 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会定例会(4日目)

平成17年10月4日
午前10時00分開議
於 議 場

審議事項なし

2. 出席議員は、次のとおりである。(36名)

1番	坂本 静	2番	植松一雄
3番	篠原眞清	4番	千野秀一
5番	五味良一	6番	利根川昇
7番	渡邊陽一	8番	鈴木今朝和
9番	浅川哲男	10番	秋山九一
11番	小尾直知	13番	風間利子
14番	田中勝海	15番	浅川富士夫
16番	小林元久	17番	小澤 寛
18番	篠原珍彦	19番	保坂多枝子
20番	内田俊彦	21番	鈴木孝男
22番	細田哲郎	23番	林 泰彦
24番	坂本治年	25番	中村隆一
26番	中村勝一	27番	岡野 淳
28番	小林忠雄	29番	小澤宜夫
30番	内藤 昭	31番	秋山俊和
32番	小野喜一郎	33番	渡邊英子
34番	中嶋 新	35番	小林保壽
36番	古屋富藏	37番	清水壽昌

3. 欠席議員 (な し)

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿
代表監査委員	清水喜一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

ただいまの出席議員は36名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午後 4時13分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

本日の会議は、延会といたします。

なお、明日は午前10時に再開いたしますので、定刻にはご参集願います。

大変、ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時14分

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 5 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会定例会（5日目）

平成17年10月5日
午前10時00分開議
於 議 場

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第101号 | 平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第102号 | 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第103号 | 平成16年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第104号 | 平成16年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第105号 | 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第106号 | 平成16年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第107号 | 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第108号 | 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第109号 | 平成16年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第110号 | 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第111号 | 平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第112号 | 平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第113号 | 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第114号 | 平成16年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第115号 | 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第116号 | 平成16年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第117号 | 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |

日程第18	認定第118号	平成16年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第19	認定第119号	平成16年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第20	認定第120号	平成16年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第21	認定第121号	平成16年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第22	認定第122号	平成16年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第23	認定第123号	平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定
日程第24	認定第124号	平成16年度北杜市病院事業会計歳入歳出決算の認定
日程第25	同意第5号	北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件
日程第26	会期の延長の件	

2. 出席議員は、次のとおりである。(34名)

2番	植松一雄	3番	篠原眞清
4番	千野秀一	5番	五味良一
6番	利根川昇	7番	渡邊陽一
8番	鈴木今朝和	9番	浅川哲男
10番	秋山九一	11番	小尾直知
13番	風間利子	14番	田中勝海
15番	浅川富士夫	16番	小林元久
17番	小澤寛	18番	篠原珍彦
19番	保坂多枝子	20番	内田俊彦
21番	鈴木孝男	22番	細田哲郎
23番	林泰彦	24番	坂本治年
25番	中村隆一	26番	中村勝一
27番	岡野淳	28番	小林忠雄
29番	小澤宜夫	30番	内藤昭
31番	秋山俊和	33番	渡邊英子
34番	中嶋新	35番	小林保壽
36番	古屋富藏	37番	清水壽昌

3. 欠席議員

1番 坂本 静

32番 小野喜一郎

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(23名)

市長	白倉政司	助 役	曾 雌 源 興
収入 役	小澤壯一	企 画 部 長	坂 本 等
総 務 部 長	小林奎吾	保 健 福 祉 部 長	古 屋 克 巳
生活環境部長	坂本伴和	教 育 長	小 清 水 淳 三
教 育 次 長	小池光和	産 業 観 光 部 長	植 松 好 義
建 設 部 長	真壁一永	明 野 総 合 支 所 長	萩 原 武 一
須玉総合支所長	長坂治男	高 根 総 合 支 所 長	深 沢 袈 裟 雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大 泉 総 合 支 所 長	藤 原 宝
白州総合支所長	植松治雄	武 川 総 合 支 所 長	福 井 俊 克
秘書室参事	藤卷正一	農 業 委 員 会 事 務 局 長	浅 川 清 朗
監査事務局長	小澤功宜	行 革 調 整 室 長	小 松 正 寿
代表監査委員	清水喜一		

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和
議 会 書 記	伊 藤 勝 美

再開 午前10時00分

○議長（清水壽昌君）

ただいまの出席議員は34名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

1番議員、坂本静君と32番議員、小野喜一郎君は一身上の都合により、本日の会議を欠席する旨の届け出がありました。

暫時休憩します。

休憩 午前10時01分

再開 午後 2時50分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りします。

○議長（清水壽昌君）

- | | | |
|-------|---------|------------------------------------|
| 日程第1 | 認定第101号 | 平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第2 | 認定第102号 | 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第3 | 認定第103号 | 平成16年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第4 | 認定第104号 | 平成16年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第5 | 認定第105号 | 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第6 | 認定第106号 | 平成16年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第7 | 認定第107号 | 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第8 | 認定第108号 | 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第9 | 認定第109号 | 平成16年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第10 | 認定第110号 | 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第11 | 認定第111号 | 平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第12 | 認定第112号 | 平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第13 | 認定第113号 | 平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第14 | 認定第114号 | 平成16年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第15 | 認定第115号 | 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第16 | 認定第116号 | 平成16年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第17 | 認定第117号 | 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第18 | 認定第118号 | 平成16年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第19 | 認定第119号 | 平成16年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第20 | 認定第120号 | 平成16年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第21 | 認定第121号 | 平成16年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |
| 日程第22 | 認定第122号 | 平成16年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定 |

日程第 2 3 認定第 1 2 3 号 平成 1 6 年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

日程第 2 4 認定第 1 2 4 号 平成 1 6 年度北杜市病院事業会計歳入歳出決算の認定

までの 2 4 案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第 1 0 1 号から認定第 1 2 4 号までを一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小澤収入役。

○収入役(小澤壯一君)

それでは、ただいま上程をいただきました、平成 1 6 年度北杜市の各会計における決算書の説明を申し上げます。

なお、申し上げる前に、本 1 6 年度の各会計の決算につきましては、7 月 2 5 日に決算を調整いたしまして、市長に提出をいたしました。

それから 7 月 2 7 日、2 8 日、2 9 日、3 日間にわたりまして、監査委員さんの決算審査を受けたところでございます。

それでは、平成 1 6 年度の各会計にわたります決算について、ご説明を申し上げたいと思います。

なお、各会計の歳入歳出決算につきましては、去る 9 月 2 1 日、2 2 日、それから 3 0 日の議員協議会におきまして、それぞれ担当者より説明を申し上げたところでございます。

本日の、平成 1 6 年度北杜市の各会計の歳入歳出決算書の説明につきましては、ただいま議長さんのほうから指示がありましたので、一般会計の歳入歳出決算書につきましては・・・各会計につきましては、先ほど申し上げましたように、収入役のほうで 7 月 2 5 日に調整をし、そして市長に提出をいたしまして、それに基づきまして、本議会、監査委員さんの審査を受けて、提出をするものでございます。

よろしく願いを申し上げます。

○議長(清水壽昌君)

なお、収入役に申し上げます。

一般会計につきましては、款項の収入済額、支出済額、実質収支に関する調書の説明、特別会計等、財産区会計につきましては、実質収支のみの説明をお願いいたします。

○収入役(小澤壯一君)

それでは、平成 1 6 年度の各会計につきまして、ご説明を申し上げたいと思います。

ただいま、議長さんのほうからご指示がありましたので、一般会計の歳入につきましては収入済額を、それから歳出につきましては、支出済額を申し上げたいと思います。

なお、併せて実質収支に関する調書を申し上げたいと思います。

また、特別会計につきましては、各会計の実質収支に関する調書を申し上げたいと思います。

それから、私のほうの説明ですが、塩川病院の会計につきましては、管理局長のほうから説明がありますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

それでは、説明をいたしたいと思います。

認定第 1 0 1 号 平成 1 6 年度北杜市一般会計歳入歳出決算書でございます。

1 ページをまくっていただきたいと思います。

款項、それから予算現額、調定額、収入済額、不納欠損額、収入未済額、それから予算現額と収入済額との比較があるわけですが、款項、それから収入済額を説明いたします。

1 款の市税でございます。1 4 億 7, 5 0 3 万 5, 1 8 3 円。1 の市民税が 7 億 3, 0 3 5 万 8, 4 7 7 円。2 の固定資産税 6 億 1, 3 5 1 万 4, 2 8 1 円。3 の軽自動車税 2 8 8 万 2, 7 0 0 円。4 タバコ税 1 億 1 6 万 1, 4 2 5 円。5 の特別土地保有税はゼロであります。6 の入湯税 2, 8 1 1 万 8, 3 0 0 円でございます。調定額に対する収納率は 6 4 . 9 % となっております。

2 の地方譲与税であります。2 億 7, 0 5 1 万円であります。1 の所得譲与税 3, 5 2 3 万 9 千円。2 の自動車重量譲与税 1 億 7, 4 5 8 万 7 千円。3 の地方道路譲与税 6, 0 6 8 万 4 千円でございます。

3 の利子割交付金、1 項の利子割交付金、同額でございます。3, 1 6 6 万 6 千円でございます。

4 の配当割交付金、1 項も同額でございます。2 2 7 万 2 千円。

5 の株式等譲渡所得割交付金、1 項も同額でありまして、6 6 0 万 7 千円。

それから 6 の地方消費税交付金、これも同額でありまして、1 億 8, 3 1 5 万 1 千円であり

ます。

7 のゴルフ場利用税交付金、1 項も同額でありまして、5, 4 2 4 万 4, 8 2 0 円。

それから 8 の自動車取得税交付金、1 項も同額でありまして、1 億 5, 1 4 1 万 7 千円。

それから 1 0 の地方交付税、1 項も同額でありまして、3 6 億 7, 3 4 1 万 2 千円であり

ます。

1 1 の交通安全対策特別交付金、1 項も同じでありまして、3 7 5 万円であります。

次のページをまわっていただきたいと思ひます。

1 2 の分担金負担金であります。2 億 8, 8 4 0 万 3, 4 8 3 円。1 の分担金 5, 4 6 1 万 3, 9 4 6 円。2 の負担金 2 億 3, 3 7 8 万 9, 5 3 7 円であります。ここでは 9 9 . 5 % の収納率ということになっております。

1 3 の使用料及び手数料であります。2 億 1, 6 6 5 万 4, 9 9 0 円。1 の使用料 1 億 9, 7 1 4 万 2, 4 8 2 円。2 の手数料 1, 9 5 1 万 2, 5 1 7 円でありまして、ここでは 9 3 . 4 % の収納率となっております。

1 4 の国庫支出金 2 4 億 9 3 2 万 8, 4 0 7 円。1 の国庫負担金 4 億 8, 8 7 1 万 1, 6 2 1 円。2 の国庫補助金 1 9 億 9 5 5 万 7, 1 7 0 円。3 の国庫委託金 1, 1 0 5 万 9, 6 1 6 円となつておりまして、9 9 . 9 % の収納率ということでありまして、

1 5 の県支出金であります。1 7 億 7, 1 1 3 万 3, 7 0 7 円であります。1 の県負担金であります。2 億 3, 5 8 2 万 3 2 2 円。県補助金 1 4 億 7, 5 9 0 万 3, 6 5 2 円。3 の県委託金 5, 9 4 0 万 9, 7 3 3 円でございます。

1 6 の財産収入であります。3, 1 1 8 万 7, 4 8 7 円。1 の財産運用収入 1, 9 9 6 万 4 8 3 円。2 の財産売り払い収入 1, 1 2 2 万 7, 0 0 4 円でありまして、9 9 . 9 % の収納率でございます。

1 7 の寄附金であります。1 項も同額で 5 0 0 万円あります。

1 8 の繰入金であります。9 億 8, 3 1 9 万 9, 0 8 4 円。1 の特別会計繰入金 1 億 6, 9 9 1 万 8, 0 8 4 円。2 の基金繰入金 8 億 1, 3 2 8 万 1 千円でございます。

次に20の諸収入でありまして、20億6,911万3,908円。1の延滞金加算金及び過料551万1,300円。2の預金利子2万8,329円。3の貸付金元利収入176万4,944円であります。4の受託事業収入103万9,278円でありまして、99.99%ということになります。

まくっていただきまして、5の雑入でございます。20億5,221万3,954円。6の収益事業収入であります。855万6,103円あります。

21の市債、1項も同額でありまして、49億7,410万円でございます。

収入合計であります。調定額194億1,657万244円。収入済額が186億18万6,078円でありまして、調定に対する収納率95.8%でございます。

収入未済額が8億1,638万4,166円ありますが、4.2%の収入未済額であります。

なお、予算現額と収入済額との比較で、予算に対して収入済額が3億6,849万8,922円の減となっておりますけれども、これにつきましては、平成17年度へ繰り越しをしている事業があります。10億3,126万8千円余の事業費を繰り越ししておりますので、これに伴う国の支出金、県の支出金等がマイナスになっております。

なお、市債につきましても、6億6,690万円ほどマイナスということになっております。

次に歳出でございます。7ページ、8ページでございます。

1の議会費でございます。1項も同額であります。7,304万4,089円。執行率が99%でございます。

2の総務費であります。22億2,088万8,024円ございまして、1の総務管理費20億3,843万2,182円。2の徴税費7,564万2,774円。3の戸籍住民基本台帳費4,819万642円。4の選挙費4,967万7,395円。5の統計調査費848万4,255円。6の監査委員費46万776円でありまして、総務費の予算執行率88.2%でございます。

3の民生費でございます。21億2,049万8,920円。1の社会福祉費10億430万357円。2の児童福祉費10億4,231万1,895円。3の生活保護費7,388万6,668円でありまして、民生費の執行率95.5%でございます。

4の衛生費であります。12億5,460万9,453円。1の保健衛生費11億507万9,227円。2の清掃費1億4,953万226円で、衛生費では80%の執行率ということとであります。

5の労働費であります。1項も同額でありまして、769万9,683円。96.6%の執行率でございます。

6の農林水産業費23億8,706万2,057円。1の農業費21億5,253万9,296円。それから2の林業費2億3,452万2,761円でありまして、農林水産業費では96.1%の執行率でございます。

7の商工費であります。1項も同額でありまして、2億8,815万567円。98%の執行率となっております。

8の土木費であります。14億9,690万6,543円。1の土木管理費7,800万1,431円。2の道路橋梁費7億2,582万3,641円。3の河川費でございます。1,197万8,769円でございます。

まくっていただきまして、4の住宅費でございます。7,998万781円。5の都市計画

費6億112万1,921円でございます、土木費の執行率は88.1%というふうになっております。

9の消防費、1項も同額でありまして、2億473万8,917円であります。97.1%の執行率であります。

10の教育費18億6,925万8,014円あります。1の教育総務費が3億1,313万2,833円。2の小学校費2億1,045万3,762円。3の中学校費6億6,131万9,210円。4の社会教育費4億2,668万6,887円。5の保健体育費2億5,766万5,322円でありまして、教育費の執行率94.4%であります。

次に11の災害復旧費であります。7,810万2,622円。1の農林水産施設災害復旧費7,572万6,841円。2の公共土木施設災害復旧費237万5,781円でありまして、95.5%の執行率でございます。

12の公債費であります。1項も同額でありまして、30億3,603万193円あります。

それから13の諸支出金であります。2項も同額でありまして、27億7,422万4千円でございます。

14の予備費は支出済額がゼロでございます、歳出合計の予算額が189億6,868万5千円、支出済額178億1,121万3,082円となりまして、これの執行率が93.9%となっております。

なお、翌年度繰越額が10億3,126万8,088円となりまして、予算に対して5.4%の率でございます。翌年度へ繰り越す率でございます。不用額が1億2,620万3,830円ということで、予算額に対して0.7%の不用額ということでございます。

なお、予算額と支出済額との比較ということで、11億5,747万1,918円の数字が出ているわけですが、これは先ほど説明したように、平成17年度へ10億3,126万8千円余の繰り越しをしているということで、ここに数字が出てきております。

なお、歳入歳出差引残額7億8,897万2,996円となりました。

それでは、161ページをお開きいただきたいと思います。

一般会計の実質収支に関する調書でございます。

区分、金額とありまして、1の歳入総額186億18万6千円。2の歳出総額178億1,121万3千円。3の歳入歳出差引額7億8,897万2千円あります。4の翌年度へ繰り越すべき財源、1の継続費繰越額8,395万4千円。2の繰越明許費繰越額2億184万円。3の事故繰越し繰越額3,679万2千円。合計3億2,258万6千円でございます。これは、17年度へ繰り越すべき事業費10億3,126万8千円余の財源として、3億2,258万6千円を充当するというものでございます。5の実質収支額4億6,638万6千円でございます。6の実質収支額のうち、地方自治法第233条の2の規定による基金繰入額はゼロ。要するに決算積み立てというものはゼロということでございます。

以上が、一般会計でございます。

続いて、認定第102号でございます。

平成16年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

31ページをまくっていただきたいと思います。

国民健康保険特別会計実質収支に関する調書

1の歳入総額22億4,215万6千円。2の歳出総額20億1,491万3千円。歳入歳出差引額2億2,724万3千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでございます。5の実質収支額2億2,724万3千円でございます。6の実質収支による基金の繰入額は、ゼロでございます。

次に認定第103号でございます。

平成16年度の北杜市老人保健特別会計歳入歳出の決算書でございます。

15ページ。一番最後のページになりますが、15ページをお開きいただきたいと思います。老人保健特別会計の実質収支に関する調書であります。

1の歳入総額22億9,179万9千円。2の歳出総額22億9,123万2千円。3の歳入歳出差引額56万6千円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロでございます。5の実質収支額56万6千円であります。6番はゼロでございます。

続きまして、認定第104号であります。

平成16年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算書でございます。

25ページをまくっていただきたいと思います。

介護保険特別会計の実質収支に関する調書

歳入総額13億5,178万9千円。2の歳出総額13億4,277万6千円。3の歳入歳出差引額4,751万3千円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロであります。5の実質収支額4,751万3千円であります。6はゼロでございます。

次に認定第105号であります。

平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算書でございまして、23ページをお開きいただきたいと思います。

簡易水道事業特別会計実質収支に関する調書

1の歳入総額15億8,423万円。2の歳出総額15億6,234万3千円。3の歳入歳出差引額2,188万6千円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源につきまして、(3)の事故繰越し繰越額420万5千円。計420万5千円であります。これは平成17年度へ1,277万4,300円を繰り越してございますので、この財源として420万5千円を充当するというものでございます。5の実質収支額1,764万1千円でございます。6はゼロでございます。

次に認定第106号であります。

平成16年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

19ページをお開きいただきたいと思います。

下水道事業特別会計実質収支に関する調書

1の歳入総額31億2,531万8千円。2の歳出総額30億9,010万3千円。3の歳入歳出差引額3,521万4千円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源、(2)の繰越明許費繰越額822万9千円。(3)の事故繰越し繰越額98万7千円で、計921万6千円でございます。ここでは、平成17年度へ1億9,162万2,350円を繰り越してございますので、この財源として921万6千円を充当するというものでございます。5の実質収支額2,599万7千円でございます。6は、基金の繰り入れはゼロでございます。

次に認定第107号であります。

平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

19ページをおまくりいただきたいと思ひます。

農業集落排水事業特別会計の実質収支に関する調書

1の歳入総額11億6,731万9千円。2の歳出総額11億5,508万8千円であります。3の歳入歳出差引額1,223万円。4の翌年度へ繰り越すべき財源、(2)の繰越明許費繰越額、計110万円でございます。これはやはり、この会計では翌年度へ2,020万円を繰り越ししてございます。この財源として、110万円を充当するというものでございます。5の実質収支額であります。1,113万円。6番はゼロでございます。

次に認定第108号でございます。

平成16年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算書でございます。

17ページをお開きいただきたいと思ひます。

辺見診療所特別会計であります。

実質収支に関する調書

1の歳入総額1億5,069万4千円。2の歳出総額8,566万9千円。3の歳入歳出差引額6,502万4千円あります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロであります。5の実質収支額6,502万4千円あります。6はゼロでございます。

続きまして、認定第109号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算書でございます。

15ページ、一番最後のページでございますが、まくっていただきたいと思ひます。

白州診療所特別会計の実質収支に関する調書

1の歳入総額5,575万1千円。2の歳出総額4,480万3千円。3の歳入歳出差引額1,094万8千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロであります。5の実質収支額1,094万8千円でございます。6はゼロであります。

続きまして、認定第110号でございます。

平成16年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算書でございます。11ページをおまくりいただきたいと思ひます。

土地開発事業特別会計実質収支に関する調書

1の歳入総額5,025万8千円。2の歳出総額5,022万4千円。3の歳入歳出差引額3万4千円でございます。4は、翌年度へ繰り越すべき財源はゼロであります。5の実質収支額3万4千円でございます。6はゼロでございます。

次に認定第111号 平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

一番最後のページ、11ページでございます。

白州尾白の森名水公園事業特別会計の実質収支に関する調書

歳入総額2,014万9千円。歳出総額1,653万6千円。歳入歳出差引額361万3千円でございます。4の翌年度へ繰り越すべき財源ゼロであります。5の実質収支額361万3千円あります。6はゼロでございます。

次に認定第112号 平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算書であります。

一番最後のページであります、15ページでございます。

武川ふるさと活性化事業特別会計の実質収支に関する調書

歳入総額7,420万3千円。歳出総額5,839万7千円。3の歳入歳出差引額1,580万6千円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでございます、5の実質収支額1,580万6千円でございます。6はゼロでございます。

次に認定第113号でございます。

平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

ケーブルテレビ事業特別会計の実質収支に関する調書

歳入総額9,478万9千円。2の歳出総額8,973万4千円。3の歳入歳出差引額505万4千円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源はゼロでありまして、5の実質収支額505万4千円であります。6番はゼロであります。

次に認定第114号 平成16年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

11ページをお開きいただきたいと思います。

温泉事業特別会計の実質収支に関する調書

1の歳入総額6,059万3千円。2の歳出総額4,333万7千円。3の歳入歳出差引額1,725万5千円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロであります。5の実質収支額1,725万5千円であります。6はゼロでございます。

続きまして認定第115号 平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算書でございます。

13ページ、一番最後のページでございます。

居宅介護支援事業特別会計実質収支に関する調書

1の歳入総額2,972万円。2の歳出総額2,845万8千円。3の歳入歳出差引額126万1千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロでございます。5の実質収支額126万1千円。6番はゼロでございます。

続きまして、認定第116号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

明野財産区特別会計実質収支に関する調書

1歳入総額428万5千円。2の歳出総額195万4千円。3の歳入歳出差引額233万1千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロであります。5の実質収支額233万1千円でございます、6番はゼロでございます。

次に認定第117号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

27ページをお開きいただきたいと思います。

須玉財産区特別会計実質収支に関する調書

1の歳入総額2,272万円。2の歳出総額1,591万7千円。3の歳入歳出差引額680万3千円であります。4の翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。5の実質収支額680万3千円あります。6番はゼロであります。

次に認定第118号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算書であります。

31ページをお開きいただきたいと思います。

高根財産区特別会計実質収支に関する調書

歳入総額1億5,956万3千円。2の歳出総額1億630万4千円。3の歳入歳出差引額5,325万8千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。5の実質収支額5,325万8千円でございます。6番はゼロであります。

続きまして、認定第119号 平成16年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

15ページをお開きいただきたいと思います。

長坂財産区特別会計実質収支に関する調書

歳入総額900万1千円。2の歳出総額252万6千円。3の歳入歳出差引額647万4千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロであります。5の実質収支額647万4千円。6はゼロでございます。

続きまして、認定第120号 平成16年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

大泉財産区特別会計の実質収支に関する調書

歳入総額227万6千円。2の歳出総額98万9千円。3の歳入歳出差引額128万6千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。5の実質収支額128万6千円でございます。6はゼロでございます。

次に認定第121号 平成16年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算書であります。

15ページをお願いいたします。

白州財産区特別会計実質収支に関する調書

1歳入総額156万7千円。2の歳出総額120万円。3の歳入歳出差引額36万6千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。5の実質収支額36万6千円。6番はゼロでございます。

続きまして、認定第122号 平成16年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出の決算書でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

武川財産区特別会計実質収支に関する調書

歳入総額629万9千円。2の歳出総額156万6千円。3の歳入歳出差引額473万2千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源は、ゼロでございます。5の実質収支額473万2千円。6番はゼロでございます。

次に認定第123号でございます。

平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算書でございます。

17ページをお開きいただきたいと思います。

浅尾原財産区特別会計実質収支に関する調書

歳入総額3,412万2千円。2の歳出総額3,157万1千円。3の歳入歳出差引額255万1千円。4の翌年度へ繰り越すべき財源ゼロ。5の実質収支額255万1千円でございます。

以上、認定第101号の平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算書から認定第123号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算につきまして、簡単ではございますが、ご説明を申し上げたところであります。

よろしくご審議を賜り、ご認定くださいますようお願い申し上げます。説明に代えさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

収入役の説明が終わりました。

続きまして、認定第124号について、塩川病院管理局長より説明を求めます。
管理局長。

○塩川病院管理局長（村田圭司君）

病院事業会計の歳入歳出決算について、ご説明をいたします。

決算書の1ページをお開きください。

収益的収入及び支出

病院事業

収入、1款の病院事業収益ですが、決算額10億68万35円。1項の医業収益5億3,674万6,008円。2項の医業外収益4億6,393万4,027円です。

支出、1款の病院事業費用10億1,574万2,178円。1項の医業費用6億8,963万1,942円。2項の医業外費用3億2,611万236円です。

以上が、病院事業の会計です。

24ページをお開きください。

続きまして、介護老人保健施設事業の決算につきまして、ご説明申し上げます。

24ページです。

収益的収入及び支出

収入、介護老人保健施設事業収益、決算額1億1,541万2,393円。事業収益9,982万1,734円。事業外収益1,559万659円です。

支出、1款の介護老人保健施設事業費用1億3,391万8,967円。1項の事業費用1億1,620万9,662円。2項の事業外費用1,770万9,305円です。

以上が、介護老人保健施設の会計でございます。

決算書の45ページをお開きください。

訪問介護事業の決算について、ご説明いたします。

収益的収入及び支出

収入、1款の訪問介護事業収益697万4,750円。1項の事業収益697万4,739円。2項の事業外収益11円でございます。

支出ですが、1款の訪問介護事業費用が804万8,034円。1項の事業費用804万4,108円。2項の事業外費用が3,926円でございます。

以上が、病院の3会計の決算でございます。

よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（清水壽昌君）

暫時休憩します。

4時より再開いたします。

休憩 午後 3時48分

再開 午後 4時00分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

監査委員より、認定第101号から認定第124号までの24案件の決算審査結果について、報告を求めます。

清水監査委員。

○代表監査委員（清水喜一君）

監査委員の清水でございます。

それでは、平成16年度北杜市一般会計・特別会計歳入歳出決算、北杜市病院事業会計歳入歳出決算および基金運用状況等を、審査した結果をご報告申し上げます。

地方自治法第233条第2項および同法第241条第5項、ならびに地方公営企業法第30条第2項の規定により決算審査の対象については、

平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算

平成16年度北杜市病院事業会計歳入歳出決算

の24会計であります。

この24会計決算について、平成17年6月30日、7月27日、28日、29日の4日間にわたり、北杜市市役所会議室および塩川病院会議室において、審査のために提出されました決算書類について帳簿と証書類に基づき、内藤紀宏監査委員、篠原眞清監査委員、そして私の3名で、決算審査を実施いたしました。

このたびの決算は合併後の決算ということですので、通常の決算審査とは異なり、事業期間が短いために、年間の比較や財政の分析ができませんので、審査に付されました各会計歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書および財産に関する調書について、関係法令に準拠して作成されているかどうか確かめ、これらの計数の正確性を検証するため、関係帳簿、その他証書類を照合した等、通常実施すべき審査手続きを実施したほか、必要と認めた項目の審査手続きを実施いたしました。

その結果、一般会計・特別会計および歳入歳出内現金、ならびに基金運用状況を審査した結果、決算はその計数に誤りはなく、諸帳簿・証書類も整備され、会計経理は正確に処理されていることを認めました。

決算の事務については、流用が多く見受けられましたが、これも合併後の持ち寄り予算のためと解します。

地方分権時代が進む中、少子高齢化の進展など、本市においても行財政を取り巻く環境は厳しいものがあります。多種多様化している行政に対する需要に的確に応えるために、税収等、各種歳入の確保に努めるとともに、行政機構の合理化と経常経費の節約を行い、数多くある施設等の指定管理者制度への移行により、本質的な行財政の運営を行っていただきたいものがあります。

なお、各会計については、決算書に添付してあります意見書のとおりでございますので、お目通しをお願いいたします。

以上、決算審査の報告とさせていただきます。

終わります。

○議長（清水壽昌君）

以上で、代表監査委員の意見報告が終わりました。

これより認定第101号 平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を行います。

質問を許します。

浅川哲男議員。

○9番議員（浅川哲男君）

先ほどから、いろいろな説明があったわけですが、先、いただいた審査意見書について、一通り目を通しました。

そこで、まくっていただいて、自分たちは非常に北杜の財政は厳しいということ、とても認識しているわけですが、まくって中ほどから下には、依然として厳しい財政運営だと自分思うんですが、その下へ行って、一般会計。順にいってみると、財政の運営は健全であったと、そう思うと、健全だから今度はどんどん事業でもなんでもできるかなと思うけれども、そうはいかないと思うので、一般会計だけで400億円以上の借金がございまして。それで、依然として厳しいということではなくて、もっと厳しいと思うんです。そんなあれで、そこらの認識が大体分かるか、分からないか、自分には分かりませんが、非常に厳しいと思いますから、そこで財政の健全化はどうかということ、これは監査委員ではなくて、財政の担当にぜひ、あとでいいから、資料を出してもらいたいと思います。言いますから、聞いて書いてください。

自主財源の比率はいくらか。そして一般財源の比率はいくらか。財政力指数はいくらか。そ

して経常的の収入割合はいくらか。そして一般財源の収入割合はいくらか。そして経常収支の比率はいくらか。そして公債費の負担比率はいくらか。そして起債の制限比率はいくらかという、それを出すと平均的な、標準的な率がございませう。そこで、やっぱり財政の判断というか、それをしないと、今後、非常に大変な結果が出ると思いますから、そういうことを常日頃、見ていただいて、金を借りるのも、自分が見る限りには、平均のパーセントより多く借りていません。起債を返すのも、平均よりは多く借りているわけです。そういう中で、非常に借金が多くて、健全だなんて、とても言える状況ではないですから、今日でなくてもいいから、その比率を参考に、財政の健全化を見てみたいと思うから、お願いします。

○議長（清水壽昌君）

企画部長。

○企画部長（坂本等君）

ただいま、浅川議員より申し出をいただきました。

監査委員さんの報告にもございましたように、合併をした年が平成16年11月1日ございまして、従前のものと、合併前と合併後の11月1日以降、5カ月分と足しこみしました決算統計というものを、本年は作成してございます。それですから、北杜市だけの、本日認定をいただく決算書だけでは、5カ月分だけの北杜市の決算書でございますので、資料を決算統計のほうから紐解きまして、全議員の皆さま方にのちほど、これはあとの時点の日にご了解をお願いしたいんですが、お配りをするように作成等いたします。

よろしくお願ひいたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに質問ございますか。

（ な し ）

以上で、質疑を終結します。

これより討論を行います。

討論はありますか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

認定第101号について、反対討論をいたします。

歳出の2款1項6目17節公有財産購入費として、1億5,247万2千円の支出済額が計上されています。決算書68ページです。

これは、計画が中止された高根町村山西割地内のバイオマス関連施設建設予定地の購入代金で、全国農協中央会に支払われたものです。もし仮に、乳幼児医療費の保護者負担金700円を市で負担すると試算しますと、年間約400万円ですから38年分に相当します。市当局が、財政が苦しいという中、今すぐ利用する、あてもない土地を購入したことに対して、抗議の意味を込めて反対いたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

賛成討論はありますか。

小澤宜夫君。

○29番議員（小澤宜夫君）

認定第101号 平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算を賛成する立場から、討論を行います。

認定第101号 平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算の歳入においては、歳入総額186億18万6千円の中で、厳しい財政状況の中、健全財政を図ってきており、合併後の当局の努力が細部にわたり、うかがえます。

歳出において、総額178億1,121万3千円の中では老人福祉費、保育所費、環境衛生費等において市民福祉充実のため努力され、また生活基盤整備など、市が提唱する環境創造都市実現のために支出されたものであります。

よって、賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

五味良一君。

○5番議員（五味良一君）

私は一般会計決算認定について、賛成の立場から討論を行います。

歳入においては、自主財源の確保に努力された経過が決算説明資料により判断され、歳出においても障害者福祉の充実、結婚祝金・出産祝金支給事業、放課後児童クラブの建設、総合健診事業、農業振興への取り組み、教育施設設備の充実など市民福祉充実の努力が見られ、これら今回、一般会計においては評価すること大であり、以上の意見を述べ、賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論ありますか。

（なし）

討論を終わります。

これより、認定第101号に対する採決を行います。

本案は原案どおり、認定することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、認定第101号 平成16年度北杜市一般会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

お諮りします。

認定第102号 平成16年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第103号 平成16年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第104号 平成16年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第105号 平成16年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第106号 平成16年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第107号 平成16年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第108号 平成16年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第109号 平成16年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第110号 平成16年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 1 号 平成 1 6 年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 1 1 2 号 平成 1 6 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 1 1 3 号 平成 1 6 年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 1 1 4 号 平成 1 6 年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定
認定第 1 1 5 号 平成 1 6 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

の以上 1 4 案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第 1 0 2 号から認定第 1 1 5 号までの 1 4 案件に対する一括質疑を行います。
質疑はありますか。

(な し)

以上で、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありますか。

(な し)

討論を終わります。

お諮りします。

これより、認定第 1 0 2 号から認定第 1 1 5 号までの 1 4 案件に対する一括採決を行いたい
と思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第 1 0 2 号から認定第 1 1 5 号までの 1 4 案件に対する一括採決を行います。
本案は原案どおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

認定第 1 0 2 号 平成 1 6 年度北杜市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 3 号 平成 1 6 年度北杜市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 4 号 平成 1 6 年度北杜市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 5 号 平成 1 6 年度北杜市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 6 号 平成 1 6 年度北杜市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 7 号 平成 1 6 年度北杜市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 8 号 平成 1 6 年度北杜市辺見診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 0 9 号 平成 1 6 年度北杜市白州診療所特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 0 号 平成 1 6 年度北杜市土地開発事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 1 号 平成 1 6 年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 2 号 平成 1 6 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 3 号 平成 1 6 年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 4 号 平成 1 6 年度北杜市温泉事業特別会計歳入歳出決算の認定

認定第 1 1 5 号 平成 1 6 年度北杜市居宅介護支援事業特別会計歳入歳出決算の認定

については、原案どおり認定することに決しました。

お諮りします。

認定第116号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第117号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第118号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第119号 平成16年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第120号 平成16年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第121号 平成16年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第122号 平成16年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第123号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

以上の8案件を一括で質疑を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第116号から認定第123号までの8案件に対する一括質疑を行います。

質疑はありますか。

(なし)

以上で、質疑を終結します。

討論を行います。

討論ありますか。

(なし)

討論を終わります。

お諮りします。

これより、認定第116号から認定第123号までの8案件に対する一括採決を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第116号から認定第123号までの8案件に対する一括採決を行います。

本案は原案どおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、

認定第116号 平成16年度北杜市明野財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第117号 平成16年度北杜市須玉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第118号 平成16年度北杜市高根財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第119号 平成16年度北杜市長坂財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第120号 平成16年度北杜市大泉財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第121号 平成16年度北杜市白州財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第122号 平成16年度北杜市武川財産区特別会計歳入歳出決算の認定

認定第123号 平成16年度北杜市浅尾原財産区特別会計歳入歳出決算の認定

については、原案どおり認定することに決しました。

次に認定第124号 平成16年度北杜市病院事業会計歳入歳出決算の認定に対する質疑を行います。

質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありますか。

(な し)

討論なしと認めます。

討論を終わります。

これより、認定第124号に対する採決を行います。

お諮りします。

本案は原案どおり、認定することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、認定第124号 平成16年度北杜市病院事業会計歳入歳出決算の認定については、原案どおり認定することに決しました。

○議長(清水壽昌君)

日程第25 同意第5号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件を議題といたします。

事務局、朗読。

○議会事務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

同意第5号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件

北杜市名誉市民に次の者を選定したいので、議会の同意を求める。

平成17年9月21日 提出

北杜市長 白倉政司

住 所 神奈川県鎌倉市二階堂120番地14

氏 名 平山郁夫

生年月日 昭和5年6月15日生まれ

以上です。

○議長(清水壽昌君)

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長(白倉政司君)

提案理由について、ご説明申し上げます。

同意第5号の、北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件であります。

長坂町に平山郁夫シルクロード美術館を開館し、北杜市の文化教育および観光などの振興に多大な功績のありました、日本画家で東京芸術大学学長の平山郁夫先生に、北杜市名誉市民条

例第3条の規定により、名誉市民の称号を贈ろうとするものであります。

住所 神奈川県鎌倉市二階堂120番地14、氏名 平山郁夫、生年月日 昭和5年6月15日生まれの北杜市名誉市民としての顕彰について、ご審議の上、ご同意いただけますようお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りします。

本案は質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり、同意することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第25 同意第5号 北杜市名誉市民の選定について議会の同意を求める件は、原案どおり同意することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第26 会期の延長の件を議題といたします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日までと議決されておりますが、議案審議の都合により、10月11日までの6日間延長したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、会期は10月11日までの6日間延長することに決しました。

以上をもちまして、本日の日程は終了しました。

次の会議は10月7日、午後1時に開会いたしますので、全員定刻にご参集ください。

本日は、これをもって散会いたします。

大変ご苦労さまでございました。

散会 午後 4時25分

平成 1 7 年

第 3 回北杜市議会定例会会議録

1 0 月 7 日

1. 議事日程

平成17年第3回北杜市議会定例会(6日目)

平成17年10月7日
午後 1時00分開議
於 議 場

(常任委員会審査報告)

- | | | |
|-------|---------|---|
| 日程第1 | 議案第93号 | 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号) |
| 日程第2 | 議案第94号 | 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第3 | 議案第95号 | 平成17年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第4 | 議案第96号 | 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第5 | 議案第97号 | 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第6 | 議案第98号 | 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第7 | 議案第99号 | 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第8 | 議案第100号 | 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第9 | 議案第101号 | 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第10 | 議案第102号 | 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第11 | 議案第103号 | 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第12 | 議案第104号 | 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号) |
| 日程第13 | 議案第105号 | 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号) |
| 日程第14 | 議案第111号 | 字の区域の変更について |
| 日程第15 | 議案第112号 | 北杜市低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について |
| 日程第16 | 議案第113号 | 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例の制定について |

日程第 1 7	議案第 1 1 4 号	北杜市たかねの湯条例の制定について
日程第 1 8	議案第 1 1 5 号	北杜市温泉健康センター条例の制定について
日程第 1 9	議案第 1 1 6 号	北杜市白州福祉会館条例の制定について
日程第 2 0	議案第 1 1 7 号	北杜市むかわの湯条例の制定について
日程第 2 1	議案第 1 1 8 号	北杜市三分一湧水館条例の制定について
日程第 2 2	議案第 1 1 9 号	北杜市美し森展望休憩舎条例の制定について
日程第 2 3	議案第 1 2 0 号	北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の制定について
日程第 2 4	議案第 1 2 1 号	北杜市白州町鳥原平活性化施設条例の制定について
日程第 2 5	議案第 1 2 2 号	北杜市清里駐車場条例の制定について
日程第 2 6	議案第 1 2 3 号	北杜市いずみふれあい農業体験の家条例の制定について
日程第 2 7	議案第 1 2 4 号	北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について
日程第 2 8	議案第 1 2 5 号	北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について
日程第 2 9	議案第 1 2 6 号	北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について
日程第 3 0	議案第 1 2 7 号	北杜市手数料条例の一部を改正する条例について
日程第 3 1	議案第 1 2 8 号	北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について
日程第 3 2	議案第 1 2 9 号	北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について
日程第 3 3	議案第 1 3 0 号	北杜市駐車場条例の全部改正について
日程第 3 4	議案第 1 3 1 号	北杜市郷土資料館条例の全部改正について
日程第 3 5	議案第 1 3 2 号	北杜市体育施設条例の全部改正について
日程第 3 6	議案第 1 3 3 号	北杜市白州運動広場施設条例の全部改正について
日程第 3 7	議案第 1 3 4 号	北杜市埋蔵文化財センター条例の全部改正について
日程第 3 8	議案第 1 3 5 号	北杜市長坂共同福祉施設条例の全部改正について
日程第 3 8	議案第 1 3 6 号	北杜市デイサービスセンター条例の全部改正について
日程第 4 0	議案第 1 3 7 号	北杜市ながさかげんき百歳センター条例の全部改正について
日程第 4 1	議案第 1 3 8 号	北杜市武川多目的屋内運動施設条例の全部改正について
日程第 4 2	議案第 1 3 9 号	北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例の全部改正について

- 日程第43 議案第140号 北杜市営甲斐大泉温泉施設条例の全部改正について
- 日程第44 議案第141号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について
- 日程第45 議案第142号 北杜市すたま自然健康村施設条例の全部改正について
- 日程第46 議案第143号 北杜市明野町農村公園直売所施設条例の全部改正について
- 日程第47 議案第144号 北杜市育苗施設条例全部改正について
- 日程第48 議案第145号 北杜市明野町農産物集出荷貯蔵施設条例の全部改正について
- 日程第49 議案第146号 北杜市たかね有機センター及び明野町高品質堆肥製造施設条例の全部改正について
- 日程第50 議案第147号 北杜市高根町林産物展示販売施設条例の全部改正について
- 日程第51 議案第148号 北杜市地域食材提供施設条例の全部改正について
- 日程第52 議案第149号 北杜市高根クラインガルテン条例の全部改正について
- 日程第53 議案第150号 北杜市高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク条例の全部改正について
- 日程第54 議案第151号 北杜市武川町農業機械センター条例の全部改正について
- 日程第55 議案第152号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の全部改正について
- 日程第56 議案第153号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の全部改正について
- 日程第57 議案第154号 北杜市須玉町特産品育成施設条例の全部改正について
- 日程第58 議案第155号 北杜市大泉町特産品育成施設条例の全部改正について
- 日程第59 議案第156号 北杜市須玉町特産品加工施設条例の全部改正について
- 日程第60 議案第157号 北杜市須玉町農産物処理・加工施設条例の全部改正について
- 日程第61 議案第158号 北杜市須玉町農林水産物直売・食材供給施設条例の全部改正について
- 日程第62 議案第159号 北杜市白州町農産加工施設条例の全部改正について
- 日程第63 議案第160号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設条例の全部改正について

- 日程第 6 4 議案第 1 6 1 号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の全部改正
について
- 日程第 6 5 議案第 1 6 2 号 北杜市須玉町高齢者生きがい発揮促進施設条例
の全部改正について
- 日程第 6 6 議案第 1 6 3 号 北杜市須玉町女性・若者等活動促進施設条例の全
部改正について
- 日程第 6 7 議案第 1 6 4 号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例の全部改正
について
- 日程第 6 8 議案第 1 6 5 号 北杜市白州町森林総合利用施設条例の全部改正
について
- 日程第 6 9 議案第 1 6 6 号 北杜市白州町緑地等利用施設条例の全部改正に
ついて
- 日程第 7 0 議案第 1 6 7 号 北杜市須玉町森林環境ボランティア施設条例の
全部改正について
- 日程第 7 1 議案第 1 6 8 号 北杜市須玉町全国植樹祭会場跡地公園条例の全部
改正について
- 日程第 7 2 議案第 1 6 9 号 北杜市観光案内所条例の全部改正について
- 日程第 7 3 議案第 1 7 0 号 北杜市立みずがき湖ビジターセンター条例の全
部改正について
- 日程第 7 4 議案第 1 7 1 号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例の全部改正につ
いて
- 日程第 7 5 議案第 1 7 2 号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の全部改正に
ついて
- 日程第 7 6 議案第 1 7 3 号 北杜市明野ふるさと太陽館条例の全部改正につ
いて
- 日程第 7 7 議案第 1 7 4 号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の全部改正に
ついて
- 日程第 7 8 議案第 1 7 5 号 北杜市公園条例の全部改正について
- 日程第 7 9 議案第 1 0 6 号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村総合事
務組合理約の変更について
- 日程第 8 0 議案第 1 0 7 号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部
を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を
富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事
務組合理約の変更について
- 日程第 8 1 議案第 1 0 8 号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村総
合事務組合理約の変更について
- 日程第 8 2 議案第 1 0 9 号 甲府市・中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う
山梨県市町村総合事務組合理約の財産処分について
- 日程第 8 3 議案第 1 1 0 号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議
員の公務災害補償等組合理約の変更について

- 日程第84 発議第4号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出について
日程第85 発議第5号 非核平和都市宣言決議について
日程第86 継続審査の件

2.出席議員は、次のとおりである。(35名)

- | | | | |
|-----|-------|-----|-------|
| 1番 | 坂本 静 | 2番 | 植松 一雄 |
| 3番 | 篠原 眞清 | 4番 | 千野 秀一 |
| 5番 | 五味 良一 | 6番 | 利根川 昇 |
| 7番 | 渡邊 陽一 | 8番 | 鈴木今朝和 |
| 9番 | 浅川 哲男 | 10番 | 秋山 九一 |
| 11番 | 小尾 直知 | 13番 | 風間 利子 |
| 14番 | 田中 勝海 | 15番 | 浅川富士夫 |
| 16番 | 小林 元久 | 17番 | 小澤 寛 |
| 18番 | 篠原 珍彦 | 19番 | 保坂多枝子 |
| 20番 | 内田 俊彦 | 21番 | 鈴木 孝男 |
| 22番 | 細田 哲郎 | 23番 | 林 泰彦 |
| 24番 | 坂本 治年 | 25番 | 中村 隆一 |
| 27番 | 岡野 淳 | 28番 | 小林 忠雄 |
| 29番 | 小澤 宜夫 | 30番 | 内藤 昭 |
| 31番 | 秋山 俊和 | 32番 | 小野喜一郎 |
| 33番 | 渡邊 英子 | 34番 | 中嶋 新 |
| 35番 | 小林 保壽 | 36番 | 古屋 富藏 |
| 37番 | 清水 壽昌 | | |

3.欠席議員

- 26番 中村 勝一

4. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名(22名)

市長	白倉政司	助役	曾雌源興
収入役	小澤壯一	企画部長	坂本等
総務部長	小林奎吾	保健福祉部長	古屋克巳
生活環境部長	坂本伴和	教育長	小清水淳三
教育次長	小池光和	産業観光部長	植松好義
建設部長	真壁一永	明野総合支所長	萩原武一
須玉総合支所長	長坂治男	高根総合支所長	深沢袈裟雄
長坂総合支所長	小沢孝文	大泉総合支所長	藤原宝
白州総合支所長	植松治雄	武川総合支所長	福井俊克
秘書室参事	藤巻正一	農業委員会事務局長	浅川清朗
監査事務局長	小澤功宜	行革調整室長	小松正寿

5. 職務のため議場に出席した者の職氏名(3名)

議会事務局長	三枝基治
議会書記	小澤永和
議会書記	伊藤勝美

再開 午後 1時00分

○議長（清水壽昌君）

本日もスムーズな運営のうちに進行できますよう、よろしくお願いを申し上げます。

ただいまの出席議員は35名です。

定足数に達していますので、ただいまから本日の会議を開きます。

26番議員、中村勝一君は一身上の都合により、本日、会議を欠席する旨の届け出がありました。

暫時休憩します。

休憩 午後 1時01分

再開 午後 3時30分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りします。

総務常任委員会に付託された、

議案第93号 平成17度北杜市一般会計補正予算（第3号）の総務常任委員会所管分

議案第102号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第1号）

議案第112号 北杜市低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を
廃止する条例について

議案第124号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第125号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について

議案第126号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第129号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正
する条例について

の以上7案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、7案件を一括議題といたします。

ただいま、議題といたしました7案件は、審査を総務常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果について、報告を求めます。

総務常任委員長、秋山九一君。

秋山九一君。

○総務常任委員長（秋山九一君）

平成17年10月7日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会総務常任委員会委員長 秋山九一

北杜市議会総務常任委員会委員長報告書

総務常任委員会は、去る平成17年9月21日、平成17年第3回北杜市議会定例会において付託された案件審査を9月26日、午前10時から第1委員会室において、慎重審議いたしました。

その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりであります。

議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案第112号 北杜市低開発地域工業開発促進のための固定資産税の免除に関する条例を廃止する条例について

議案第126号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例について

議案第102号 平成17年度北杜市ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)

議案第124号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例について

議案第125号 北杜市交通安全対策会議条例の一部を改正する条例について

議案第129号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例について

以上、7案件でありました。

2. 出席した委員

委員長 秋山九一

副委員長 植松一雄

委員 浅川哲男、小澤 寛、保坂多枝子、細田哲郎、中村隆一
小林忠雄、小澤宜夫、小野喜一郎、小林保壽、清水壽昌

3. 欠席した委員

なし

4. 会議案件説明のために出席した者

総務部長 小林奎吾、総務課長 柴井英記

地域創造課長 浅川一紀、税務課長 植松 忠

企画部長 坂本 等、政策企画課長 松永直樹

情報政策課長 小池昭一、財政課長 細川清美

監査委員事務局長 小澤功宜、行革調整室長 小松正壽

白州総合支所長 植松治雄、武川総合支所長 福井俊克

長坂総合支所長 小沢孝文

5. 会議書記

議会書記 小澤永和

総務常任委員会委員長報告

総務常任委員会に付託された7議案の議案審査の経過、ならびに結果についてご報告いたします。

まず、審査結果から申し上げますと、お手元に配布の委員長報告書のとおり、いずれも原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に審査の経過から主なるものについて、その概要を申し上げます。

まず、議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)所管分についてであります。

歳入の中で、特別交付税が増えている理由はどうしてかと質したのに対し、地方交付税は普通交付税と特別交付税に分かれており、特別交付税は全体の6%が流用されたためである。これが反映され、増となった。また、それぞれの地方公共団体の実情に合わせて交付されるもの

であり、その中には1つのルールがあり、それに従い決定されれば、3月と12月に交付される。また、普通交付税につきましても、前年と比較すると3.8%の増でもあるとの答弁がありました。

次に地方債の起債の償還金利率について、5%という高利率であるが、今、償還中の中で5%を超えるものがあるのかと質したのに対し、最高利率を5%と設定しているが、実際にはそれ以内である。しかし、過去において借り入れたもので、引き続き返済しているものの中には、5%を超えるものもいくつかあるとの答弁がありました。

次に臨時財政対策債ですが、11.3%近く減額になった理由は何かと質したのに対し、臨時財政対策債が減額になった理由は、普通交付税が伸びてきているため、臨時財政対策債と普通交付税は一体的なものであり、普通交付税が伸びてくると臨時財政対策債は減ってくるとの答弁がありました。

次に特別会計繰入金の内訳で、老人保健特別会計繰入金と介護保険特別会計繰入金について詳細を聞きたいと質したのに対し、精算に伴うものでありますが、一般会計からも繰り入れをしており、老人保健の特別会計を構成しているので、交付金が増額になった分、一般会計に戻したということである。また、介護保険特別会計繰入金は、平成16年度を含め16年以前の給付金の精算に伴って残額が出てきたので、この会計も一般会計からの繰り入れをしているので、先ほどの件と同様になったとの答弁がありました。

次に、総務管理費の企画費についてであります。

市制1周年記念イベントで総額は、どのくらいの額になるのかと質したのに対し、1周年の記念イベントは、全体で5事業を計画している。総額は547万2千円であるが、内訳は株式会社キッツからの寄附金100万円と、一般会計から447万2千円で行うとの答弁がありました。

次に、消防費についてであります。

災害対策費はどのようなものを購入するのかと質したのに対し、無線機の購入であるとの答弁がありました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

現在、高根・大泉地域で放送している北杜市自主放送について、他社のチャンネルを賃貸して自主放送を見ることができるようになるには、いつからなのかと質したのに対し、今年の12月ころから見ることができるようになる予定との答弁がありました。

また、自主放送を受信する場合は、費用はどのくらいかかるのかと質したのに対し、費用は無料で受信することができるとの答弁がありました。未放送の地域は、何チャンネルで見ることができるのかと質したのに対し、白州・武川は9チャンネルに合わせると、自動的に見ることができる。また、須玉・長坂・明野は、チャンネルの時間帯をNNSから購入する関係から、後日広報などでお知らせするという答弁がありました。

次に議案第126号 北杜市職員給与条例の一部を改正する条例についてであります。

平成17、18年度は職員の在勤の場所により支給されるが、平成19年度になれば支給される地域が長坂・大泉・高根になり、その他の勤務地においては、支給されないケースが生じる。また、勤務地においては、役所で暖房費を払っているから、住んでいる場所を対象としなければ、本来の寒冷地手当という意味が矛盾する。勤務地と扶養親族の絡みが出ているがとの質したのに対し、国の基準に基づき市も条例改正をしている。根本的な部分は、国レベルでの改正

がない限り、このまま運用していかななくてはならないとの答弁がありました。

次に議案第124号 北杜市営バス設置及び管理条例の一部を改正する条例についてであります。

大泉線の一部を新たに設けることで、料金体制はどうなっているのかと質したのに対し、距離によって料金が決まっている。従来の路線にあてはめているとの答弁がありました。

次に議案第129号 北杜市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

北杜市の106施設の内容によって、例えば温泉については、従前の料金を民間の委託業者が値上げをする場合、温泉を利用する市民の足は遠のく。企業努力により値下げをしていたかどうかは大いによいが、このようなケースになった場合はどうなるのかと質したのに対し、10月中に募集をかける予定である。今ある106施設ではなく、ある程度、地域や条件をまとめた56施設が対象になる。過去3年間の収支決算に基づいて募集をかけ、選定委員会において条件の見合った業者と委託契約を締結するが、その中において料金については、条件を付す予定であるとの答弁がありました。

また、106施設の職員・パートの雇用条件はどうなるのかとの質しに対して、正職員は8人、臨時職員は36人、パートは25人、計69人である。正職員については、本庁に引き上げ、臨時・パートについては、委託契約の中において条件を出し、今までどおり雇用ができる措置をとっていきたいとの答弁がありました。

次に地域に即した条件のもとで、今まであった施設を民間業者に指定管理の関係で委託することで、今まで光熱水費などは役所で支払っていたが、今度は支払わない。そうすると、あらゆる面で、サービスの低下が生じる。地域密着であった施設に、市民は行かなくなるおそれがあるがとの質しに対して、できるだけ地域に即した業者の選定をしていく。過去の収支決算の様子を加味しながら委託条件の中において、負担金については協議していくとの答弁がありました。

次に従来施設で行われていた委託・契約体制と、年間の実績報告についてはとの質しに対し、来年の4月1日から対象となる指定管理者と委託契約を結ぶ関係上、従前業者とはここで契約解除となりますが、この指定管理者との協議の中で、従来のメンテナンス関係などの委託業者も新たに契約できるよう協議していく。複数年契約の管理契約はない。年間の実績報告は、歳入歳出の部分で間接的に議会に報告できるとの答弁がありました。

以上をもちまして、総務常任委員長の報告といたします。

○議長（清水壽昌君）

総務常任委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

議案第93号、議案第102号、議案第112号、議案第124号、議案第125号、議案第126号、議案第129号までの7案件につきましては質疑を省略し、討論を行いたいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論をありますか。

(な し)

討論を終結します。

これより、総務常任委員会に付託されました7案件についての採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りします。

本案は委員長報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、総務常任委員会に付託されました7案件につきましては、委員長報告のとおり、可決することに決しました。

お諮りします。

次に文教厚生常任委員会に付託されました、

議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)の文教厚生常任委員会所
管分

議案第94号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第95号 平成17年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第96号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第97号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第98号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第99号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第103号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)

議案第113号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例の制定について

議案第114号 北杜市たかねの湯条例の制定について

議案第115号 北杜市泉温泉健康センター条例の制定について

議案第116号 北杜市白州福祉会館条例の制定について

議案第117号 北杜市むかわの湯条例の制定について

議案第123号 北杜市いずみふれあい農業体験の家条例の制定について

議案第127号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第128号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第131号 北杜市郷土資料館条例の全部改正について

議案第132号 北杜市体育施設条例の全部改正について

議案第133号 北杜市白州運動広場施設条例の全部改正について

議案第134号 北杜市埋蔵文化財センター条例の全部改正について

議案第135号 北杜市長坂共同福祉施設条例の全部改正について

議案第136号 北杜市デイサービスセンター条例の全部改正について

議案第137号 北杜市ながさかげんき百歳センター条例の全部改正について

議案第138号 北杜市武川多目的屋内運動施設条例の全部改正について

議案第139号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例の全部改正について

議案第140号 北杜市菅甲斐大泉温泉施設条例の全部改正について

議案第141号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について

議案第162号 北杜市須玉町高齢者生きがい発揮促進施設条例の全部改正についての以上28案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、28案件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました28案件は、審査を文教厚生常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

文教厚生常任委員長、渡邊陽一君。

渡邊陽一君。

○文教厚生常任委員長(渡邊陽一君)

平成17年10月7日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長 渡邊陽一

北杜市議会文教厚生常任委員会委員長報告書

文教厚生常任委員会は、去る9月21日の平成17年第3回北杜市議会定例会において付託された案件審査を、9月26日、9月28日、9月30日、10月4日、10月5日、10月6日に北杜市役所議員協議会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1.付託された案件は、次のとおりです。

議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案第94号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

議案第95号 平成17年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)

議案第96号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)

議案第97号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第98号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)

議案第99号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)

議案第103号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)

議案第113号 北杜市大泉屋内スポーツ施設条例の制定について

議案第114号 北杜市たかねの湯条例の制定について

議案第115号 北杜市泉温泉健康センター条例の制定について

議案第116号 北杜市白州福祉会館条例の制定について

議案第117号 北杜市むかわの湯条例の制定について

議案第123号 北杜市いずみふれあい農業体験の家条例の制定について

議案第127号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例について

議案第128号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について

議案第131号 北杜市郷土資料館条例の全部改正について

議案第132号 北杜市体育施設条例の全部改正について

議案第133号 北杜市白州運動広場施設条例の全部改正について

議案第134号 北杜市埋蔵文化財センター条例の全部改正について

議案第135号 北杜市長坂共同福祉施設条例の全部改正について

- 議案第136号 北杜市デイサービスセンター条例の全部改正について
議案第137号 北杜市ながさかげんき百歳センター条例の全部改正について
議案第138号 北杜市武川多目的屋内運動施設条例の全部改正について
議案第139号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例の全部改正について
議案第140号 北杜市営甲斐大泉温泉施設条例の全部改正について
議案第141号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について
議案第162号 北杜市須玉町高齢者生きがい発揮促進施設条例の全部改正について

の28案件でありました。

2.出席した委員

委員長 渡邊陽一

副委員長 千野秀一

委員 篠原眞清、鈴木今朝和、風間利子、田中勝海、内田俊彦
坂本治年、中村勝一、岡野 淳、内藤 昭、古屋富藏

3.欠席した委員

なし

4.会議案件説明のため出席した者

保健福祉部長 古屋克巳、市民福祉課長 藤原良一
児童家庭課長 輿石みや子、長寿福祉課長 名取利之
生涯福祉課長 三井 茂、健康増進課長 斉藤功文
長寿福祉課 石原長子、清水能行、皆川賢也
生活環境部長 坂本伴和、環境課長 深沢朝男
上水道課長 大柴隆夫、下水道課長 堀内 誠
教育長 小清水淳三、教育委員会次長 小池光和
教育総務課長 藤原よしみ、学校教育課長 小林喜文
生涯学習課長 原 哲也、オオムラサキセンター館長 跡部治賢
企画部長 坂本 等、政策企画課長 松永直樹
政策企画課 進藤 勝

5.会議書記

議会事務局長 三枝基治

議会書記 小澤永和

6.審査結果

この審議過程においての、主な質疑を申し上げます。

まず議案第94号 平成17年度北杜市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)、議案第97号 平成17年度北杜市簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)、議案第99号 平成17年度北杜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第103号 平成17年度北杜市温泉事業特別会計補正予算(第1号)、議案第123号 北杜市いずみふれあい農業体験の家条例の制定について、議案第127号 北杜市手数料条例の一部を改正する条例についておよび議案第128号 北杜市放課後児童クラブ条例の一部を改正する条例について、議案第132号 北杜市体育施設条例の全部改正について、議案第133号 北杜市白州運動広場施設条例の全部改正について、議案第134号 北杜市埋蔵文化財センター条例の全部改正につ

いて、議案第135号 北杜市長坂共同福祉施設条例の全部改正について、議案第136号 北杜市デイサービスセンター条例の全部改正について、議案第137号 北杜市ながさかげんき百歳センター条例の全部改正について、議案第138号 北杜市武川多目的屋内運動施設条例の全部改正について、議案第139号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例の全部改正について、議案第140号 北杜市菅甲斐大泉温泉施設条例の全部改正について、議案第141号 北杜市知的障害者通所授産施設条例の全部改正について、議案第162号 北杜市須玉町高齢者生きがい発揮促進施設条例の一部を改正する条例については、主なる質疑はありませんでした。

次に議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)所管分についてであります。

老人福祉費のはつらつシルバーの集い事業が223カ所で行われるが、高齢者の食生活改善事業として、1人当たりの料金と人数はどのくらいかとの質疑に対し、材料費として1人当たり300円を計上し、1カ所40人を想定しているとの答弁がありました。

次に福祉まつりの概要説明を求めたのに対して、第1回目ということで難しい面もあるが、予算の組み替えをし、バスの送迎もする中で、参加者は1,350名を予定しているとの答弁がありました。

次に保育所費の給料の減額の理由はとの質疑には、職員の退職分と人事異動によるものであり、職員の給料が減ったという理由ではないとの回答がありました。

次にたかねふれあいの湯について、取り扱いをどうするのかと質したのに、条例改正に関連するが、デイサービスセンターの条例によるところとなり、温泉施設として入館者は受け入れないが、建物自体はそのまま運営をすとの回答がありました。

次に福祉タクシーシステムの運営について求めたのに対し、この事業は民間の旅客輸送業者に補助金を出して、管理運営は民間が行うというもので、リフト付き改造車2台分の補助であるとの回答がありました。

次に老人福祉費の地域包括支援センターの研修旅費の内容説明を求めたのに対し、介護保険法の改正があり、包括支援センターを市直営で設置するにあたっての社会福祉士、主任ケアマネージャー、保健師の研修会参加のための旅費であるとの答弁がありました。なお、包括支援センター先進地の現地研修を実施した方がよいのではないかと要望がありました。

次に保健衛生費負担金の甲陽病院負担金7,546万円について、内容説明を求めたのに対し、病院組合であるので小淵沢町も関わっており、合併前に交付税算入の小淵沢町分を戻すということであるとの答弁がありました。

次に、むかわの湯の委託料が減となった理由はとの問いに、4施設の業者統一を図ったためと、機械設備の保守点検を職員が実施できるようになったためであるとの回答がありました。

次にミニ水力発電事業について、補助金の内容についてと、地元土地改良区の同意は得ているのか、費用対効果はどのように考えているのかと質したのに対し、補助金については、独立行政法人 新エネルギー・産業技術総合開発機構(NEDO)から30%交付となる。地元からの要請書も受けており、説明会を実施し理事の了解を得ている。費用対効果は、年間発生電力量が2,209メガワットアワーで、電力については大門浄水場へ供給する予定である。投資回収年も試算すると16.8年となる。この事業は、北杜市にとって地球温暖化対策に取り組む事業の一つでもあり、CO₂の削減も図られるものであるとの説明がありました。

次に歳入の生涯学習課雑入の内容説明を求めたのに対し、神子公民館移転補償料の1,229万5千円と白州運動広場、物件補償料166万円であるとの答弁であった。

次に若神子公民館工事費の内容説明を求めたのに対し、公民館改修については、支所と教育センターが対応している。内訳は公民館解体工事1,800万円、水道管関連工事200万円、ゴミステーション移設工事50万円、担い手センター改造工事80万円、支所周辺の改修工事100万円であるとの回答がありました。

次に教育費の減額補正が、ほとんど人件費に関わるものであるが、この補正については特に問題はないのかとの質疑に対し、人事異動によるもので所属する職員が減ったというものではないとの答弁がありました。

次に議案第95号 平成17年度北杜市老人保健特別会計補正予算(第1号)についてであります。

北杜市における老人保健対象人口はとの質疑があり、8月31日現在で7,717人であるとの答弁がありました。

次に議案第96号 平成17年度北杜市介護保険特別会計補正予算(第1号)についてであります。

歳入の施設介護サービス給付費が減となり、特定入所者介護サービス費が増となっているが、これは10月から介護保険制度の一部改正によるものなのかとの質疑に対し、居住費と食事代が自己負担となるため減となる分と、補足的給付となるので増となる部分があるとの回答がありました。

次に議案第98号 平成17年度北杜市下水道事業特別会計補正予算(第1号)についてであります。

下水道費国庫補助金の汚水処理交付金で、下水道整備事業ではなく合併浄化槽が効率的でよいのではと質したのに対し、合併時に事業の再評価をして、少ないコストで同じ目的を達成するには公共下水道ではなく、合併浄化槽を取り入れた方がよいと思われるので推進していきたいとの答弁がありました。

次に工事請負費で須玉と大泉が地域限定となっている理由に対し、今後事業を進めていかなくはならないエリアが、須玉と大泉となるためであるとの答弁がありました。

次に議案第113号 大泉屋内スポーツ施設条例の制定についてであります。

施設料金の統一について、どのような配慮がなされたかとの質疑に、屋内ゲートボール場の整合性や介護保険施設であること、受益者負担などを考慮する中で統一料金としたとの回答がありました。

次に議案第114号 北杜市たかねの湯条例の制定について、議案第115号 北杜市泉温泉健康センター条例の制定について、議案第116号 北杜市白州福祉会館条例の制定について、議案第117号 北杜市むかわの湯条例の制定については、一括で審議が行われました。

指定管理者制度の現行の臨時職員の扱いについての質疑に、正職員は本庁に引き上げ、臨時職員方の希望があれば、今までどおり雇用できるよう、極力努めていくとの答弁がありました。

次に議案第131号 北杜市郷土資料館条例の全部改正についてであります。

該当する郷土資料館すべてを指定管理者にするのか、将来はセンター資料館を考えているのかと質したのに対し、今後さらなる検討が必要となる。センター館については、まだ方針が固まっていないとの答弁がありました。

以上について、慎重審査の結果、付託された28案件について、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定されました。

なお、議案第93号について、本委員会は地球温暖化対策（中小水力発電）事業に対し、事業の透明性を図り、円滑に進めるため、次のとおり付帯決議を付すことに決定したことを申し添えます。

記

- 1．六ヶ村堰土地改良区理事会・総代の合意および当土地改良区の理解を得るとともに、協定書を作成すること。
- 2．地域振興策も含めた費用対効果を明示すること。
- 3．財源確定後の報告をすること。
- 4．一般競争入札を基本とし、透明・公正な執行を要望する。
- 5．当委員会の要請により、事業の進捗状況等の報告を行うこと。

以上をもって、本委員会に付託された案件について、審査結果と報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

文教厚生常任委員長の報告は終わりました。

お諮りします。

議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第103号、議案第113号、議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第123号、議案第127号、議案第128号、議案第131号、議案第132号、議案第133号、議案第134号、議案第135号、議案第136号、議案第137号、議案第138号、議案第139号、議案第140号、議案第141号、議案第162号までの28案件につきまして質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

中村隆一君。

○25番議員（中村隆一君）

私は温泉関係の6議案、もう1つはデイサービスのことです。以上について、反対の討論をいたします。

温泉会計の6議案は議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第139号、議案第140号、以上の6施設は第1条の設置目的として、市民の健康増進、福祉の向上、ならびに観光施設に資するため、これを設置すると掲げています。

使用料金は市民の大人が300円と決められ、本当に多くの市民が喜んで活用しているところです。これが指定管理者になると、値上げは市長の認可で決められ、議会で値上げを承認するとか論議することができなくなります。そういうことで、現在の大人300円の入浴料金の値上げが懸念されます。

設置目的を果たすためには、引き続き市が責任を持って運営すべきと考えますので、反対をいたします。

次に福祉関係の議案第136号 北杜市デイサービスセンター条例の全部改正について、反対討論をいたします。

須玉町、高根町、大泉町、白州町、武川町のデイサービスセンターの第1条、設置目的として、市民の健康と福祉の充実および各種の福祉情報の提供を行うため、これを設置するとしています。現在、デイサービスを受けている人たちは、社会福祉協議会等の顔の分かる人の身近なサービスを望んでいます。設置目的を果たすためには、この施設は市が責任を持つべき福祉の分野であると考えます。したがって、反対をいたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

次に賛成討論を行います。

討論はありますか。

千野秀一君。

○4番議員（千野秀一君）

賛成討論を行います。

議案第114号 北杜市たかねの湯条例の制定について、議案第115号 北杜市泉温泉健康センター条例の制定について、議案第116号 北杜市白州福祉会館条例の制定について、議案第117号 北杜市むかわの湯条例の制定について、議案第139号 北杜市健康増進施設「健康ランド須玉」条例の全部改正について、議案第140号 北杜市菅甲斐大泉温泉施設条例の全部改正についてを、賛成する立場から討論を行います。

先ほど、施設の料金についてであります。この料金については各施設の条例により、料金が定められ、料金の改定は市長の承認を受けることとなっております。

利用料金は現行の料金で、条例にもあるとおり、額の範囲内での改定を認めているものでありますので、値上げというような解釈はされないため、賛成討論といたします。

以上です。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

小尾直知君。

○11番議員（小尾直知君）

議案第136号 北杜市デイサービスセンター条例の全部改正について、賛成する立場から討論を行います。

デイサービスセンターは現在、社会福祉協議会において運営がされているところですが、今回の指定管理者制度の導入については、住民に対して、より良質なサービスを提供することを目的とするもので、職員などの雇用については考慮しながら進めていくとのことですので賛成討論といたします。

○議長（清水壽昌君）

ほかに討論はありますか。

（なし）

討論を終結いたします。

これより、文教厚生常任委員会に付託された議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第136号、議案第139号、議案第140号の7案件につ

いて、採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

本案は委員長の報告のとおり、可決することに賛成の方の起立を求めます。

(起 立 多 数)

起立多数。

よって、文教厚生常任委員会に付託された議案第114号、議案第115号、議案第116号、議案第117号、議案第136号、議案第139号、議案第140号の7案件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

次に議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第103号、議案第113号、議案第123号、議案第127号、議案第128号、議案第131号、議案第132号、議案第133号、議案第134号、議案第135号、議案第137号、議案第138号、議案第141号、議案第162号までの21案件について、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りいたします。

本案は委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、文教厚生常任委員会に付託されました議案第93号、議案第94号、議案第95号、議案第96号、議案第97号、議案第98号、議案第99号、議案第103号、議案第113号、議案第123号、議案第127号、議案第128号、議案第131号、議案第132号、議案第133号、議案第134号、議案第135号、議案第137号、議案第138号、議案第141号、議案第162号の21案件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

お諮りします。

次に建設経済常任委員会に付託された、

議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)のうち建設経済常任委員会所管分

議案第100号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第2号)

議案第101号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第2号)

議案第104号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第105号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 字の区域の変更について

議案第118号 北杜市三分一湧水館条例の制定について

議案第119号 北杜市美し森展望休憩舎条例の制定について

議案第120号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の制定について

議案第121号 北杜市白州町鳥原平活性化施設条例の制定について

議案第122号 北杜市清里駐車場条例の制定について

議案第130号 北杜市駐車場条例の全部改正について

- 議案第142号 北杜市すたま自然健康村施設条例の全部改正について
議案第143号 北杜市明野町農村公園直売所施設条例の全部改正について
議案第144号 北杜市育苗施設条例全部改正について
議案第145号 北杜市明野町農産物集出荷貯蔵施設条例の全部改正について
議案第146号 北杜市たかね有機センター及び明野町高品質堆肥製造施設条例の全部改正
について
議案第147号 北杜市高根町林産物展示販売施設条例の全部改正について
議案第148号 北杜市地域食材提供施設条例の全部改正について
議案第149号 北杜市高根クラインガルテン条例の全部改正について
議案第150号 北杜市高根町花関所の郷・南清里フラワーパーク条例の全部改正について
議案第151号 北杜市武川町農業機械センター条例の全部改正について
議案第152号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の全部改正について
議案第153号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の全部改正について
議案第154号 北杜市須玉町特産品育成施設条例の全部改正について
議案第155号 北杜市大泉町特産品育成施設条例の全部改正について
議案第156号 北杜市須玉町特産品加工施設条例の全部改正について
議案第157号 北杜市須玉町農産物処理・加工施設条例の全部改正について
議案第158号 北杜市須玉町農林水産物直売・食材供給施設条例の全部改正について
議案第159号 北杜市白州町農産加工施設条例の全部改正について
議案第160号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設条例の全部改正について
議案第161号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の全部改正について
議案第163号 北杜市須玉町女性・若者等活動促進施設条例の全部改正について
議案第164号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例の全部改正について
議案第165号 北杜市白州町森林総合利用施設条例の全部改正について
議案第166号 北杜市白州町緑地等利用施設条例の全部改正について
議案第167号 北杜市須玉町森林環境ボランティア施設条例の全部改正について
議案第168号 北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園条例の全部改正について
議案第169号 北杜市観光案内所条例の全部改正について
議案第170号 北杜市立みずがき湖ビジターセンター条例の全部改正について
議案第171号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例の全部改正について
議案第172号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の全部改正について
議案第173号 北杜市明野ふるさと太陽館条例の全部改正について
議案第174号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の全部改正について
議案第175号 北杜市公園条例の全部改正について

以上の45案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、45案件を一括議題といたします。

ただいま議題といたしました45案件は、審査を建設経済常任委員会に付託しておりますので、委員長から審査の経過と結果についての報告を求めます。

建設経済常任委員長、篠原珍彦君。

篠原珍彦君。

○建設経済常任委員長（篠原珍彦君）

平成 17 年 10 月 7 日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

北杜市議会建設経済常任委員会委員長 篠原珍彦

北杜市議会建設経済常任委員会委員長報告書

建設経済常任委員会は去る 9 月 21 日、平成 17 年第 2 回北杜市議会定例会において付託された案件審査を 9 月 26 日、午前 10 時、北杜市役所第 3 委員会室において、慎重審査をいたしましたので、その経過と結果について、ご報告いたします。

1. 付託された案件は、次のとおりであります。

議案第 93 号 平成 17 年度北杜市一般会計補正予算（第 3 号）所管分

議案第 100 号 平成 17 年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 101 号 平成 17 年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 104 号 平成 17 年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算（第 1 号）

議案第 105 号 平成 17 年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 111 号 字の区域の変更について

議案第 118 号 北杜市三分一湧水館条例の制定について

議案第 119 号 北杜市美し森展望休憩舎条例の制定について

議案第 120 号 北杜市大泉レストハウス赤い橋条例の制定について

議案第 121 号 北杜市白州町鳥原平活性化施設条例の制定について

議案第 122 号 北杜市清里駐車場条例の制定について

議案第 130 号 北杜市駐車場条例の全部改正について

議案第 142 号 北杜市すたま自然健康村施設条例の全部改正について

議案第 143 号 北杜市明野町農村公園直売所施設条例の全部改正について

議案第 144 号 北杜市育苗施設条例全部改正について

議案第 145 号 北杜市明野町農産物集出荷貯蔵施設条例の全部改正について

議案第 146 号 北杜市たかね有機センター及び明野町高品質堆肥製造施設条例の全部改正について

議案第 147 号 北杜市高根町林産物展示販売施設条例の全部改正について

議案第 148 号 北杜市地域食材提供施設条例の全部改正について

議案第 149 号 北杜市高根クラインガルテン条例の全部改正について

議案第 150 号 北杜市高根町花開所の郷・南清里フラワーパーク条例の全部改正について

議案第 151 号 北杜市武川町農業機械センター条例の全部改正について

議案第 152 号 北杜市武川町麦類等乾燥調整施設条例の全部改正について

議案第 153 号 北杜市武川町地域資源総合管理施設条例の全部改正について

議案第 154 号 北杜市須玉町特産品育成施設条例の全部改正について

議案第 155 号 北杜市大泉町特産品育成施設条例の全部改正について

議案第 156 号 北杜市須玉町特産品加工施設条例の全部改正について

議案第 157 号 北杜市須玉町農産物処理・加工施設条例の全部改正について

議案第158号 北杜市須玉町農林水産物直売・食材供給施設条例の全部改正について
議案第159号 北杜市白州町農産加工施設条例の全部改正について
議案第160号 北杜市須玉町農産物等活用型総合交流施設条例の全部改正について
議案第161号 北杜市須玉町農業体験農園施設条例の全部改正について
議案第163号 北杜市須玉町女性・若者等活動促進施設条例の全部改正について
議案第164号 北杜市須玉町森林総合利用施設条例の全部改正について
議案第165号 北杜市白州町森林総合利用施設条例の全部改正について
議案第166号 北杜市白州町緑地等利用施設条例の全部改正について
議案第167号 北杜市須玉町森林環境ボランティア施設条例の全部改正について
議案第168号 北杜市須玉全国植樹祭会場跡地公園条例の全部改正について
議案第169号 北杜市観光案内所条例の全部改正について
議案第170号 北杜市立みずがき湖ビジターセンター条例の全部改正について
議案第171号 北杜市甲斐駒ヶ岳七丈小屋条例の全部改正について
議案第172号 北杜市白州・尾白の森名水公園条例の全部改正について
議案第173号 北杜市明野ふるさと太陽館条例の全部改正について
議案第174号 北杜市明野町滞在型宿泊施設条例の全部改正について
議案第175号 北杜市公園条例の全部改正について

以上について、45案件でありました。

2.出席した委員

委員長 篠原珍彦

副委員長 浅川富士夫

委員 坂本 静、五味良一、利根川昇、小尾直知、小林元久
鈴木孝男、秋山俊和、渡邊英子、中嶋 新

3.欠席した委員

林 泰彦

4.会議案件の説明のため出席した者

産業観光部長 植松好義、農業委員会事務局長兼農林課長 浅川清朗
観光商工課長 植松 本、農林整備課長 八代忠夫
農林課農政担当 清水博樹、建設部長 眞壁一永
道路河川課長 浅川和徳、明野総合支所長 萩原武一
明野総合支所産業振興課長 小林一大、須玉総合支所長 長坂治雄
須玉総合支所産業振興課長 内藤歳男、白州総合支所長 植松治雄
白州総合支所産業振興課長 名取重幹、武川総合支所長 福井俊克
武川総合支所産業振興課長 長坂栄造

5.会議書記

議会事務局長 三枝基治

6.審査結果

この審議過程において、主な質疑を申し上げます。

議案第93号 平成17年度北杜市一般会計補正予算(第3号)所管分

議案第100号 平成17年度北杜市白州尾白の森名水公園事業特別会計補正予算(第2号)

議案第101号 平成17年度北杜市武川ふるさと活性化事業特別会計補正予算(第2号)

議案第104号 平成17年度北杜市須玉財産区特別会計補正予算(第1号)

議案第105号 平成17年度北杜市浅尾原財産区特別会計補正予算(第2号)

議案第111号 字の区域の変更について

以上6議案について質疑はなく、全会一致で可決すべきものと決しました。

なお、効率のよい委員会審議をするため、一般会計・特別会計の補正予算説明資料を作成し、説明されたい旨要望がありました。

地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき、平成18年4月1日から指定管理者制度に移行することに伴い、指定管理者が行う管理の基準および業務の範囲を定める必要があるため、各条例改正するものである旨、根拠法令の説明の後、建設経済常任委員会に付託された条例について、審議においての主な経過と結果を報告いたします。

全般についての質疑・答弁を申し上げます。

指定管理者制度の導入についての施設で市職員、施設職員として配属になっているが、導入後の市職員、施設職員の処遇について質疑があり、答弁は市職員は引き上げる、施設職員は継続して任用していただけるよう、指定管理者にお願いする旨、答弁がありました。

収益のある施設、収益のない施設も含めて、建設された目的をしっかりと、基本をどうするか明確にし、利用している地域、団体等を大切に、営利目的主義にならないようにと質疑が出され、答弁は公募する施設の概要、管理運営の基本方針、管理の基準等の選定委員会において細部にわたり検討していく旨、答弁がありました。

指定管理者制度の導入施設において、季節による利用期間、開館時間はまばらであるが、利用度の多い夏、または週末を考慮して統一し、効果的運営を期待する質疑があり、答弁は従来の施設運営をしているが、指定管理者制度の導入に伴う条例の改正内容で、市長の承認を得て、これを変更することができる旨、答弁がありました。

項目についての質疑・答弁を申し上げます。

議案第118号 北杜市三分一湧水館条例の制定について

施設運営を単独とし、分離して指定管理者制度導入できるのか質疑があり、基本として条例で規定している施設で指定管理者制度導入する旨、答弁がありました。

議案第122号 北杜市清里駐車場条例の制定について

売り上げ収入のない施設、または駐車場管理で市から委託料があるが、無料である。来年から利益がなくなる施設もあり、分離して検討を期待する質疑があり、答弁は駐車場によっては利益があり、借地料収入を勘案すると運営可能と判断されるので、基本として条例で規定している施設で指定管理者制度導入する旨、答弁がありました。

以上について委員全員が慎重審査の結果、付託された39案件については、原案のとおり可決すべきものと全会一致で決定されました。

以上をもって、建設経済常任委員会に付託された45案件についての審査結果と報告を終わります。

○議長(清水壽昌君)

建設経済常任委員会委員長の報告が終わりました。

お諮りいたします。

本日の会議時間は審議の都合により、あらかじめ延長したいと思いますが、ご異議ありません

んか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、本日の会議時間は延長いたします。

お諮りいたします。

議案第93号、議案第100号、議案第101号、議案第104号、議案第105号、議案第111号、議案第118号、議案第119号、議案第120号、議案第121号、議案第122号、議案第130号、議案第142号、議案第143号、議案第144号、議案第145号、議案第146号、議案第147号、議案第148号、議案第149号、議案第150号、議案第151号、議案第152号、議案第153号、議案第154号、議案第155号、議案第156号、議案第157号、議案第158号、議案第159号、議案第160号、議案第161号、議案第163号、議案第164号、議案第165号、議案第166号、議案第167号、議案第168号、議案第169号、議案第170号、議案第171号、議案第172号、議案第173号、議案第174号、議案第175号については質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

鈴木孝男君。

○21番議員(鈴木孝男君)

質疑というより、ちょっと確認していただきたいんですが、名称の確認でございます。

例えば、一般会計の補正予算では、40ページに目は保育所、節は保育園となっております。園は18園となっております。保育所というのは、私は保護・養育するところ、だから保育所だと思っております。あるいは児童福祉法によりまして、日々保育にかける、それを措置するのが保育所ではないかと。それが児童福祉法ですから。それから、保育所の児童の保育をする施設、だから児童福祉法だと思うんですが、保育園だと、ちょっと意味が通じないと思うんですが、これがだけでも、例規集の100ページにわたって、違っているから、ちょっと誰か分かったら確認してください。

○議長(清水壽昌君)

市長。

○市長(白倉政司君)

細かいといっは語弊がありますけども、字句語句のご質問があったわけでありまして、北杜市としては、そういう意味の保育所、保育園のそれぞれの呼び名がありますけども、保育園として統一することを確認しておりますので、今、ご指摘の予算書で言えば、40ページの説明書の中の、目の中での保育所は、今後は保育園ということで統一したいと思います。

鈴木議員は山梨県の保育所保護者会の会長をされておりますので、細かいところのご指摘ありがとうございます。気をつけます。

○議長(清水壽昌君)

小澤寛君。

○17番議員(小澤寛君)

これは単純なことですが、議案第122号で、議長の口述、それから委員長報告の前段の部分、後段はよかったんですが、前段の部分では、北杜市清里駐車場条例の全部改正についてと、こう述べられておりましたが、議案を見ても、議事日程を見ても、制定でございますので、そ

れはそういうふうに訂正をお願いしたいと思います。

○議長（清水壽昌君）

了解しました。

先ほど申し上げました45案件につきまして、質疑を省略し、討論を行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑を省略し、討論を行います。

討論はありませんか。

（なし）

討論なしと認めます。

討論を終結いたします。

建設経済常任委員会に付託されました45案件について、採決をいたします。

本案に対する委員長の報告は、可決であります。

お諮りします。

本案は委員長の報告のとおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、建設経済常任委員会に付託された45案件につきましては、委員長の報告のとおり可決することに決しました。

暫時休憩します。

5時5分に再開いたします。

15分休憩します。

休憩 午後 4時50分

再開 午後 5時05分

○議長（清水壽昌君）

再開いたします。

お諮りいたします。

○議長（清水壽昌君）

日程第79 議案第106号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合格約の変更について

日程第80 議案第107号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合格約の変更について

日程第81 議案第108号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合格約の変更について

日程第82 議案第109号 甲府市・中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う山梨県市町村総合事務組合格約の財産処分について

日程第 8 3 議案第 1 1 0 号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員の公務
災害補償等組合理約の変更について

の以上 5 案件を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

異議なしと認めます。

よって、議案第 1 0 6 号から議案第 1 1 0 号の 5 案件を一括議題といたします。

事務局、朗読。

○議会議務局書記(伊藤勝美君)

朗読いたします。

議案第 1 0 6 号 市川三郷町及び甲州市の設置等に伴う山梨県市町村総合事務組合理約の変更について

市川三郷町の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 4 0 年法律第 6 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が市川三郷町の区域における事務を従前の例により行うものとする。甲州市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を増減すること等について、同法第 9 条の 2 第 1 項の規定により、山梨県市町村総合事務組合理約を、次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約(別紙)

平成 1 7 年 9 月 2 1 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 1 0 7 号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合理約の変更について

中央市の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律(昭和 4 0 年法律第 6 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が中央市の区域における事務を従前の例により行うものとする。ならびに中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること。ならびに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数を減少することについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 6 条第 1 項の規定により、山梨県市町村総合事務組合理約を別紙のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合理約の一部を改正する規約(別紙)

平成 1 7 年 9 月 2 1 日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第 1 0 8 号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合理約の変更について

小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、市町村の合併に特例に関する法律(昭和 4 0 年法律第 6 号)第 9 条の 3 第 1 項の規定を適用し、山梨県市町村総合事務組合が小淵沢町の区域における事務を従前の例により、行うものとしたことについて、地方自治法(昭和 2 2 年法律第 6 7 号)第 2 8 6 条第 1 項の規定により、山梨県市町村総合事務組合理約を次のとおり変更する。

山梨県市町村総合事務組合同規約の一部を改正する規約（別紙）

平成17年9月21日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第109号 甲府市・中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う山梨県市町村総合事務組合同規約の財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山梨県市町村総合事務組合から中道町および上九一色村の区域の一部が脱退することに伴う組合の財産処分について、次のとおり関係地方公共団体の協議の上、定めるものとする。

財産処分に関する協議書

中道町および上九一色村を廃し、中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入する廃置分合が施行されることに伴い、地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、山梨県市町村総合事務組合から中道町および上九一色村の区域の一部が脱退することによる組合の財産処分について、次のとおり定めるものとする。

甲府市に帰属せしめる財産

退職手当の支給事務にかかる財政調整基金のうち、中道町および上九一色村が退職手当の共同処理を開始した日から廃止する日までの間における負担金の総額から、当該2町村に支給した退職手当支給額の総額および、当該2町村の当該期間中における事務に要した費用を減じて得た額。ただし上九一色村分については、当該額に廃置分合の日における上九一色村の職員であった、すべての者の在職年数の合計のうち甲府市の職員となった、すべてのものの在職年数、合計の占める割合を乗じて得た額とする。

平成17年9月21日 提出

北杜市長 白倉政司

議案第110号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員の公務災害補償等組合同規約の変更について

市川三郷町の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第9条の3第1項の規定を適用し、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が市川三郷町の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて、市町村の合併の特例に関する法律第9条の2第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約を次のとおり変更する。

山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合同規約の一部を改正する規約（別紙）

平成17年9月21日 提出

北杜市長 白倉政司

以上です。

○議長（清水壽昌君）

提案理由の説明を求めます。

白倉市長。

○市長（白倉政司君）

提案理由について、ご説明申し上げます。

議案第106号の市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更についてから、議案第109号の甲府市・中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う山梨県市町村総合事務組合の財産処分についてまでの4議案についてであります。市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定および地方自治法第289条の規定により、市川三郷町、甲州市、中央市、中道町および上九一色村の区域の一部を甲府市に編入、小淵沢町を北杜市に編入に伴い、山梨県市町村総合事務組合の事務を従前の例により行うものとしたこと、同組合を組織する地方公共団体の数を上限すること、および財産の処分について協議が必要であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第110号の市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更についてであります。

市川三郷町の設置に伴い、市町村の合併の特例に関する法律第9条の3第1項の規定により、山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合が、市川三郷町の区域における事務を従前の例により行うものとしたこと、および同組合を組織する地方公共団体の数を増減することについて協議が必要であり、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

内容につきましては、総務部長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、ご議決のほどをお願い申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

総務部長。

○総務部長（小林奎吾君）

それでは議案第106号 市川三郷町及び甲州市の設置等に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

三珠町、市川大門町および六郷町を廃止し、その区域をもって市川三郷町を置く廃置分合が平成17年10月1日施行に伴い、規約の変更および塩山市、勝沼町及び大和村を廃止し、その区域をもって甲州市を置く廃置分合が、平成17年11月1日に施行されるにかかる規約の変更でございます。

次に議案第107号でございますが、中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること、並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う、山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

玉穂町、田富町及び豊富村を廃止し、その区域をもって中央市を置く廃置分合が平成18年2月20日施行するに伴う規約の変更。また、中道町及び上九一色村を廃止し、中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入し、上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入する廃置分合が、平成18年3月1日に施行することに関わる規約の変更でございます。

次に議案第108号でございます。小淵沢町を北杜市に編入することに伴い、山梨県市町村総合事務組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

小淵沢町を廃止し、その区域を北杜市に編入する廃置分合が平成18年3月15日に施行するに伴い、規約の変更をするものでございます。

次に議案第109号 甲府市・中道町及び上九一色村の区域の一部を合併に伴う山梨県市町村総合事務組合の財産処分について、ご説明を申し上げます。

中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入する廃置分合に伴い、当地域の脱退することに関わる組合財産の処分を行うものでございます。

次に議案第110号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員公務災害補償等組合規約の変更について、ご説明を申し上げます。

三珠町、市川大門町及び六郷町を廃止し、その区域をもって市川三郷町を置く廃置分合に伴い、規約の変更及び塩山市、勝沼町、大和村を廃止し、その区域をもって甲州市を置く廃置分合に関わる規約の変更でございます。

以上5件、よろしくご審議の上、ご議決いただきますようお願いを申し上げます。

○議長（清水壽昌君）

当局の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑を許します。

（なし）

質疑を終結します。

これより討論を行います。

（なし）

討論を終わります。

議案第106号から議案第110号までの5案件を一括採決いたします。

本案は原案どおり可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、

日程第79 議案第106号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第80 議案第107号 中央市の設置並びに中道町及び上九一色村の区域の一部を甲府市に編入すること並びに上九一色村の区域の一部を富士河口湖町に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第81 議案第108号 小淵沢町を北杜市に編入することに伴う山梨県市町村総合事務組合規約の変更について

日程第82 議案第109号 甲府市・中道町及び上九一色村の区域の一部の合併に伴う山梨県市町村総合事務組合規約の財産処分について

日程第83 議案第110号 市川三郷町及び甲州市の設置に伴う山梨県市町村議会議員の公務災害補償等組合規約の変更について

は原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第84 発議第4号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者であります内藤昭君から、提案理由の説明を求めます。

30番議員、内藤昭君。

○30番議員（内藤昭君）

発議第4号について、ご説明いたします。

発議第4号

平成17年9月21日

北杜市議会議員 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	内藤 昭
賛成者	〃	篠原眞清
	〃	田中勝海
	〃	坂本治年
	〃	岡野 淳
	〃	古屋富藏

自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出について

上記議案を地方自治法第99条の規定により、別案のとおり提出します。

提案理由

自治体病院は地域の中核病院として高度医療、小児医療、救急医療など、地域の医療体制の確保と医療水準の向上に努めているところでありますが、医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化しております。

よって、医師確保対策、医療水準の向上を図るため提出するものです。

自治体病院の医師確保対策を求める意見書（案）

少子高齢社会を迎え、地域住民が安全で安心な生活を送る上において、地域における医療環境の整備・充実が極めて重要な課題となっている。

こうした中において、自治体病院は地域医療の中核として、高度医療、特殊医療、小児医療、夜間救急、輪番制、二次救急医療等、多くの不採算部門を担いつつ、医療提供体制の確保と医療水準の向上に努めているところである。

しかしながら、昨年4月から実施されている、新たな医療臨床研修制度の必修化に伴う大学による医師の引き上げや医師の地域偏在、診療科偏在等により、地域医療を担う医師の不足が深刻化している。

特に小児科や産婦人科については、過酷な勤務条件、医療訴訟の多さなどの要因により、医師希望者が減少しており、医師の確保が極めて困難な状況にある。そのため、各地で診療の縮小、休止や廃止に追い込まれる病院が相次いでいる。

このような医師不足は全国的な問題となっており、各自治体は医師確保に向けて、懸命の努力を続けているが、大変困難な状況にあり、地域医療の確保・継続が危ぶまれている。

よって、国におかれましては、都道府県、大学、学会、医師会等との連携のもと、早急に抜本的な医師確保対策を講じられるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成17年9月21日

北杜市議会議員 清水壽昌

衆議院議長 河野洋平殿

参議院議長 扇 千景殿

内閣総理大臣 小泉純一郎殿

総務大臣 麻生太郎殿
厚生労働大臣 尾辻秀久殿
文部科学大臣 中山成彬殿
財務大臣 谷垣貞一殿
以上で報告を終わります。

○議長（清水壽昌君）

説明が終わりました。

お諮りします。

本件については質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第84 発議第4号 自治体病院の医師確保対策を求める意見書の提出については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第85 発議第5号 非核平和都市宣言決議についてを議題といたします。

提出者であります、小林忠雄君から提案理由の説明を求めます。

28番、小林忠雄君。

○28番議員（小林忠雄君）

発議第5号

平成17年9月21日

北杜市議会議長 清水壽昌殿

提出者	北杜市議会議員	小林忠雄
賛成者	〃	小澤 寛
	〃	保坂多枝子
	〃	細田哲郎
	〃	中村隆一
	〃	小野喜一郎

非核平和都市宣言決議について

北杜市議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり提出します。

提案理由

世界の恒久平和は、人類共通の願いであることは言うまでもなく、合併前の旧町村においても、それぞれが非核宣言を行っておりました。これを踏まえ、北杜市として改めて平和への意思を明らかにするため、提出するものです。

非核平和都市宣言（案）

世界の恒久平和は、戦争のない安全で豊かな生活を築くことであり、世界共通の願いである。

核兵器の廃絶と恒久平和の実現を願い、人と自然が躍動する環境創造都市を守るため、北杜市は非核平和都市を宣言する。

以上、決議する。

平成17年9月21日

以上です。

○議長（清水壽昌君）

非核平和都市宣言の説明の中で、「人と自然が躍動する」というのが「人と人類が」というふうな発言になりましたけども、「人と自然が」というふうにいたしたいと思いますが、よろしいですか。

（異議なし。の声）

では、そのようにいたします。

説明が終わりました。

お諮りします。

本件については質疑・討論を省略し、採決したいと思いますが、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、質疑・討論を省略し、採決いたします。

本案は原案どおり、可決することにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって、日程第85 発議第5号 非核平和都市宣言決議については、原案どおり可決することに決しました。

○議長（清水壽昌君）

日程第86 継続審査の件を議題といたします。

議会運営委員会、総務常任委員会、文教厚生常任委員会、建設経済常任委員会の各委員長から会議規則第101条の規定により、お手元に配布いたしました申出書のとおり、所管事項の審査につき、継続審査の申し出がありました。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることにご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

異議なしと認めます。

よって日程第86 継続審査の件は各委員長の申し出のとおり、継続審査とすることに決しました。

以上をもちまして、本議会の日程はすべて終了いたしました。

これをもちまして、閉会といたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでございました。

閉会 午後 5時30分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成 年 月 日

北杜市議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

会議録署名議員

本会議録の作成にあたった者の氏名は、次のとおりである。

議会事務局長	三 枝 基 治
議 会 書 記	小 澤 永 和